

# 那賀町地域防災計画

一般災害対策編

令和7年3月

那賀町防災会議

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格、構成及び基本方針	1
第3節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節	那賀町の概要	7
第5節	防災対策の推進方向	17

## 第2章 災害予防

第1節	水害予防対策	31
第2節	風水害予防対策	35
第3節	土砂災害等予防対策	36
第4節	雪害予防計画	40
第5節	気象予警報等伝達整備計画	41
第6節	防災知識の普及・啓発	64
第7節	防災訓練	67
第8節	緊急輸送体制の整備	69
第9節	自主防災組織の育成	71
第10節	ボランティア受入体制の整備	75
第11節	避難行動要支援者等への支援対策の充実	77
第12節	広域応援・受援体制の整備	81
第13節	防災施設等整備	82
第14節	孤立集落対策の強化	86
第15節	危険物等の災害予防対策	87
第16節	林野火災予防対策	88
第17節	企業防災の促進	89
第18節	大規模停電対策	90
第19節	事前復興の取組	91

## 第3章 災害応急対策

災害応急対策の流れ		101
第1節	活動体制	103
第2節	相互応援協力要請	112
第3節	情報通信	115
第4節	災害情報の収集・伝達	122
第5節	災害広報	127
第6節	災害救助法の適用	129
第7節	自衛隊災害派遣要請	132

第8節	消防活動	136
第9節	水防活動の実施	138
第10節	避難対策の実施	143
第11節	交通確保対策	153
第12節	緊急輸送対策	156
第13節	救出・救助対策	158
第14節	医療救護活動	159
第15節	飲料水の供給	162
第16節	食料の供給	165
第17節	生活必需品等の供給	168
第18節	保健衛生活動	171
第19節	防疫活動	173
第20節	遺体の捜索及び火葬等	175
第21節	要配慮者支援対策の実施	177
第22節	廃棄物の処理	179
第23節	住宅の確保	181
第24節	労務供給計画	184
第25節	ボランティア活動の支援	186
第26節	義援金・義援物資の受入・配分	187
第27節	電力施設の災害応急対策	189
第28節	障害物の除去	190
第29節	教育対策	192
第30節	危険物品の保安対策	195
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・復興</b>	
第1節	復旧・復興の基本方針	201
第2節	公共施設災害復旧事業計画	202
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	203
第4節	被災者の生活再建等の支援	205
第5節	計画的復興	208



# 第 1 章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格、構成及び基本方針

### 第1 計画の性格及び構成

この計画は、那賀町防災会議が策定する那賀町地域防災計画のうち、風水害等の一般災害に関する計画であり、本町地域における風水害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。一般災害対策編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総 則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

なお、那賀町地域防災計画では、本編の「一般災害対策編」及び別冊の「地震災害対策編」、「資料編」で構成する。

### 第2 計画の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

### 第3 他の計画との関係

この計画は、本町地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「徳島県地域防災計画」や「徳島県水防計画」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

### 第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を那賀町防災会議に提出する。

### 第5 計画の周知徹底

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、自主防災組織等を通じて広く周知徹底させる。

## 第6 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

## 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 那賀町

那賀町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 徳島県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 6 住民

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民はその自覚をもち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

那賀町の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、徳島県、那賀町、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通

じて那賀町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
那賀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町防災会議に関する事務</li> <li>・ 防災対策の組織の整備</li> <li>・ 防災のための知識の普及、教育及び訓練の実施</li> <li>・ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>・ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</li> <li>・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>・ 住民等に対する災害広報</li> <li>・ 消防、水防その他の応急措置</li> <li>・ 被災者の救出、救護等の措置</li> <li>・ 要配慮者の支援に関する措置</li> <li>・ 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設</li> <li>・ 被災児童、生徒の応急教育</li> <li>・ 食料、医薬品、その他の物資の確保についての措置</li> <li>・ 施設及び設備の応急の復旧についての措置</li> <li>・ 清掃、防疫その他の保健衛生についての措置</li> <li>・ 緊急輸送等の確保</li> <li>・ 公共的団体及び住民防災組織の育成指導</li> <li>・ 地区防災計画に関する事項</li> <li>・ ボランティアに関する事項</li> <li>・ 災害復旧の実施</li> <li>・ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置</li> </ul>
那賀町消防本部 那賀町消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防、災害防止策及びその指導に関すること</li> <li>・ 災害時における消火、応急救助及び救護に関すること</li> <li>・ 災害時における傷病者等の緊急輸送に関すること</li> </ul>
町立病院並びに診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること</li> <li>・ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県防災会議に関する事務</li> <li>・ 防災組織の整備</li> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>・ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</li> <li>・ 県地域の災害に関する情報の収集、伝達および被害調査</li> <li>・ 住民等に対する災害広報</li> <li>・ 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示</li> <li>・ 消防・水防その他の応急措置</li> <li>・ 被災者の救難、救助、その他の保護</li> <li>・ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料、医薬品、その他の物資の確保</li> <li>・ 施設及び設備の応急の復旧</li> <li>・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</li> <li>・ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持</li> <li>・ 緊急輸送等の確保</li> <li>・ 災害復旧の実施</li> <li>・ 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項</li> <li>・ ボランティアに関する事項</li> <li>・ 公共的団体及び住民防災組織の育成指導</li> <li>・ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置</li> </ul>
	阿南警察署・那賀交番	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒区域の設定及び避難の指示・誘導に関すること</li> <li>・ 負傷者の救出・救護に関すること</li> <li>・ 交通の規制及び緊急輸送路の確保に関すること</li> <li>・ 行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認に関すること</li> <li>・ 犯罪の予防、検挙及び各種広報に関すること</li> </ul>
	陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること</li> <li>・ 災害時における応急復旧活動に関すること</li> </ul>
指 定 地 方 行 政 機 関	四国森林管理局 徳島森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄地治山事業の実施に関すること</li> <li>・ 国有保安林の整備保全に関すること</li> <li>・ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること</li> </ul>
	中国四国農政局 徳島地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること</li> <li>・ 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関すること</li> <li>・ 政府所有乾パンの緊急引渡しに関すること</li> </ul>
	四国地方整備局 那賀川河川事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管轄する河川の管理に関すること</li> <li>・ 長安ロダム施設の災害応急対策に関すること</li> <li>・ 長安ロダム放流警報に関すること</li> </ul>
	徳島地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う</li> <li>・ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う</li> <li>・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</li> <li>・ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う</li> <li>・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</li> </ul>
関 指 定 公 共 機	西日本電信電話 株式会社徳島支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること</li> <li>・ 災害時における非常通話の確保及び通信疎通状況の広報に関すること</li> </ul>
	四国電力（株） ・四国電力送配電（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力施設の防災対策及び復旧対策に関すること</li> <li>・ 災害時における電力供給の確保に関すること</li> </ul>

	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること</li> <li>災害時における非常通話の確保及び通信疎通状況の広報に関すること</li> </ul>
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の通信施設に関する防災対策及び復旧対策に関すること</li> <li>非常時におけるメール情報通信の確保と気象情報</li> <li>安否情報等の伝達に関すること</li> </ul>
	日本郵便株式会社 四国支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行うこと</li> <li>被災者が差し出す郵便物の料金免除を行うこと</li> <li>被災地あて救助用郵便物の料金免除を行うこと</li> <li>被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行うこと</li> </ul>
	日本赤十字社徳島県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における医療救護に関すること</li> <li>災害時の血液製剤の供給に関すること</li> <li>義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること</li> <li>その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること</li> </ul>
	日本通運株式会社徳島支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における緊急輸送の確保に関すること</li> </ul>
指定 地方 公共 機関	バス事業会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること</li> <li>災害時における被災地との交通の確保に関すること</li> </ul>
	ガス供給事業会社等	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること</li> <li>ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること</li> <li>住民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること</li> </ul>
	自動車運送事業会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること</li> <li>災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること</li> </ul>
	報道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における広報活動に関すること</li> </ul>
共的 団体 及び 防災 上重 要な 施設 の管 理者	農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること</li> <li>農作物等の災害応急対策の指導に関すること</li> <li>被災農家に対する融資又はあっせんに関すること</li> <li>農業生産資材及び農家生産資材の確保、あっせんに関すること</li> </ul>
	森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること</li> <li>組合員の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること</li> <li>被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること</li> </ul>
	商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること</li> <li>救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること</li> <li>被災商工業者に対する資金の融資又はあっせんに関すること</li> </ul>

建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における応急対策及び応急復旧の協力に関すること</li> </ul>
医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師会救護班の編成並びに連絡調整に関すること</li> <li>・ 災害時における医療救護活動の実施に関すること</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動体制の整備に関すること</li> <li>・ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること</li> </ul>
危険物関係施設 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における危険物の保安措置に関すること</li> </ul>

## 第4節 那賀町の概要

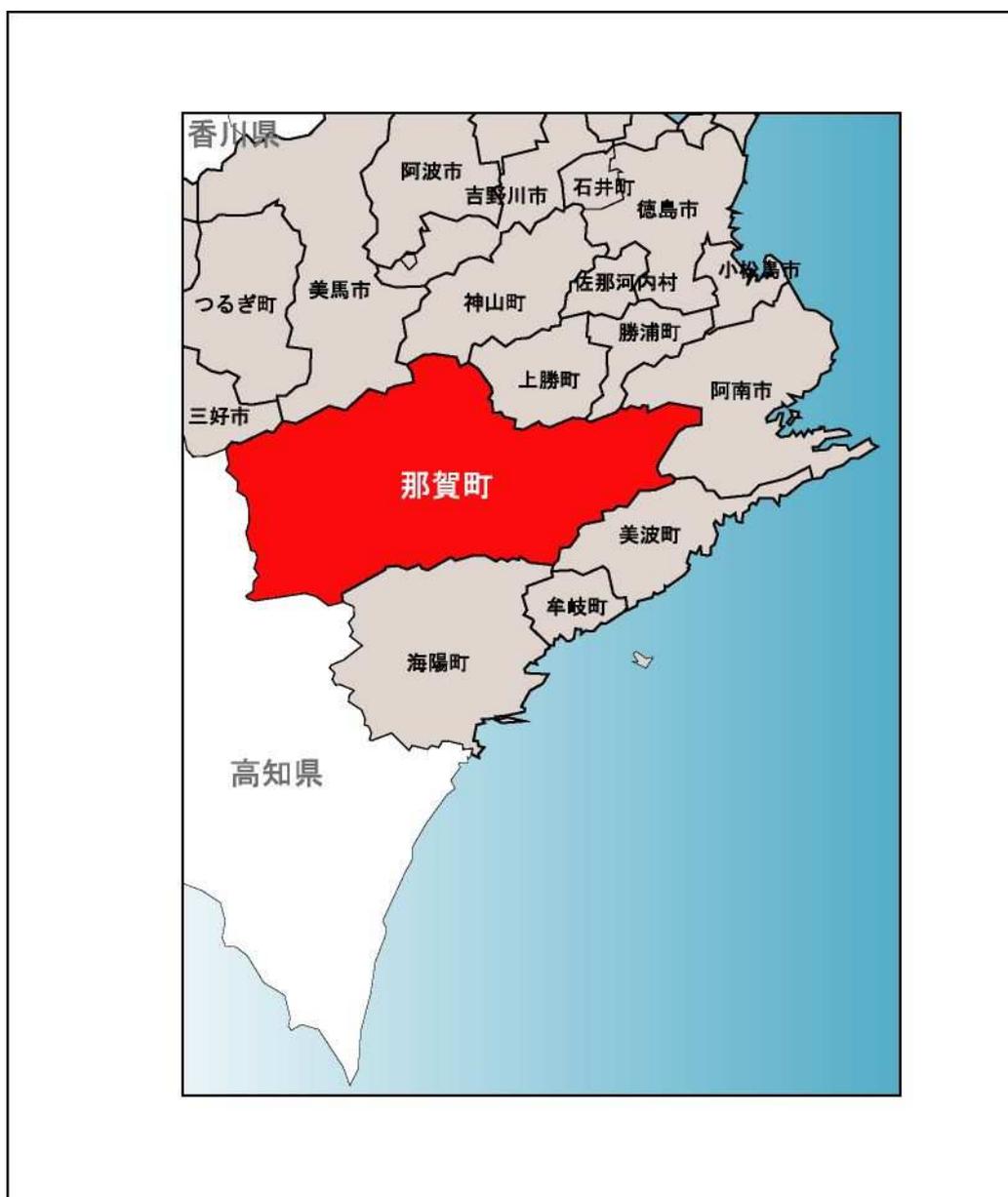
### 第1 地勢

#### 1 位置の概要

平成17年3月1日、鷲敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村の丹生谷5町村が合併して誕生した那賀町は、徳島県の南東部に位置し、東は阿南市、西は高知県、南は海部郡、北は勝浦郡、神山町、美馬市、三好市に隣接している。町域面積は694.86km<sup>2</sup>であり、県の総面積の約17%を占めている。

地域の北西部には四国山地、南部には海部山脈等を配しており、標高1,000m以上の山々に囲まれ、可住地面積はわずかに5.0%の中山間地域である。地域内には那賀川及び坂州木頭川が流れ、両河川は上那賀地区内で合流して地域のほぼ中央を西から東に貫流し、太平洋に注いでいる。

【那賀町位置図】



## 2 気 候

本町の気候は、太平洋気候帯に属し、地形的特性から、日本でも有数の多雨地域である。山間地であるため、沿岸部に比べると気温の変動が大きく、複雑な気象特性をもつ。また、年間を通じて昼夜の寒暖差が大きく、内陸性の特徴を示している。

春は、周期的に天気が変わり、低気圧が近くを通過すると大雨や強風が吹くことがある。上空に冬の寒気が戻ってくると、雷やひょうが発生しやすく、災害が発生することもある。

冬型の気圧配置になると空気が乾燥することも多く、山火事等が発生しやすい。

夏は、熱帯低気圧や台風の影響が大きい。梅雨の長雨、早い時期の台風の影響による強風と大雨、発達した積乱雲による集中豪雨、雷、ひょう等風水害の発生しやすい状況になる。

秋は、台風の上陸と秋の長雨の影響から、風水害の発生が非常に多く、特に近年は、台風が連続して上陸する等、大雨による災害の発生が増加傾向にある。

冬は、山間地のため徳島県内でも積雪が多く、雪への備えが必要になる。気温の低下から、水道管の凍結や路面の凍結等が発生し、生活が乱れることもある。

また、降水量は、剣山山脈の南側に位置するため、年間降水量は3,000mmを超え、多い年では4,000mmに達することもあり、県内で最も降水量の多い地域となっている。

## 3 地形（図1）

本町は徳島県の南東部に位置し、北西部の四国山地と南部の海部山脈の間に標高1,000m以上の山々に囲まれ広がり、町内を西から東へ向かって流れる那賀川に、各地区から南北に支流が流れ込んでいる。

那賀川によって南北に分断されている山地は、ほとんどが大起伏山地を形成し、人家は、那賀川の兩岸にて、中起伏及び小起伏山地となっている一体に集中している。緩やかな山地は、那賀川の流れの変遷によって形成されてきたと考えられている。

## 4 地質（図2）

本町の表層地質は、砂礫、砂岩、泥岩等の堆積岩によって形成され、泥岩、砂岩は四国山地や那賀川に沿うように東西にわたって筋上に位置している。本町の北部にあたる木沢地区には、石灰岩と蛇紋岩が確認され、那賀町中心部には、細く筋状にチャートの存在が確認されている。

## 5 活断層（図3）

那賀町北部の剣山に、顕著な活断層として知られる鮎喰川断層系が存在し、この断層系は、宮前断層、南山断層、下名断層、見ノ越北側の4つの断層から形成されている。

鮎喰川断層系は、1本の断層線ではなく、剣山北方・木屋平川・鮎喰川・園瀬川の上流等の谷沿いに“多”型雁行（雁が飛ぶ時の列の形のように斜めに並んでいる様子）をなして配列している。このうち、宮前断層、南山断層は、三波川結晶片岩と御荷鉾緑色岩類の境界断層付近に位置し、下名断層、見ノ越北側は、御荷鉾構造線ないしは鮎喰川断層沿いにみられる。いずれの断層も右ずれ傾向を示しており、概して北落ちとなっている。

## 6 河川（図4）

那賀川は、その源を剣山山系ジロウギユウに発し、曲折しながらほぼ東流して紀伊水道に注ぐ流域面積874km<sup>2</sup>、幹川流路延長125kmの四国でも有数の1級河川である。那賀川の水系には、臼ヶ谷川、坂州木頭川等の75の支流がある。支流の流れる山地は、標高こそ高くないが、急勾配である箇

所が多く、溪流も急流になる。

また、那賀川には3箇所、坂州木頭川(支川含む)に2箇所ダムが設置されている。

図 1

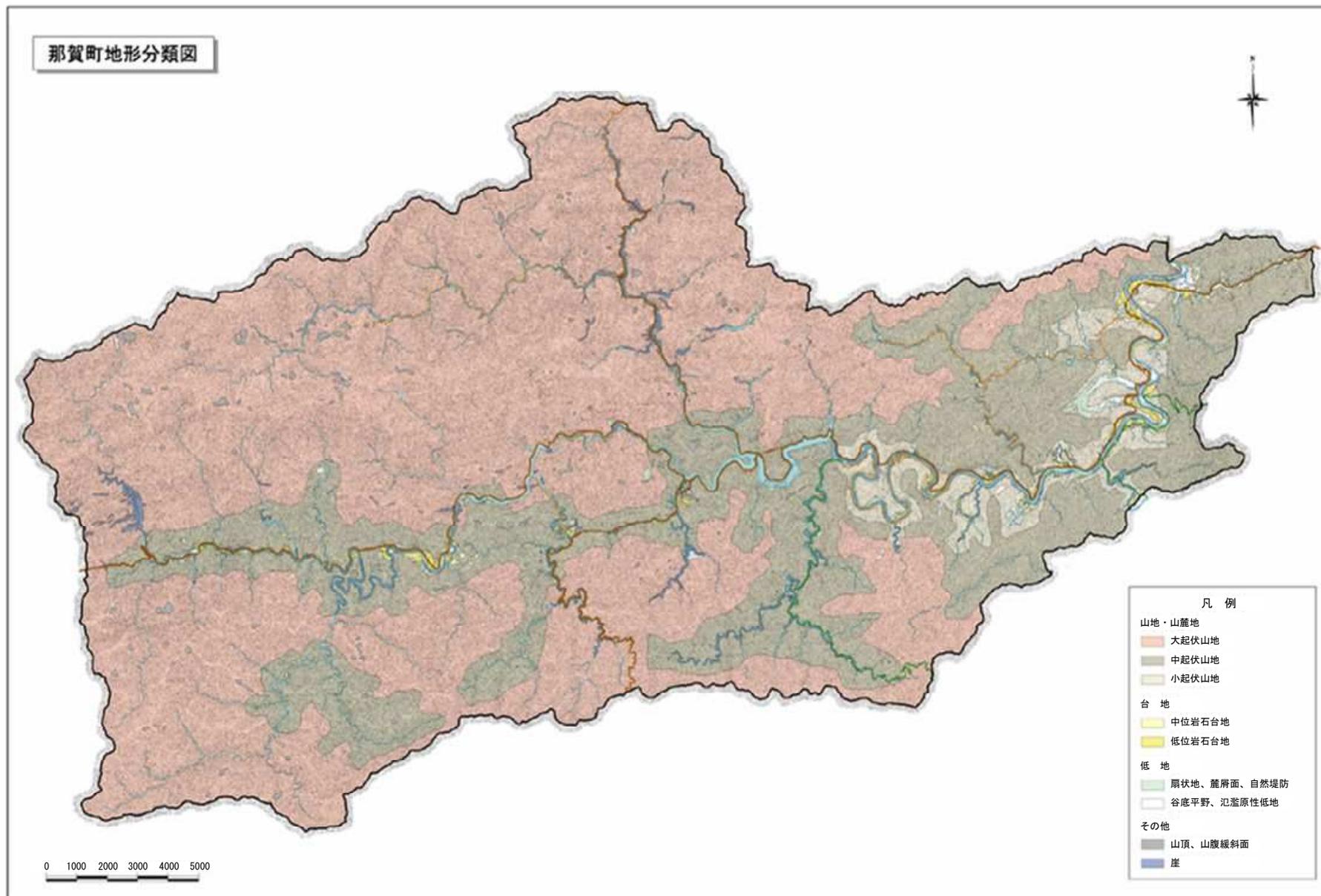


図 2

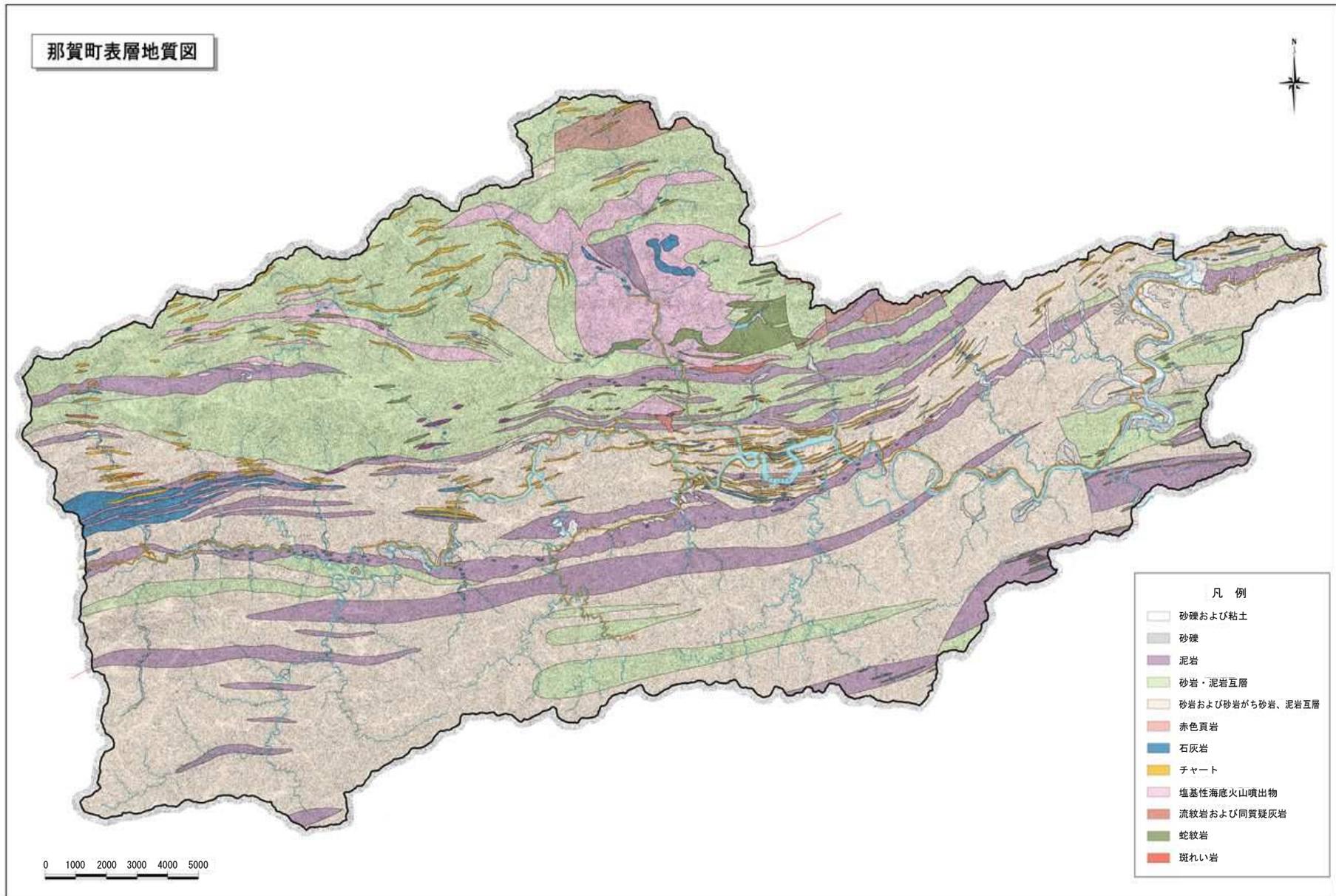


図3 【活断層図】

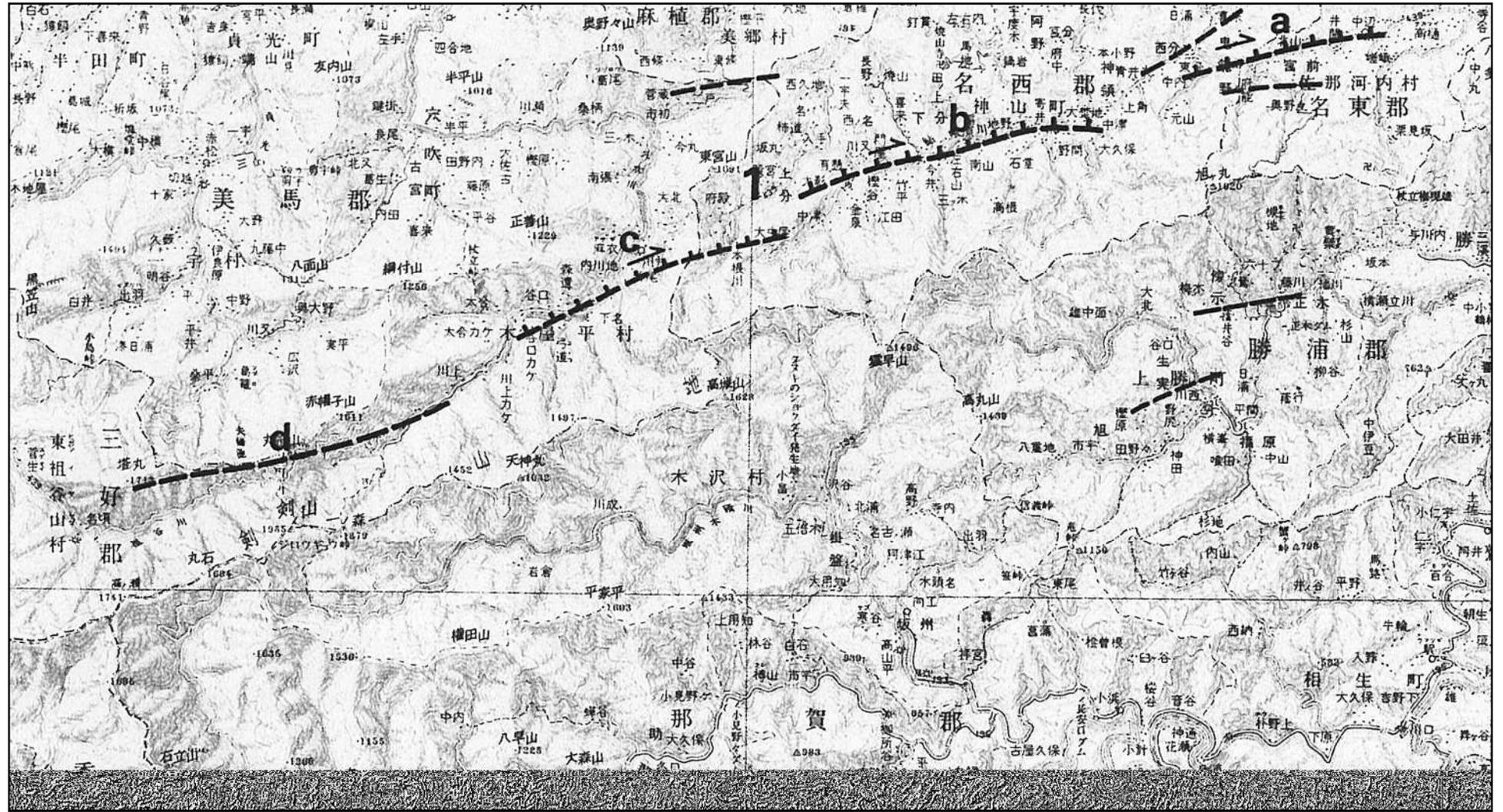
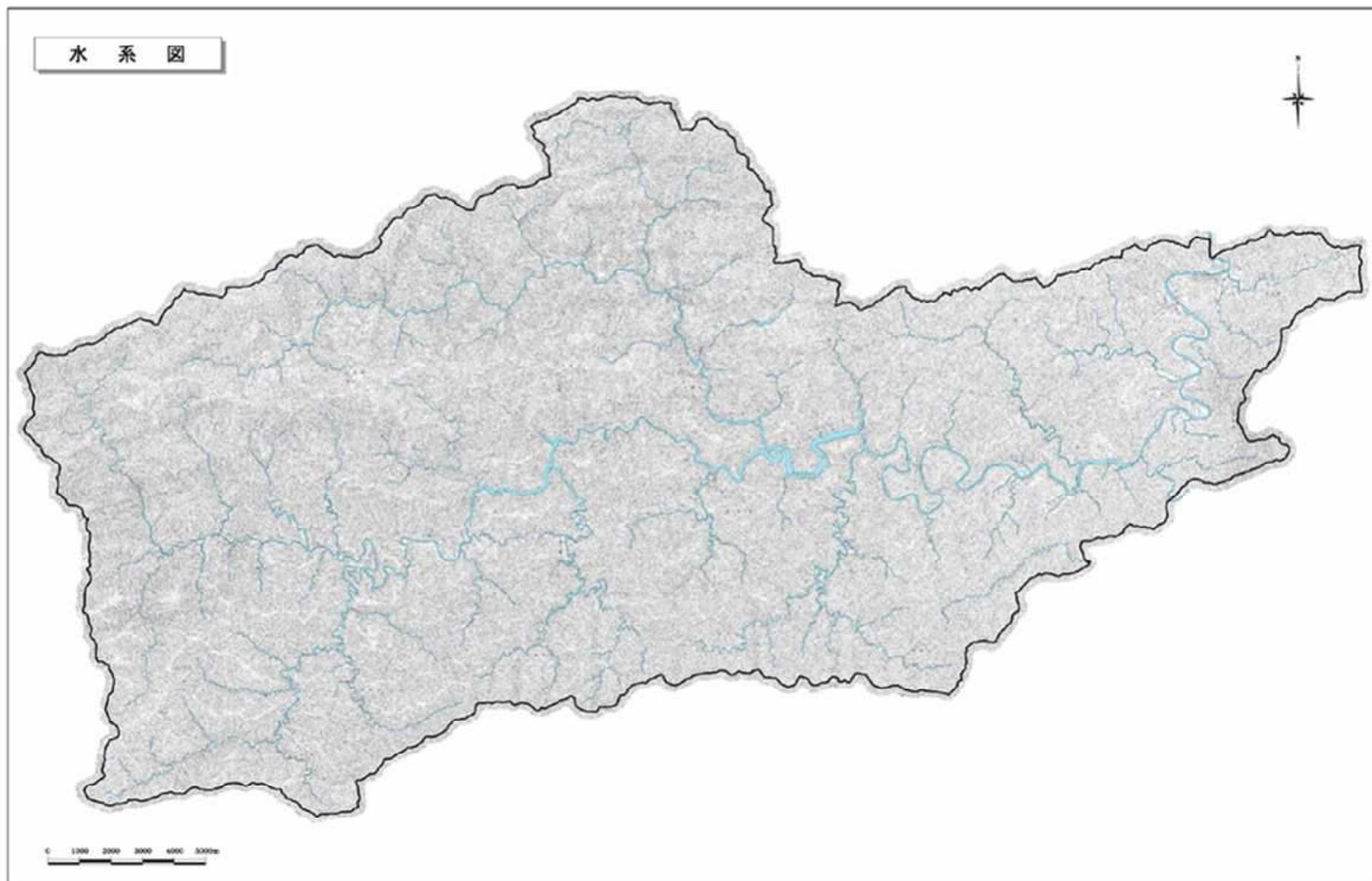


图 4



## 第2 社会条件

### 1 土地利用

那賀町の総面積は694.8km<sup>2</sup>である。総面積に対する森林比率は、那賀町全体では95.1%である。一方、可住面積は5.0%になっている。

### 2 人口の推移

那賀町の人口は7,367人（令和2年国勢調査）で平成17年から比較すると3,000人以上の人口が減少しており、高齢化率は37.8%から、51.8%まで上昇している。また、年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口が特に減少幅が大きくなっている。地域における高齢者の増加は、災害時の介助や支援が必要な要配慮者の増加につながるため、その対策が求められる。

【人口総数、3区分別人口構成、高齢化率の推移】

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	10,678	9,318	8,402	7,367
0歳～14歳	1,157	866	698	559
15歳～64歳	5,483	4,497	3,731	2,992
65歳以上	4,038	3,955	3,914	3,816
高齢化率	37.8%	42.4%	46.9%	51.8%

（国勢調査より作成）

### 3 道路・交通

那賀町の道路網は、幹線として東西に国道195号が鷲敷地区、相生地区、上那賀地区、木頭地区を横断し、南北方向に国道193号が上那賀地区、木沢地区と縦断している。町内は、国道から分岐する主要地方道や一般県道だけでなく、林道や農道も縦横に集落を結び、住民の生活を支えている。

住民の移動手段は自家用車を中心であるが、徳島バスの丹生谷線及び徳島南部バスが運行されている。また、相生地区、木沢地区、木頭地区では、代替バスが運行し、地区内の交通の便が確保されている。

### 第3 過去の災害

#### 1 風水害

平成26年8月10日、台風11号による豪雨により大規模な浸水被害があった。この災害では災害救助法の適用も受け、鷺敷地区、木頭地区を中心に町全体の1割の世帯が被害にあった。また、平成16年7月29日から8月5日にかけて台風10号及び11号の影響で降り続いた豪雨災害では、木沢地区で2人が死亡し、住家の被害は、全壊が上那賀地区で5棟、木沢地区で5棟の合計10棟に及んだ。

近年の風水害は以下のとおりである。

日付	名称	被害状況
平成27年7月16日	台風11号	全壊 1世帯 床上浸水 47世帯 床下浸水 33世帯
平成26年8月10日	台風11号	全壊 5世帯 大規模半壊 25世帯 半壊 148世帯 床上浸水 125世帯 床下浸水 97世帯
平成23年9月2日	台風12号	自主避難 72世帯 床上浸水 16棟 床下浸水 16棟
平成23年7月19日	台風6号	自主避難 150世帯
平成21年8月6日	台風9号	自主避難 340世帯 床上浸水 31棟 床下浸水 7棟 住家全壊 1棟
平成17年9月5日	台風14号	自主避難 119世帯 床上浸水 11棟 非住家に転石 1棟
平成16年10月19日	台風23号	床上浸水 19棟
平成16年8月27日	台風16号	軽症者 1人 住家一部損傷 2棟
平成16年7月29日	台風10, 11号	死亡 2人 住家全壊 9棟 住家半壊 13棟 住家一部損傷 7棟 床上浸水 3棟 床下浸水 23棟

(徳島県資料及び町資料より)

## 2 火 災

風水害、地震以外の災害では、火災によるものが多く被災状況は下表のようになっている。

日 付	名 称	被 害 状 況
平成30年8月14日	上那賀地区臼ヶ谷山林火災	焼損面積 1.5ha
平成30年8月8日	鷺敷地区北地山林火災	焼損面積 0.38ha
平成29年3月17日	相生地区蔭谷山林火災	焼損面積 1.5ha
平成28年2月27日	相生地区平野山林火災	焼損面積 0.64ha
平成27年10月19日～26日	木頭折宇谷山林火災	焼損面積 20ha
平成24年5月29、30日	上那賀地区山林火災	焼損面積 3ha 損害額 982千円
平成18年1月1日	木頭地区山林火災	焼損面積 0.3ha
平成14年12月3日	木沢地域林野火災	焼損面積 0.3ha 損害額 400千円
平成12年6月29日	木沢地区山林火災	焼損面積 3.5ha

(徳島県資料及び町資料より)

## 第5節 防災対策の推進方向

### 第1 防災ビジョン

基本方針としての防災ビジョンは、地域の防災憲章ともいえるべきものであり、中長期的かつ総合的な視点のもと、本町の防災に関する基本方針を定めるものである。

### 第2 災害対策の目的

災害対策の目的は、その基本理念である「住民の生命及び財産の保護及び社会生活の維持」を達成することにある。

しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

令和元年度に策定した「那賀町国土強靱化地域計画」により、道路、橋梁の長寿命化、水道施設、下水施設の長寿命化、迂回路の整備など優先すべき事項を拾い出しを行った。これにより、災害前に対応すべきこと、災害後の迅速な復旧復興対応に向けてすべきことを各課で検証し、住民の安全安心な暮らしを保てるよう事業に取り組む。

### 第3 基本目標

防災ビジョンの策定にあたっては、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震等の地震災害、本町に甚大な被害をもたらした平成26年8月の台風11号による豪雨災害など様々な災害からみた防災計画の課題等を整理し、ダムの堆砂問題といった本町がかかえる地域課題や県全体における広域的な位置づけ等を踏まえた上で、防災対策のあり方や基本的な考え方を明確化するために、以下の3つを基本目標とする。

#### 1 災害に強いまちづくり

低地部における軟弱地盤の改良や、山間部における土砂災害危険箇所等での各種防災事業を進めるとともに、安全な居住空間をつくるまちづくり各種事業といった、ハード面での防災対策を推進し、災害を発生させないまちを形成する。また、災害時の避難路・輸送路や避難場所の体系化や、避難後の被災者のQOL（生活の質）の確保、さらに要配慮者支援体制の確保等、ソフト面での災害に強いまちづくりを進める。

#### 2 災害に強い人づくり

災害から身体・生命・財産を守るために、災害対策の中心となる町の職員はもとより、住民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、以下の点について留意する。

- (1) 災害時に、自分自身を守り、家族や隣人の安全を配慮すること
- (2) 災害時に率先して防災活動に協力・従事すること
- (3) 職員は防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行うこと

こうした点を踏まえ、防災訓練や自主防災組織の育成、防災知識の啓発により、職員及び住民の防災行動力の向上を図るとともに、災害時における住民の防災活動が円滑に行われるよう、町及び関係機関によるバックアップ体制を整備する。

### 3 災害に強いシステムづくり

風水害に対する警戒体制や災害発生時に素早く的確な対応を図る災害活動体制、水防力の強化や生活必需物資の備蓄をはじめとする救援・救助・救護の支援体制、移動系防災行政無線や町独自の防災無線の整備といった多様な情報収集・伝達体制の整備等とともに、住民・職員のそれぞれが災害の応急対策、復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

## 第4 防災施策の大綱

### 1 災害に強いまちづくり

- (1) 水害、土砂災害を未然に防ぐ防災機能の向上
  - ア 土砂災害危険箇所の把握と整備
  - イ 河川の堆砂除去による浸水被害の防止
  - ウ 排水能力の充実
  - エ 下水道及び治水施設の整備
  - オ 情報伝達及び避難誘導體制の整備
  - カ 孤立化対策
- (2) 防災機能の向上
  - ア 火気器具・危険物取り扱いの管理指導の徹底
  - イ 火災予防査察の強化
  - ウ 緊急輸送路、避難路となる主要道路の整備推進
  - エ 被災者のニーズに配慮した避難所の運営・管理
  - オ 交通規制の実施体制と規制方法の明確化
  - カ 防災に係る公園緑地等の整備
  - キ 医療・医薬品、飲料水・食料、生活必需品等の備蓄
  - ク 要配慮者支援対策の充実
- (3) 地震災害対策の推進
  - ア 耐震性建築物の建設、擁壁・法面の崩壊防止
  - イ 電気、ガス、上水道、電話、CATV施設等の耐震性の向上
  - ウ 復旧手順の明確化
  - エ 二次災害の防止対策
- (4) 広域的な支援体制の確立
  - ア 他市町村との広域的な応援体制の確立
  - イ ボランティアの受入体制の確立

### 2 災害に強い人づくり

- (1) 住民の防災意識の啓発
  - ア 災害への対応知識の徹底
  - イ 住民への広報活動の推進
  - ウ 住民全体参加の防災訓練等の実施
  - エ 防災教育や訓練による個人の防災活動力の向上
- (2) 災害に強い職員づくり
  - ア 町職員、防災関係機関職員の防災に関する意識啓発及び惨事ストレス対策

- イ 防災教育や訓練による防災活動力の向上
- ウ 防災知識の向上
- (3) 自主防災組織の育成
  - ア 各自治会を単位とした自主防災組織の育成
  - イ 地域の自衛防災活動の推進
  - ウ 個人の防災活動力の組織化
  - エ 防災リーダーの育成

### 3 災害に強いシステムづくり

- (1) 防災施設と防災用資機材の整備及びその活用体制の確立
- (2) 人命救助優先の警戒避難体制の強化
- (3) 通信機能の向上及び情報収集伝達体制の整備
  - アマチュア無線、CATV網、インターネット、衛星回線電話、那賀町減災コミュニケーションシステム、移動系防災無線、IP無線機等の多様な情報伝達手段の整備
- (4) 災害時の役割分担の明確化及びその確実な実行
- (5) 総合的な防災体制・防災戦略の確立
- (6) 避難所施設のバリアフリー化推進



## 第2章 災害予防

# 第1節 水害予防対策

防災課 建設課 農業振興課 林業振興課 那賀町消防本部 消防団

水害予防計画は、各水系ごと一貫したものとし治山、砂防、河川改良及び地すべり防止事業等を総合的、計画的に推進し、災害の防除軽減を図る。

## 第1 河川防災対策

河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、既存洪水調節施設の有効活用、河川管理体制の強化、水源かん養保安林等の保全、急傾斜地崩壊対策事業・砂防対策事業の促進等治山・治水対策の推進を図る。

また、長安ロダムや小見野々ダム、川口ダムについては、ダム管理や防災対策の強化を国や県及び施設管理者に要請する。

### 1 治水対策

- (1) 河川の浸水被害のおそれのある地域において河川整備の促進を関係機関に働きかける。
- (2) 長安ロダムについては、施設の改造と堆砂除去により洪水調節能力の増強を図ることを要請する。

### 2 河川情報施設の強化

- (1) 那賀川河川事務所においては、平成20年度より長安ロダムの放流量や河川水位を通知する「防災情報メール配信サービス」を開始した。また、平成23年度より那賀町と防災情報に関する協定書を締結し、自治体等との情報共有体制の強化に取り組んでいる。
- (2) 県管理の中小河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。町はこれらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

### 3 警戒避難体制の整備

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、町長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。配布する印刷物において、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

### 4 維持管理の強化

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは機動的に補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水時には被害を最小限度に抑えるよう、国や県及び施設管理者と連携を図りながら施設の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施

する。

## 5 長安口ダムの治水機能の向上

長安口ダムの洪水調節による治水効果を高めるためには、洪水調節容量を増大させる必要がある。このため、平成19年4月1日より長安口ダムが徳島県から国土交通省へ移管されたことから、河川整備計画に基づく長安口ダム改造事業が実施されている。

## 6 その他の対策

流域内の樹木の伐採にあたっては、地域のもつ保水、遊水機能の確保のため、伐採の跡地に広葉樹を植林する等の対策を実施し、機能保全に配慮した対応を進める。

## 第2 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80mm以上の年間発生回数の最近10年間（2014年から2024年）の平均年間発生回数（約24回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均年間発生回数（約14回）と比べて約1.7倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨が発生し、多くの死者も発生しており、その対策が、重要な防災上の課題となっている。

### 1 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放水量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や「徳島県携帯サイト」をはじめ、民間気象会社や町など、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く住民が活用できるように、町は周知・広報する。

### 2 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「高齢者等避難・避難指示」などの避難情報の発表については、防災行政無線や町ケーブルテレビ、音声告知放送などにより、町が、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

### 3 消防等による警戒

消防署や消防団、町等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- (1) 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- (2) 局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
- (3) 土砂災害などの危険箇所等の警戒
- (4) 緊急のダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

#### 4 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、工事発注機関は、局地的な集中豪雨による水位の急上昇が予想される危険箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- (1) 雨天時の工事中止等の検討
- (2) 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- (3) 避難行動の事前確認の徹底
- (4) 作業現場及び周辺の点検

#### 5 施設管理者等の安全対策

町は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講ずる。

- (1) 気象情報の迅速な収集と活用
- (2) 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- (3) 早期の道路の通行規制

#### 6 水害に強いまちづくり

- (1) 町及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (3) 町及び県は、河川、下水道、ため池について築堤、河川掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
- (4) 町長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (5) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたとときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。
- (6) 町及び県は、土砂災害の恐れがある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の設備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- (7) 町及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木補足式ダムの設置や間伐と等の森林整備などの対策を推進するものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などの複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

## 7 防災知識の普及

- (1) 町及び県は、国と連携しながら、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- (2) 町、県及び四国地方整備局は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 町、県及び四国地方整備局は、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 町、県及び四国地方整備局、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 町、県及び四国地方整備局は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 町及び県は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚、知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (7) 徳島地方気象台は、徳島県、那賀町その他の防災関係機関と連携し、風水害（土砂災害、洪水害、高潮や竜巻等突風による災害等）が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

## 第2節 風害予防対策

防災課 農業振興課 林業振興課 ケーブルテレビ課

家屋、農作物及び通信施設等を風害から守るのは、次の計画による。

### 1 保安林整備

風害等防止のため保安林の適正な管理を行い、災害の防除軽減を図る。

### 2 農作物の予防対策

- (1) 風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。
- (2) 栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図る。
- (3) 各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図る。

### 3 通信施設の防災対策

電気通信設備及び防災行政無線施設等については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講ずるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。

### 4 電力設備の防災対策

電力設備には、各管理者が弱体設備の補強を行うほか、強風時においては、予防巡視を実施する。

### 5 CATV設備の防災対策

那賀町ケーブルテレビは、強風時において、放送及び町内電話機能の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置ができるよう設備ごとに予防措置を講ずる。

### 第3節 土砂災害等予防対策

防災課 建設課 農業振興課 林業振興課 消防団

町は県及び関係機関と連携し、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、県が行う危険地域の実態調査に協力し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

#### 1 地すべり予防対策

- (1) 地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難場所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、地すべり防止区域内における地すべりを誘発助長する行為の制限、土砂災害危険箇所図等による地すべり危険箇所の公表周知を推進する。

- (2) 町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

#### 【参考】地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 樹木、電柱、墓石などが傾く。
- 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。  
集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。
- 8 地鳴りがする
- 9 浮石、落石が発生する。

(資料編 地すべり危険箇所、地すべり危険地区、地すべり指定地、地すべり防止区域の各一覧)

#### 2 急傾斜地崩壊予防対策

- (1) がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、地震後は山地の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

本町においても過去台風等により急傾斜地のがけ崩れによる崩壊で人的、物的被害が出ている。

がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

- (2) 町は警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県の支援を要請する。

また、次表に掲げる急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準を町職員だけでなく、関係住民にも周知しておくものとする。

次の表の第1警戒体制及び第2警戒体制については、職員の配備体制の表中、1号配備及び2号配備にそれぞれ準ずる。

なお、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するよう、対策工事等の事業の推進を県に要請する。

【急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準】

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

※ただし、降雪、融雪時並びに地震、地すべり等発生時は別途考慮する。

— 【参 考】 危険度の高いがけ —

- 1 クラックのあるがけ
  - 2 表土の厚いがけ
  - 3 オーバーハングしているがけ
  - 4 浮石の多いがけ
  - 5 割目の多い基岩からなるがけ
  - 6 湧水のあるがけ
  - 7 表流水の集中するがけ
  - 8 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
- 集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

(資料編 急傾斜地崩壊危険箇所一覧)

(資料編 急傾斜地指定地一覧)

### 3 土石流予防対策

- (1) 土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は山地の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

- (2) 町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険渓流のパトロール等を実施する。

【土石流対策雨量基準】

区 分	警 戒 雨 量	危 険 雨 量
連続雨量	200mm以上	300mm以上

日雨量	150mm以上	200mm以上
6時間雨量	120mm以上	180mm以上
4時間雨量	100mm以上	150mm以上
2時間雨量	70mm以上	100mm以上
1時間雨量	50mm以上	60mm以上

なお、土石流発生危険予想溪流には重点的に砂防工事を施工して(主としてえん堤)、土石流の流下を未然に防止するよう事業の推進を県に要請する。

(資料編 土石流危険溪流一覧)

(資料編 砂防指定地一覧)

(資料編 山地に起因する災害危険箇所一覧)

#### 4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

町は県及び地域住民と連携し、危険箇所のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

町は県と連携し、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に危険地区内にある要配慮者利用施設の保全を重点的に実施する。

#### 5 土砂災害警戒区域等における予防対策

##### (1) 警戒避難体制の整備

##### ア 警戒避難体制の整備

町は、関係住民が安全な避難が行えるよう警戒避難の整備を図る。

##### (ア) 危険箇所の周知

土砂災害に係る危険箇所について、必要に応じて地区別の防災に関する総合的な資料を作成するとともに、危険箇所において看板等を設置し、また広報紙、印刷物等の配布により地域住民に周知する。

##### (イ) 自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法第5条第2項に基づき、関係住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

##### イ 危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

梅雨期及び台風期の前に定期的に町内の危険箇所パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施して当該危険箇所についての状況を的確に把握する。

##### ウ 情報収集及び伝達体制の整備

町は、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線等の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順及びルートを定めておく。

また、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

## エ 防災知識の普及

町は、関係住民に対して日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれがある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、住民への広報に努める。

（資料編 土砂災害警戒区域一覧）

## 6 ダム湖等の堆砂対策計画

町内を流下する那賀川本流には、治水・利水を目的とする長安ロダム、利水を目的とする小見野々ダム、川口ダムがある。

平成27年度末現在で長安ロダムでの堆砂率は、計画堆砂量に対して303.7%、小見野々ダムで134.6%、川口ダムで105.0%と、ダム湖の堆砂が進んでいる。

ダム湖の堆砂の進行は、ダムの治水・利水機能を低下させ、下流域に悪影響を及ぼすだけでなく、上流域の浸水被害が危惧されることから、国、県並びに関係機関に調整と協力を働きかけ、総合的な堆砂対策を推進する。

### (1) ダム湖及び河川の堆砂対策

一般的なダムの堆砂対策として、上流の貯砂ダムによる土砂流入制御や下流への土砂のバイパス、上流部森林の管理等がある。長安ロダムにおいては、大規模な土砂流入にも対応し長期的にダム湖の有効貯水容量を確保する堆砂対策が事業化された。今後は、堆砂除去土砂運搬施設等の敷設と長期的な堆砂対策が速やかに実施されるよう、国、県並びにダム設置者等の関係機関に協力を働きかけ、堆砂対策を推進する。

### (2) 日常的な避難訓練等による防災対策

ダム湖や河川等において浸水が予想される集落の災害防止策として、住民への迅速な情報提供や円滑な避難活動を促進するために、自主防災組織の結成や避難訓練等を通じた災害予防対策を進める。

## 第4節 雪害予防計画

防災課 建設課 消防団

豪雪による被害を防止し又は軽減するため、その措置を講ずるものとする。特に交通の確保を図るため、除雪剤を配備し、主要道路の倒木対策や除雪等を県及び関係地域の協力により実施する。

### 1 実施責任者

- (1) 町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実務にあたっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行う。
- (2) 町は主要道路の除雪については建設事業者等と協力体制をとり早期の復旧を行う。

### 2 除雪計画

本町内の国道及び主要な県道については、県の定める徳島県雪害防止対策要綱に基づき除雪が行われるが、町道については、交通時に重大な支障を来すときに、路線の優先順位を次の基準により定め、交通の確保に努める。

#### (1) 町道の除雪優先基準

- ア 消防自動車、救急車等の車両通行の確保
- イ 通勤、物資輸送路の確保
- ウ 学校、役場等の公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道連絡路の確保
- エ 通学路の確保
- オ その他緊急に必要とする路線

#### (2) 資機材の調達

町は、除雪に必要な機械、資機材の確保にあたっては、必要に応じ県に要請する。

### 3 積雪時における消防対策

消防自動車等の通行に支障がないよう、常に消防団員等により、消防施設及び施設周辺の除雪を行う。また、消防水利についても常に除雪を行い、消防活動に支障のないよう整備する。

## 第5節 気象予警報等伝達整備計画

防災課

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の速やかな伝達を行い、防災対策の適切な実施を図る。

### 第1 特別警報・警報・注意報、気象情報等

#### 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、高齢者等避難・避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

#### 2 特別警報・警報・注意報、気象情報等

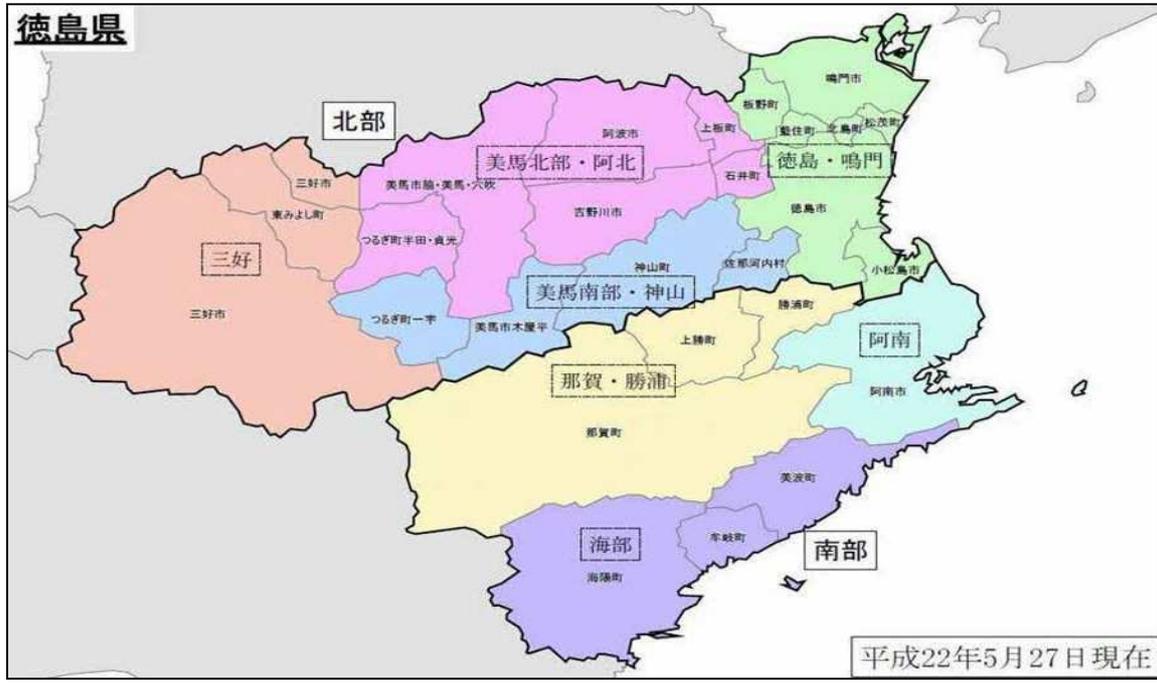
大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。

徳島県の気象警報・注意報や天気予報の発表区域の図



徳島県の気象警報・注意報や天気予報の発表区域の表

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一宇
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町

3 徳島地方气象台等が発表する特別警報・警報・注意報、気象情報等の種類と概要及び発表基準（数値は、予想される気象要素値である）

(1) 特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予

	想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

#### 気象に関する特別警報の現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

#### ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

##### 大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続けると予想される市町村等に発表します。

- ① 表面雨量指数（※2）として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数（※3）として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。

##### 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数（※4）の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ激しい雨（※1）がさらに降り続けると予想される市町村等に発表します。

※1 激しい雨：1時間におおむね30 mm以上の雨

※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。

※3 流域雨量指数：降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を表す値。

※4 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

イ 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

指標を以下のとおりとする。

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とします。

台風については、指標（発表条件）となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

温帯低気圧については、指標（発表条件）となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表します。

徳島県の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値（令和元（2019）年 10 月 30 日現在）

都道府県	府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (c m)	既往最深積雪深 (c m)	警報基準 (12 時間降雪の深さ) (c m)
徳島県	徳島県	徳島	11*	42	・山地を除く地域：20 ・山地：20

注 1) 「50 年に一度の積雪深」の値が小さな地域については、既往最深積雪深の値なども用いて指標（発表条件）を設定している。

注 2) 「50 年に一度の積雪深」の値の“\*”は、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注 3) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。

注 4) 50 年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の徳島県の 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深については、気象庁ホームページに掲載されている。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/sanko/1-50yuki.pdf>)

注 5) 50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 6) 個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

<参考>

特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

現象の種類	発表基準
火山噴火	住居地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（噴火警戒レベル 4 以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4）を特別警報に位置づける）

## (2) 警報

## 気象に関する警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨警報	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。</p> <p>表面雨量指数が 23</p> <p>土壌雨量指数が 235</p> <p>※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ（1km格子）毎に基準が異なる。</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、「12時間降雪の深さ」が20cmに到達することが予想されたとき。</p>
暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊におそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。</p> <p>具体的には、平均風速が20m/sに到達することが予想されたとき。</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p> <p>具体的には、降雪を伴い平均風速が20m/sに到達することが予想されたとき。</p>
洪水警報	<p>河川の上流域で降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。</p> <p><b>【流域雨量指数基準】</b></p> <p>那賀川流域=62.9</p> <p>坂州木頭川流域=40.6</p> <p>丈ヶ谷川流域=18.9</p> <p>海川谷川流域=22.3</p> <p>出原谷川流域=9.9</p> <p>南川流域=24.2</p> <p>棚谷川流域=12.8</p> <p><b>【複合基準】</b></p> <p>那賀川流域=（14, 61.1）</p> <p>南川流域=（20, 21.7）</p> <p>※ 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。</p> <p>※ 複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</p>

## (3) 注意報

## 気象に関する注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。</p> <p>表面雨量指数が 18</p> <p>土壌雨量指数が 188</p> <p>※ 土壌雨量指数は、地域メッシュ（1km格子）毎に基準が異なる。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、山地を除く地域で「12時間降雪の深さ」が5cm、山地で「12時間降雪の深さ」が10cmに到達することが予想されたとき。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。</p> <p>具体的には、平均風速が12m/s以上に到達することが予想されたとき。</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>具体的には、降雪を伴い平均風速が12m/s以上に到達することが予想されたとき。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の「突風」や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、視程が100m以下と予想される時。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。</p> <p>発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%に到達することが予想されたとき。</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想されたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 降雪の深さが20cm以上</li> <li>2 気象台における最高気温が7℃以上</li> <li>3 降水量が10mm以上</li> </ol>
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>那賀町では、気象台における最低気温が-3℃以下が予想されたとき。</p>

霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 那賀町では、晩霜期を対象とし最低気温が4℃以下が予想されたとき。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。 那賀町では、気温-2℃～2℃の条件下で、「24時間降雪の深さ」が20cmに到達することが予想されたとき。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。 <b>【流域雨量指数基準】</b> 那賀川流域=50.3 坂州木頭川流域=32.4 丈ヶ谷川流域=15.1 海川谷川流域=17.8 出原谷川流域=7.9 南川流域=19.3 棚谷川流域=10.2 <b>【複合基準】</b> 那賀川流域=(14、40.2) 南川流域=(14、15.4) ※ 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※ 複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。

- 注1) 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。  
土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報(浸水害)」として発表される。
- 注2) 発表基準欄に記載した数値は、那賀町における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。
- 注3) 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報又は注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。
- 注4) 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。
- 注5) 大雨、洪水警報及び大雨、洪水注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。

- 注6) 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。
- 注7) 警報・注意報の発表基準値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の徳島県及び那賀町の基準値については、気象庁ホームページに掲載されている。  
[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki\\_jun/tokushima.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/tokushima.html)

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</li> </ul>
浸水キキクル （大雨警戒（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警戒（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</li> </ul>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</li> </ul>

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の状況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

※その他

以下の基準値は、地域メッシュコード（1km四方）毎に値を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の基準値
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の基準値

この基準値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については、気象庁ホームページに掲載されている。（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/tokushima.html>）

<参考>

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できる。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。洪水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する徳島県気象情報」、「顕著な大雨に関する四国地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

「大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する〇〇県気象情報」という表題の気象情報が発表される。」

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。町内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ア 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図1）として作成・発表する。

イ 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

<発表基準>

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度高まった）とき、発表対象地域（図2）に発表する。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

<解除基準>

土壌雨量指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、発表対象地域（図2）ごとに解除する。

ウ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は「気象業務法第 11 条」に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。徳島県は「災害対策基本法第 55 条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第 27 条」に基づき市町村長に伝達する。伝達経路は「一般災害対策編 第 3 章 災害応急対策 第 3 節 情報通信 第 1 災害通信連絡 1 気象、地震及び水象に関する警報・注意報及び情報の伝達」に準ずる。

#### エ 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することは出来ない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。

そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

# 徳島県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分  
徳島県 徳島地方気象台 共同発表

## 【警戒対象地域】

阿南市 勝浦町 那賀町鷺敷地域 那賀町相生地域 牟岐町 美波町日和佐地域

## 【警戒解除地域】

三好市東祖谷 那賀町木沢地域 那賀町木頭地域

## 【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



問い合わせ先  
088-621-2541 (徳島県土整備部 砂防防災課)  
088-622-3857 (徳島地方気象台)

図1 土砂災害警戒情報発表例



図2 発表対象地域

発表対象地域名（松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く発表対象地域数 44）

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発生されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上	を観測又は解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上	を観測又は解析したとき

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所について、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号  
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。  
 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。  
 この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号  
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。  
 徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。  
 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。  
 この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

(10) 那賀川洪水予報等の種類及び発表基準

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

那賀川については、四国地方整備局 那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫水位を超え、さらに水

		位の上昇が見込まれるとき発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発表の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し皿名水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者当避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ア 洪水予報区間

左岸	阿南市十八女町から河口まで
右岸	阿南市加茂町から河口まで

イ 水位又は流量の予報に関する基準点

古庄（上流・下流）

ウ 担当官署名

那賀川河川事務所、徳島地方気象台

エ 発表基準

- a 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、那賀川河川事務所と徳島地方気象台が共同して（以下同じ）那賀川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- b 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、（同）那賀川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- c 基準地点（〔古庄（上流・下流）〕）の水位が氾濫危険水位に到達したときに、（同）那賀川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- d 洪水予報区間内で氾濫が発生したときに、（同）那賀川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

オ 基準地点

観測所名	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避 難 判断水位 m	氾濫 危険水位 m	計画高水位 m
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
古庄（上流）	阿南市羽ノ浦 町古庄	3.5	5.0	5.8	6.6	8.823
古庄（下流）				7.9	8.8	

カ 水位周知河川については、以下の基準に基づき、徳島県南部総合県民局から那賀町へ通報する。

観測所名	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避 難 判断水位 m	氾濫 危険水位 m
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
和食	那賀町和食字町	T. P. 46.3	T. P. 47.8	T. P. 47.8	T. P. 49.3

(11) 台風予報、台風情報

ア 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経 100 度～東経 180 度、赤道～北緯 60 度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び 24 時間先までの予報を 3 時間ごとに、72 時間先までの予報を 6 時間ごとに発表する。さらに、3 日（72 時間）先も引き続き台風であると予想される時には、5 日（120 時間）先までの進路予報を 6 時間ごとに発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、台風の位置や強さなどの実況と 1 時間後の推定位置を 1 時間ごとに発表するとともに、24 時間先までの予報を 3 時間ごとに発表する。

イ 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を 3 段階、強さ（最大風速：10 分間平均風速の最大値）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の 強風域の半径	分 類
500 km未満	—
500 km以上 800 km未満	大型（大きい）
800 km以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分 類
17m/s 以上 33m/s 未満	—
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

(12) 火災気象通報

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通じて那賀町や那賀町消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

#### 発表基準

「乾燥注意報」基準（実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下）と「強風注意報」基準（平均風速 12 m/s 以上）と同一。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

#### (13) 火災警報

町長は、前（12）の火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

### 4 火山に関する警報・予報等

#### (1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び大阪管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

#### (2) 噴火予報

気象庁及び大阪管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

#### (3) 噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

#### (4) 噴火速報

気象庁及び大阪管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

#### (5) 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び大阪管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるかと判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### (6) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

##### ア 降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

##### イ 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山（※ 1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※ 1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

##### ウ 降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山（※ 2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※ 2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

#### (7) 火山ガス予報

気象庁及び大阪管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(8) 火山現象に関する情報等

気象庁及び大阪管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

5 地震関係

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（※））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（※）緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県南部	那賀郡 [那賀町]

注) 緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震度階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
------	------------

<p>自宅等屋内</p>	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。</li> <li>・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>
<p>駅やデパート等の 集客施設</p>	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段等に殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明等の下からは退避する。</li> </ul>
<p>街等屋外</p>	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
<p>車の運転中</p>	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</p> <p>大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報又は注意報を公表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地点名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

# 地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区气象台・徳島地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類、発表基準と内容

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・ (担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ (担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・ (担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ (担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	・ 定期 (毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区气象台 週間地震概況	定期 (毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※ 地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

## 第6節 防災知識の普及・啓発

防災課 教育委員会 那賀町消防本部 消防団

大規模災害時には町・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは町が行う防災活動（公助）への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取り組みが重要であり、自主防災組織の組織化の促進を図るとともに、町は自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。また、避難所運営等では男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難場所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力はゆるされない」意識の普及、徹底をはかるものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 第1 住民に対する防災知識の普及・啓発

住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

#### 1 普及・啓発の内容

- (1) 簡単な気象知識
- (2) 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- (3) 災害危険箇所
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 災害対策の現状
- (6) 災害時における応急措置並びに心得
- (7) 避難所・避難経路・その他避難対策に関する知識
- (8) 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (9) 自主防災組織への参加
- (10) 南海トラフ地震に関する事項
  - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - ・正確な情報の入手
  - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - ・各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
  - ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 「平時の延長が災害時にも役立つ」考え方

## 2 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実態に応じて地域、職域での各種講座、集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- (1) 那賀町減災コミュニケーションシステムの利用
- (2) 広報紙・広報車の利用
- (3) 映画・ビデオ等による普及
- (4) パンフレットの利用
- (5) 防災マップの配付
- (6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (7) C A T Vの活用
- (8) インターネットの利用

## 第2 学校における防災教育

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、防災教育の充実を図る。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (2) 自然災害発生の原因や、災害時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (3) 災害時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
- (4) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

## 第3 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、町及び防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の徹底を図る。

また、町は専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

### 1 教育の内容

- (1) 那賀町地域防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の動員体制・任務分担）に関すること。
- (2) 災害の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。

- (3) 過去の主な被害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること。
- (6) 南海トラフ地震に関する事項
  - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
  - ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

## 2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引等印刷物の配付
- (3) 見学、現地調査等の実施

## 第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、診療所、社会福祉施設、旅館等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

特に災害発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進する。

## 第5 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくように努める。

## 第7節 防災訓練

各課共通

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは過去の大災害の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。本町においても、南海トラフ地震や風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図る上で重要な位置づけとなる。

このようなことから、町は、町の災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的を実施する。

また、地震、風水害等が複合的に発生した場合についても想定し、より実践的な訓練を実施する。住民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得する。

なお、町、防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講ずる。

### 第1 総合防災訓練

大規模災害時における防災関係機関相互の協力、連携体制の円滑化を図るため、町及び防災関係機関、地域住民、事業所、ボランティア関係団体等が同一の想定に基づき、総合的な訓練を実施する。この訓練を行うことによって、防災計画の周知徹底とその適否、検討の効果を期待し、防災体制の基礎の確立を図る。

#### 1 住民の訓練

住民は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、町等の指導のもと、特に災害の際に行動の不自由な要配慮者の安全を考慮し、次に掲げる訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救助訓練

#### 2 職員の訓練

##### (ア) 資機材操作訓練

町は、災害時に職員が適切な防災資機材の操作を行うことができるよう、日常から準備し、可搬ポンプ、消火器等防災資機材の操作訓練を適宜実施する。

##### (イ) 図上訓練

町は県及び防災関係機関等と連携し、災害対策本部運営を想定した図上訓練を行う。訓練の際、職員一人ひとりが災害を意識し、非常時と同様の訓練を行い、大規模災害発生時には混乱なく行動できるようにすることを目的とする。

#### 3 情報伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

## 第2 個別防災訓練

### 1 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか必要に応じ洪水等を予想し実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 方法

関係機関が密接な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練とあわせて実施する。

(3) 訓練内容

- ア 観測（水位、雨量、風速）
- イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、機材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

### 3 消防訓練

町は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

### 4 避難、救助救護訓練

町は、災害時の避難の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。

また、医療関係機関等と連携し、トリアージ\*等の応急救護訓練を実施する。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導する。

\*多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定めること。

### 5 災害通信連絡訓練

災害を想定した非常無線通信訓練は、有線通信系の途絶又は利用が困難となることを想定し、県総合情報通信ネットワークシステム、那賀町減災コミュニケーションシステム、衛星電話、またIP無線機などの利用や町内のアマチュア無線局の協力を募る等、実践的な訓練を行う。

### 6 緊急地震速報対応訓練

町は、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

## 第8節 緊急輸送体制の整備

防災課 建設課

本町には国道193号及び国道195号をはじめとして、主要地方道4路線、県道6路線が通っているが、ひとたび災害を受けると、通行が不能となることもあり、災害時の人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行う際に支障となることが予想される。

したがって、次により通行の確保を図る。

### 第1 緊急輸送路の指定

#### 1 県指定緊急輸送路

県では、災害時に輸送路を確保するため、第1次緊急輸送道路（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）及び第2次緊急輸送道路（市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）を指定している。

また、第1次、第2次緊急輸送道路を補完し、道路ネットワークを構築する路線として、第3次緊急輸送道路を指定している。

本町においては、次のとおり国道193号及び国道195号が第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路として指定されているため、優先的に早期復旧が図られることになる。

#### ○第2次緊急輸送道路

路線名	区間
国道193号	那賀町木沢支所～町道平谷大殿線（那賀町）
国道195号	国道55号（阿南市）～那賀町木頭 高知県境
那賀町道平谷大殿線	国道193号（那賀町）～那賀町消防本部 消防署 上流出張所
那賀町道相生小学校線	那賀町相生小学校～国道195号（那賀町）
那賀町和食田野線	国道195号～阿南鷲敷日和佐線（那賀町）
那賀町道小原線	わじき工業団地～国道195号（那賀町）

#### ○第3次緊急輸送道路

路線名	区間
国道193号	吉野川市美郷支所～那賀町木沢支所
	町道平谷大殿線（那賀町）～町道海南柿谷線（海陽町） バイパス海川谷工区、小川工区<事業中>
徳島上那賀線	上勝町役場～国道193号（那賀町木沢）
山川海南線	国道193号（神山町）～国道193号（那賀町木沢）
阿南鷲敷日和佐線	国道195号（那賀町）～町道赤松公民館線（美波町）

#### 2 町における輸送路の確保

町においては、県指定の第2次、第3次緊急輸送道路につながり、避難所等防災上重要な施設を結ぶ道路を緊急輸送道路及び避難所等につながる重要路線とし、優先的に業者に復旧を要請できるよう協定締結に努め、災害時の輸送路の確保を図る。

#### ○緊急輸送道路及び避難所等につながる重要路線

路線名	区間
那賀町内 県道全路線	(資料 那賀町内 県道路線一覧)
町道全路線	(資料 那賀町 町道路線一覧)

## 第2 緊急輸送路の整備

第1次・第2次緊急輸送道路については、橋梁・法面等の国の点検要領に基づく点検を行い、その結果により、緊急を要する箇所から順次修繕を行う。また、第1次・第2次緊急輸送道路を補完する主要な幹線道路については、その整備促進に努める。

## 第9節 自主防災組織の育成

防災課 那賀町消防本部 消防団

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取組みを推進する必要がある。

ここで、災害時に初動で対応するのは、地域で組織される自主防災組織であり、被害軽減を図る上で未組織地域での組織化の促進が急務の課題である。

また、既存自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

### 第1 災害対策の役割分担

1 住民の役割 【自助】	「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）
2 地域の役割 【共助】	地域連携による防災活動をいい、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）
3 行政の役割 【公助】	行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

### 第2 自主防災組織づくり

#### 1 自主防災組織の意義

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするために、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり災害時に災害による被害を防止軽減するため、実際に防災活動を行う組織、いわば実働部隊として結成する。

#### 2 自主防災組織の規模

自主防災組織の規模は、おおむね自治会単位としその組織をして、旧町村ごとに連合組織をつくる。さらに、那賀町全体でも連合組織を構成する。

#### 3 自主防災組織の育成

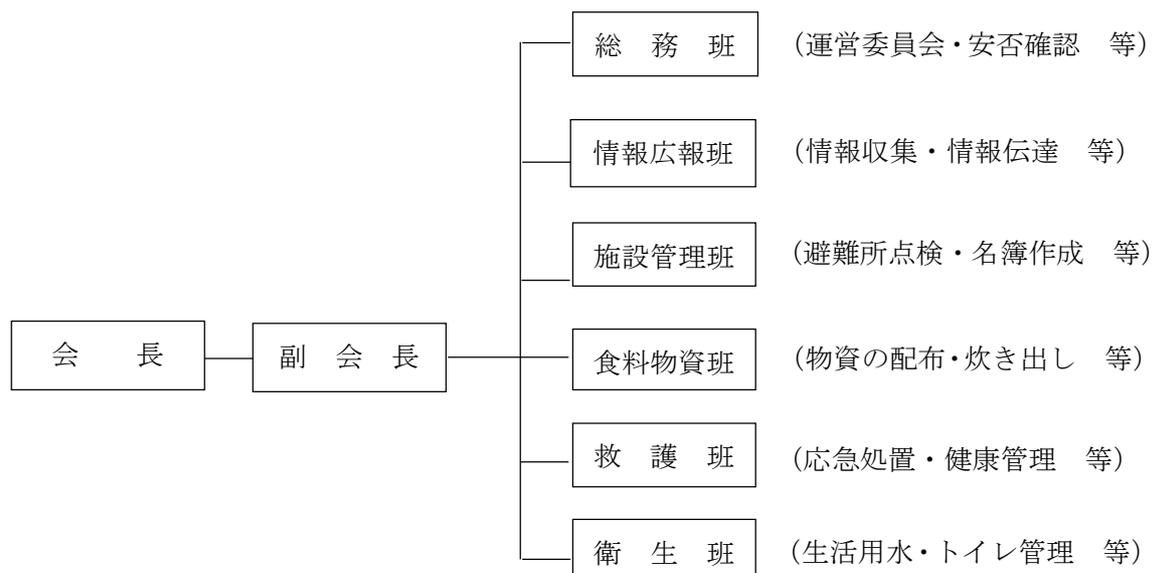
地区活動の一環として防災活動を取り上げ、消防機関がそれぞれの地域で指導の中核的役割を果たすことにより、自主防災体制の整備を促進する。

#### 4 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、組織内の役割分担を明確化することとあわせて規模の大小、地域の実情に応じて編成させる。

最も基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させる。

### 【自主防災組織の編成例】



- ※ 各班にはできる限り女性が1名以上入ること。
- ※ 組織員が少ない組織は兼務になっても構わない。
- ※ 編成例については避難先が1自主防災会の場合であって、複数の自主防災会が避難した場合は、それぞれの自主防災会の役員が協議を行い、その避難所において会長1名を選び、各役割を決めることとする。
- ※ 自主防災会以外の避難者（観光者、他地区住民等）がいる場合は、その避難所での会長、各班役員の指示に従うよう説明すること。

## 5 自主防災組織の防災計画

町が基本作成した避難所運営マニュアルを地域ごとに整備し、上記のような各役割を理解したうえで、災害時に対応できるように、組織内で検討しておくこと。

また、町と十分協議し、次の事項についても計画をしておくこと。

- (1) 避難所運営マニュアルの整備
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 出火防止、初期消火に関すること。
- (5) 救護に関すること。
- (6) 避難誘導等に関すること。
- (7) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

## 6 関係団体との協議

災害時には指定避難所において複数の自主防災組織が集まることも想定され、統率の取りにくい環境が予想される。日頃から近隣地区の自主防災組織と連携を取り、避難所運営訓練や想定訓練を行い、災害時に混乱のないよう、自主防災組織機能が効果的に発揮できるよう努める。

### 第3 自主防災組織の活動マニュアル

自主防災組織のマニュアルは、平常時と災害時の活動にわけ、おおむね次の項目により、各地域で作成する。なお、次項に示した項目内容は参考例であり、それぞれの地域の実情に応じて記載する。

#### 1 平常時の活動

##### (1) 各班の平常時の役割例

- 総務班 ・ ・ ・ 地域住民、要援護者等の把握、避難所運営マニュアルの確認 等
- 情報広報班 ・ ・ ・ 通信機器の確認、防災に関する情報収集、情報提供 等
- 施設管理班 ・ ・ ・ 避難所の点検、備品管理 等
- 食料物資班 ・ ・ ・ 備蓄食料の点検、炊き出しの訓練、備品管理 等
- 救護班 ・ ・ ・ 医薬品等の管理、救急との連携 等
- 衛生班 ・ ・ ・ 生活用水の確認、トイレ等衛生に関する消耗品の確認 等

(注) 情報の収集・伝達についてはあらかじめ次の事項を定めておく。

- 1 連絡をとる防災関係機関
  - 2 防災関係機関との連絡のための手段
  - 3 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
  - 4 那賀町減災コミュニケーションシステムの使用方法
- (2) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
  - (3) 情報の収集・伝達機器の点検
  - (4) 初期消火、救護、避難、炊き出し等の防災訓練
  - (5) 消火・救助用の防災資機材等の備蓄、点検
  - (6) 家庭及び地域における防災点検の実施
  - (7) 地域における高齢者等の要配慮者の把握
  - (8) 危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び住民等への周知

#### 2 災害時の活動

##### (1) 各班の災害時の役割例

- 総務班 ・ ・ ・ 避難所運営委員会の設置、地域住民の安否確認、町との連絡 等
- 情報広報班 ・ ・ ・ 災害、被害等の情報収集、情報提供 等
- 施設管理班 ・ ・ ・ 避難所の点検・防犯対策、避難者の名簿作成 等
- 食料物資班 ・ ・ ・ 備蓄物資の配分、物資の受け入れ、炊き出し 等
- 救護班 ・ ・ ・ 応急処置、負傷者の把握、健康管理 等
- 衛生班 ・ ・ ・ 生活用水の確認、トイレ・ゴミ等衛生に関する活動 等

- (2) 情報の収集及び伝達
- (3) 避難誘導及び率先避難
- (4) 出火防止、初期消火の実施
- (5) 避難場所の開場・開設又はその協力
- (6) 消防団等が行う救出・救護の補助
- (7) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- (8) 給食、給水、炊き出しの実施及び協力
- (9) 救援物資の分配及び避難所の運営

## 第4 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講ずることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくとともに、これら資機材は日頃から点検し、使用方法の習得に努め非常時に直ちに使用できるようにしておくこと。

また、非常時には消防署、消防団からの消火活動、救助活動の要請が想定されるため、日頃から消火器、消火栓、AEDの設置場所等を確認し、訓練等を行い、操作方法の習得に努めること。

## 第5 自主防災組織の育成支援等

### 1 自主防災組織育成・活性化の支援

町は県とともに、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備等によりその活動を支援し、育成強化に努める。

その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努める。

### 2 その他の地域防災活動の支援等

町は県とともに、自主防災組織をはじめとして、未組織の地域住民においても、自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言等支援に努める。

### 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

## 第10節 ボランティア受入体制の整備

保健医療福祉課 社会福祉協議会

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため、町は、大規模災害時におけるボランティア活動が、速やかに立ち上がり効果的に生かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努める。

### 第1 NPO・ボランティア等との連携

町は、徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会やボランティア団体等）と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を推進する。

### 第2 NPO・ボランティア受入体制等の整備

町は、NPOやボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう、「徳島県災害ボランティア活動支援方針」を基に、受入体制等の整備に努める。

このため、受け入れ体制の整備に向け、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等を推進する。

さらに、町は、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

### 第3 ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら、町単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

発災時、迅速に「災害ボランティアセンター」を立ち上げられるよう、開設場所、必要な資機材について平時に町社会福祉協議会と検討しておく。

### 第4 平常時におけるボランティアの体制の整備

町は、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成、ボランティアの組織化、ボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時の具体的マニュアルの策定等により体制づくりを推進する。

### 第5 専門ボランティアの活動への支援等

町は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努める。

## 第6 情報共有会議の整備・強化

町は、防災ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の除法提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

## 第11節 避難行動要支援者等への支援対策の充実

保健医療福祉課 消防団 社会福祉協議会

近年の高齢化の進行等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

町は、次により各種対策を実施し、災害時の要配慮者の安全確保を図るものとする。その際、要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 第1 避難行動要支援者対策

#### 1 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

町が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

- (1) 避難支援者等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

#### 2 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

#### 3 避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝

達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

#### 4 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難地、避難施設へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

#### 5 福祉避難所

町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）を事前に指定しておく。

ア 町は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く町民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。

イ 町は、「徳島県福祉避難所マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

ウ 社会福祉施設に十分なスペースがない場合は、必要に応じ、各学校の空き教室を活用する。ただし、利用するには学校教育の場であることから、長期の利用とはせず、教育委員会と十分協議したうえで、必要最低限の期間の利用とする。

(資料編 福祉避難所)

## 第2 社会福祉施設等対策

(※ 社会福祉施設等とは、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院をいう。)

(資料編 要配慮者利用施設)

### 1 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等の避難行動要支援者であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずる。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努める。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図る。

また、町は県とともに、土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治山、砂防、地すべり、急傾斜地の各事業を強力に実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

### 2 避難計画の整備

那賀町地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、町に報告を行うものとする。

### 3 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の立地条件等を踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努める。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所等、土砂災害警戒区域等、地域の特性を配慮した防災訓練等についても実施する。

### 5 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努める。

## 第3 在宅者対策

### 1 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施にあたっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

### 2 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

### 3 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。その際、個人情報保護に十分配慮する。

### 4 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

### 5 支援協力体制の整備

町は、県、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入

れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

#### **第4 外国人等に対する防災対策**

町は県とともに、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及・啓発、防災教育や防災訓練への参加の推進に努める。

##### **1 防災知識の普及啓発**

- (1) 町は県とともに、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにする等、防災に関する知識の普及啓発に努める。
- (2) 町は県とともに、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

##### **2 避難施設案内板の外国語併記等の推進**

町は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記等を図るよう努める。

## 第12節 広域応援・受援体制の整備

総務課 防災課 消防団 那賀町消防本部

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結する等して、広域的な応援・受援体制を確立しておく。

### 第1 応援・受援体制の整備

- (1) 町は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備する。また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- (2) 町は、円滑に他の市町村、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備する。

### 第2 市町村間の相互応援

町は「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図るとともに、応援に必要な条件整備に努める。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努める。

### 第3 消防機関の相互応援

地震等の大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図っている。

また、那賀町消防団として隣接市町村の消防団との間で火災災害時の相互応援協定を締結していく。

## 第13節 防災施設等整備

各課共通

防災機関は、災害応急対策を円滑に実施するために必要な施設、資機（器）材及び物資の整備、充実に努める。

### 第1 情報通信機器・施設の運用・管理

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連絡体制の構築等情報通信体制の整備に努める。

#### 1 町において利用可能な通信施設

本町において、現在利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 県総合情報通信ネットワークシステム（衛星回線 地上回線）
- (2) 町防災行政無線  
移動系一車載型 40局  
可搬型 3局  
携帯型 45局
- (3) C A T V網（告知放送端末・テレビ放送）
- (4) IP無線機
- (5) アマチュア無線機
- (6) 衛星携帯電話
- (7) 那賀町減災コミュニケーションシステム（※同報系防災行政無線代替設備）
- (8) Lアラート（県災害時情報共有システム）

#### 2 無線施設等の整備充実

- (1) 災害応急対策要員間での連絡が確実に行われるよう移動系防災行政無線の充実を図るとともに、町内のアマチュア無線愛好家と連携をとり、災害時の協力を得られるよう体制の整備を行う。
- (2) 那賀町減災コミュニケーションシステム、移動系防災行政無線の定期的な点検整備を行い、災害時における通信手段の確保に努める。
- (3) IP無線機の定期的な点検整備を行い、消防団との連携を図る。
- (4) 移動系アナログ無線のスプリアス改修を行い、I P無線機の使用できない山間部等での消防団活動に活用できるよう整備する。

#### 3 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておく。

#### 4 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達体制等の整備

町は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）に

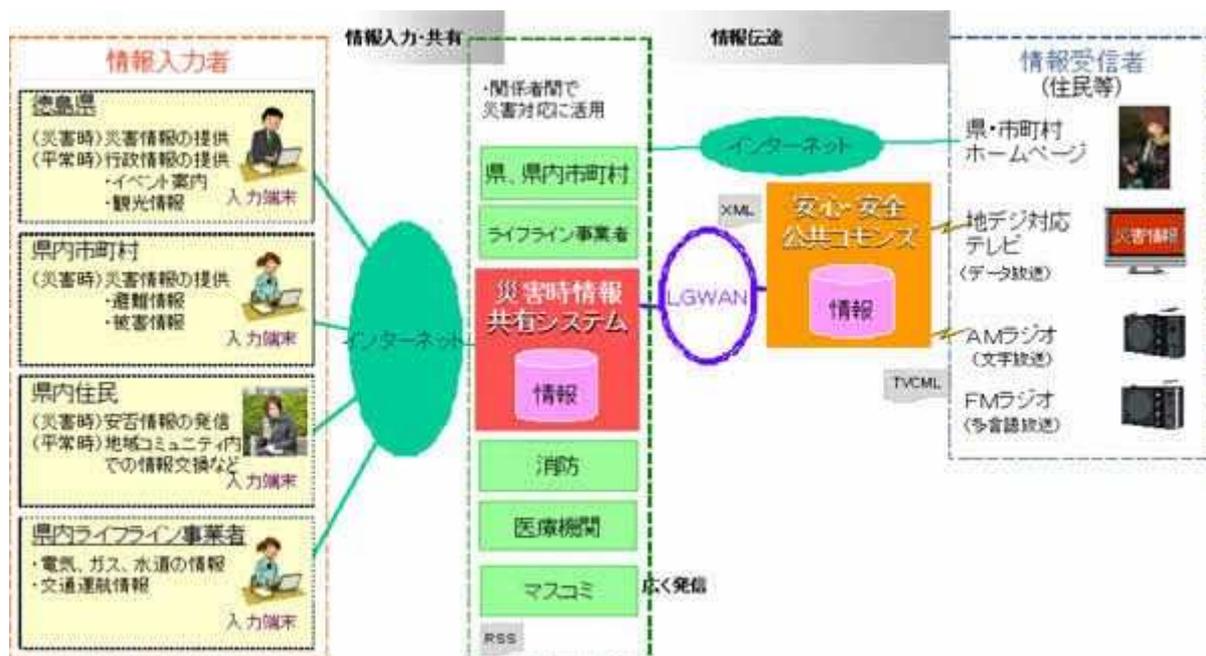
よる伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

町は、受信した緊急地震速報を那賀町減災コミュニケーションシステム、CATV告知放送端末等により住民等への伝達に努める。

## 5 防災情報システムの充実

町は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報など総合的な防災情報等が共有できる県の災害時情報共有システムを円滑に運用し、県との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

【災害時情報共有システムのイメージ】



## 6 エリアメール・緊急速報メールの活用

町は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

## 7 防災アプリの活用

町は、那賀町減災コミュニケーションシステムの防災アプリを活用し、個人の携帯電話にJアラート情報等緊急情報が直接届くように普及啓発を図る。

## 第2 防災拠点施設等の整備

避難所、通信施設、備蓄倉庫等、災害対策を行う上で重要な施設となるものについては、防災拠点としての整備を行っていくように努める。

### 1 地域の拠点となる避難所の整備・選定

町は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所（以下「拠点避難所」という。）について、選定しておく。

(1) 「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

(2) 「拠点避難所」として有すべき機能

ア 建物の耐震化、LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保

イ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備

ウ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テントなど避難生活等に必要な資機材等

## 2 ヘリポート適地の整備

町域内には平地が少なく、ヘリポートを確保するのが困難な状況であるが、道路不通時に孤立する可能性のある地区も存在することから、町は整備に努める。

(資料編 那賀町飛行場外離着陸場)

## 3 道の駅の防災拠点化

道路利用者等の緊急避難場所等として、道の駅の防災拠点化を推進する。

# 第3 応急物資等の備蓄

大規模災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため、町は自ら備蓄することの必要性を住民に周知する。

また一方で、町は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品等の供給を行う等地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。したがって町の特性から必要量を算定し物資の備蓄・確保に努める。

町及び県は「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に基づき、また、大雪等により町民が自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、備蓄物資の確保を行うものとする。

## 1 応急食料の備蓄整備

基本的に住民は発災初期の避難生活のための応急食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

(1) 町は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

(2) 家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のため町は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

## 2 給水体制の整備

### (1) 運搬給水の備え

町は、初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄・配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布に努める。

(2) 拠点給水の整備

町は運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品等を備蓄する。

(3) 住民の備え

家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保する。

### 3 生活必需品等の備蓄整備

(1) 生活必需品等については町において備蓄を整備し、充実させることが必要である。町は民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努める。

(2) 住民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

### 4 水防に必要な備蓄資機材の整備

町は、過去の風水害の発生状況等に鑑み、水防に必要な資機材を毎年出水期前に点検し、不足資材の補充整備に努める。

本町では、各消防倉庫に水防資材を備蓄するように努める。

また、町は水防活動に際し、自己の備蓄する資機材のみでは不足する場合、県に応急支援の要請をする。

(資料編 那賀町備蓄資機材一覧表)

## 第14節 孤立集落対策の強化

防災課 建設課 農業振興課 林業振興課 消防団 那賀町消防本部 警察署

町は、災害により孤立化が予想される集落に対して、あらかじめ講じる対策について定めておく。

### 第1 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

孤立集落とは、中山間地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

#### 1 道路状況

- (1) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (2) 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (3) 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (4) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

#### 2 通信手段

- (1) 通信手段がアンテナの断絶等によって、途絶する可能性が高い。
- (2) 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

### 第2 孤立化防止対策

#### 1 通信手段の確保

- (1) 町は、孤立化し通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）の配備に努める。
- (2) 町は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知する。

#### 2 ヘリコプター離着陸場の確保

町は、孤立化が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておく。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努める。

#### 3 生活物資の備蓄の促進

町は、孤立が予想される集落において、大量の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努める。

#### 4 迂回路等の整備

町は迂回路として活用できる町道、農林道の整備に努める。

## 第15節 危険物等の災害予防対策

防災課 消防団 那賀町消防本部

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する予防対策は、以下による。

### 第1 危険物災害予防対策

#### 1 保安教育

町、那賀町消防本部は県とともに、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

#### 2 規制の強化

町、那賀町消防本部は県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

#### 3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

町、那賀町消防本部は県とともに、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

#### 4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

### 第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

町、那賀町消防本部は県とともに、高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

### 第3 毒物、劇物災害予防対策

町、那賀町消防本部は県とともに、毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図る。

## 第16節 林野火災予防対策

防災課 林業振興課 消防団 那賀町消防本部

火災による広範囲にわたる林野の消失を防止するため、気象情報の迅速かつ的確な把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資機材の備蓄促進を図る。

### 第1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、町は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努める。

- (1) 町、那賀町消防本部は四国森林管理局（徳島森林管理署）及び県とともに、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱いによるものであり、町は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災意識の向上を図る。
- (3) 防火林道、防火森林の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努める。

### 第2 林野火災防止のための情報の充実

町長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えとともに住民に周知する。

### 第3 林野所有（管理）者への指導

町は、林野所有（管理）者に対して次の事項等について指導し、林野火災発生の防止に努める。

- (1) 枯れ草等の刈り取り
- (2) 火の後始末の徹底
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく適正な火入れの実施
- (4) 火災多発期における見回りの強化

### 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- (1) 町は、防火水槽の常備、林野火災用資機材の常備に努める。
- (2) 林野火災は、隣接町村に及ぶ場合があるため、隣接町村と協議をして林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

## 第17節 企業防災の促進

防災課 にぎわい推進課

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの企業の防災活動の推進に努める。

### 第1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、県及び町は、こうした取組みに資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報などを実施する。

### 第2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として、主体的に地域活動に参加することが求められる。

県及び町は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努める。

### 第3 中小企業の防災・減災対策の促進

町、県及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

## 第18節 大規模停電対策

防災課 にぎわい推進課

暴風、土砂災害及び大規模災害発生時において、送電線等の倒壊により、町内各所で長期にわたる停電が発生し、住民生活や企業活動に支障を来すことが考えられる。平時より、長期停電時に対応できるよう対策を講じる。

### 第1 知識の普及・啓発

町は、あらゆる機会を通じて、町民等に対して大規模停電に備えた知識の普及・啓発に努める。

- (1) 大規模停電時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金の確保

### 第2 事前予防のための取り組み

町は関係機関と連携して、大規模停電の事前予防のための取組に努めるものとする。

### 第3 業務の継続に向けた取組

町、県、関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

### 第4 訓練の実施

町は、県及び関係機関と連携し、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

## 第19節 事前復興の取組

防災課 保健医療福祉課 建設課

### 第1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

### 第2 内容

#### 1 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。復興を担う関係者は、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

##### (1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

##### (2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策などである。

#### 2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」取組である。

## 第3章 災害応急対策

# 災害応急対策の流れ

## 第1 方針

各防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めること等により、災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

## 第2 内容

### 1 台風・豪雨等により気象警報等が発表中〔災害の発生に備え警戒〕

- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
- 必要に応じて警戒本部、災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 被害情報の収集
- 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- 水防警報の発令、河川等の警戒監視強化
- 住民避難情報の発表
  - ア 「【警戒レベル3】高齢者等避難」の発表
    - ・避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
    - ・要配慮者の所在確認、避難所等への移動
    - ・一般住民の避難準備
    - ・児童生徒等の安全確保
  - イ 「【警戒レベル4】避難指示」
    - ・一般住民の移動避難、避難所への収容
    - ・避難所備蓄物資による対応
    - ・避難者の状況把握
  - ウ 「【警戒レベル5】緊急安全確保」
    - ・残留住民の移動避難、建物上層階等への避難

### 2 台風・豪雨等により災害の発生した段階〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- 災害対策本部の設置
- 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- 自衛隊等の派遣要請、関西広域連合等広域応援要請
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 交通規制の実施
- 被災地への救護所の設置
- 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握

- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施

**3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕**

- 受援体制の確立（国、自衛隊、他府県等応援要員受入れ）
- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 避難所外避難者の状況の把握

**4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕**

- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
- 健康相談の実施
- 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
- 断水地域への給水車による給水
- 義援金の受付
- 救援物資の受付
- ボランティアセンターの設置
- ボランティアの受付開始

**5 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕**

- 公営住宅等の提供
- 被災住宅の応急修理
- 被災者の心のケア
- 災害廃棄物の処理

**6 災害発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕**

- 応急仮設住宅の建設
- 学校教育の再開
- 義援金の配分
- 被害者生活再建支援法の適用

## 第1節 活動体制

各課共通

各防災機関は、地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

### 【活動のポイント】

- 1 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡
  - 2 災害時における各課職員の担当事務の周知
  - 3 災害対策本部の設置場所  
(通常) 町役場本庁舎 ⇒ (非常) 相生分庁舎
  - 4 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立
  - 5 本部長の職務代理者の順位  
町長 ⇒ ①副町長(本庁勤務) ⇒ ②副町長(分庁勤務) ⇒ ③教育長 ⇒ ④総務課長
- ※ 第4順位まで不在の場合は、本庁の課長職にある者が務めるものとし、その順位は参集した者のうち年齢が高い者を優先する。

## 第1 組織

### 1 那賀町防災会議

地域における防災行政を総合的に運営するため、災害対策基本法及び那賀町防災会議条例（平成17年那賀町条例第16号）に基づき、那賀町防災会議を設置する。組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

#### (1) 組織

ア 会長（那賀町長）

イ 委員

- (ア) 指定行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (イ) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (ウ) 警察署の警察官のうちから町長が任命する者
- (エ) 消防長
- (オ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (カ) 教育長
- (キ) 消防団長
- (ク) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

#### (2) 所掌事務

- ア 那賀町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

## 2 那賀町災害対策本部

### (1) 那賀町災害対策本部の設置

那賀町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、町長は那賀町災害対策本部条例（平成17年那賀町条例第17号）に基づき、那賀町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (2) 本部設置の基準

本部の設置の基準は、次のとおりである。

#### ア 自動設置

(7) 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき

(イ) 【警戒レベル5】特別警報が発表されたとき

#### イ 判断設置

(7) 町内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき

(イ) 町内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(ウ) 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

a 大雨警報、洪水警報などの気象警報が発令され、大規模な被害の発生が予想されるとき

b 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知されるとき

(エ) その他通常の町行政組織により、災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき

### (3) 廃止の基準

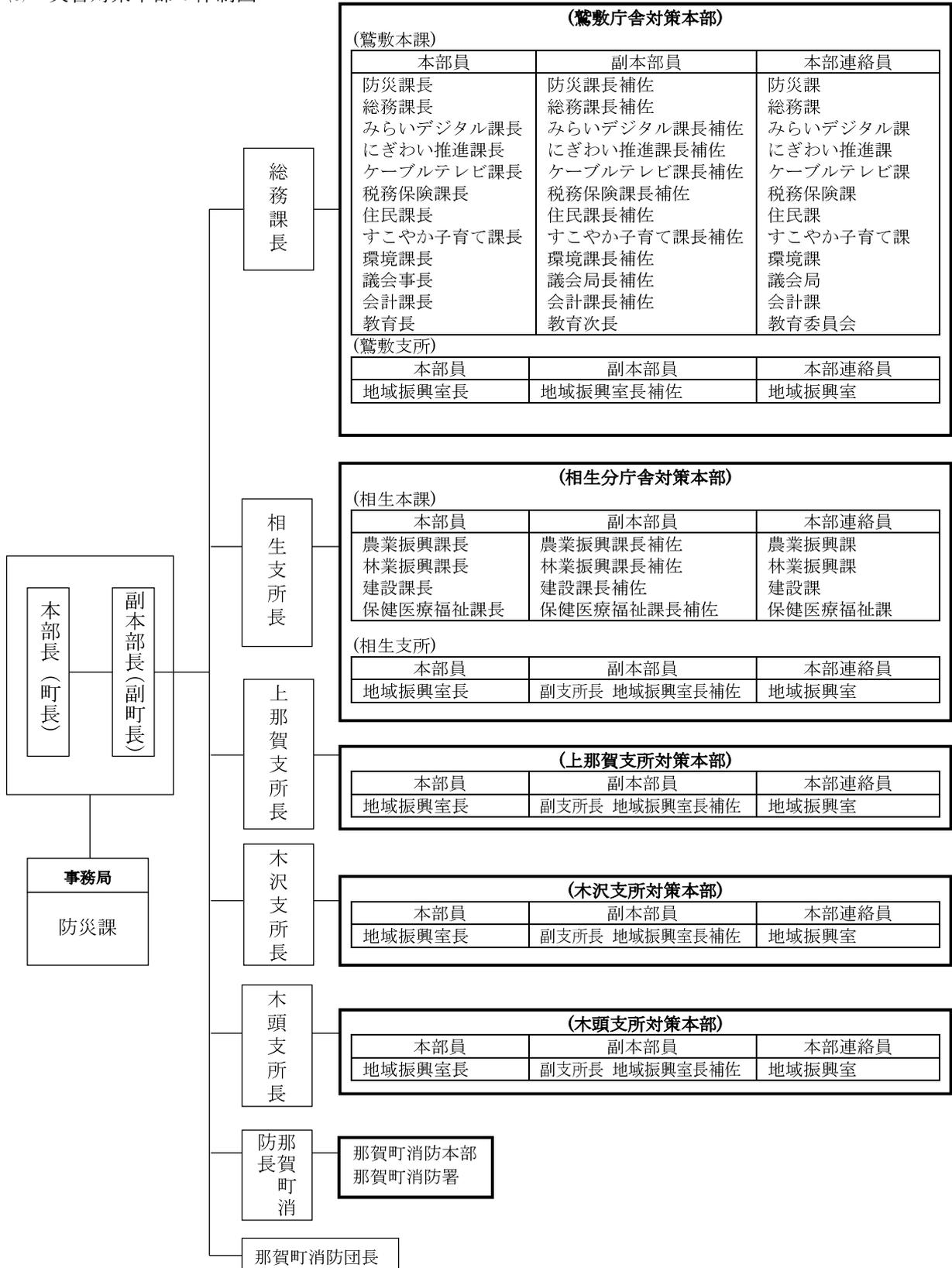
本部長は、災害の危険性がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは災害対策本部を廃止する。

### (4) 本部の設置及び廃止の公表

本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、移動系防災行政無線、電話、広報車、那賀町減災コミュニケーションシステム、その他の確迅速な方法で周知する。

通知又は公表先	方 法
防災会議委員	電話、防災行政無線、電報、メール、口頭
県知事	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、電報、メール、口頭
阿南警察署 那賀交番	電話、電報、メール、連絡員、那賀町減災コミュニケーションシステム
相生警察官駐在所 平谷警察官駐在所 坂州警察官駐在所 出原警察官駐在所	電話、防災行政無線、メール、連絡員
隣接の市町長	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、電報、メール、口頭
町の関係機関	口頭、メール、電話、移動系防災行政無線、那賀町減災コミュニケーションシステム
報道機関	口頭、文書、電話、電報、メール、
住民一般	電話、移動系防災行政無線、広報車、メール、口頭、CATV、 那賀町減災コミュニケーションシステム

(5) 災害対策本部の体制図



(6) 本部の任務

本部は災害対策の推進にあたり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、町防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

- なお、業務の実施にあたっては、県の現地災害対策本部との十分な連携を図る。
- (7) 本部開設前の措置
- ア 防災課長は、予警報又は情報等により、災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置する。
- (ア) 予警報、情報の収集及び連絡調整
- (イ) 人員配備の指示
- (ウ) 関係課等との連絡調整
- イ 休日又は勤務時間外において、予警報又は異常な情報を受理した宿日直員は、直ちに防災課長に通報して指示を受ける。
- (8) 本部の設置場所
- ア 本部は、那賀町役場本庁舎におく。ただし、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、本部を相生分庁舎に設置する。なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡する。
- イ 本部には、本部の所在を明確にするため「那賀町災害対策本部」の掲示をする。
- (9) 本部会議
- ア 本部会議の構成
- 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。
- イ 本部会議の開催
- (ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。
- (イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を防災課長に申し出る。
- ウ 本部会議の協議事項
- (ア) 本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項
- エ 協議事項の実施
- 本部会議の決定事項については、担当課長は他の関係課長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図る。
- オ 本部会議の庶務
- 本部会議の庶務は、防災課が担当する。
- (10) 本部の事務分担
- 本部は、別表の事務分担によって、災害対策の実施にあたる。
- (11) 災害対策本部長の職務代理者の決定
- 本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておく。
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 第1順位 | 副町長（本庁勤務） | 第2順位 | 副町長（分庁勤務） |
| 第3順位 | 教育長       | 第4順位 | 総務課長      |
- 第4順位まで不在の場合は、本庁の課長職にある者が務めるものとし、その順位は年齢が高い者を優先する。

## 別表

## 【那賀町災害対策本部事務分掌】

部 門	担当課	事 務 分 掌
総務部門	防災課	1 災害対策本部の設置に関すること 2 災害対策本部の運営、総合調整に関すること 3 避難情報の発令に関すること 4 消防団の出動に関すること 5 自主防災組織との連絡調整に関すること 6 警察署、消防署等との連絡調整に関すること 7 県・関係機関との連絡調整に関すること 8 電力・通信等各種機関との連絡調整及び応急復旧に関すること 9 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること 10 防災資機材の調達に関すること 11 防災行政無線等の管理運営に関すること（通信の確保） 12 連絡通信手段の確保に関すること（防災無線・衛星携帯・緊急メール等） 13 災害救助法に関する業務のうち住民対応に関すること 14 被災者生活再建支援法に関すること 15 被災証明書の発行に関すること
	消防団	1 住民の避難誘導に関すること 2 水火災等の防ぎよに関すること 3 被災者の救助及び捜索に関すること
	消防本部 消防署	1 傷病者の搬送に関すること 2 水火災等の防ぎよに関すること 3 被災者の救助及び捜索に関すること 4 広域援助に関すること
	総務課	1 各支所、課間の連絡調整に関すること 2 職員の安否確認、参集状況の把握及び配備計画に関すること 3 職員の労務に関すること（労務時間、休息时间、食料等の管理） 4 激甚災害の指定に関すること 5 災害救助法の指定及び国・県との連絡調整に関すること 6 広域応援職員の受け入れに関すること 7 関係機関等の来庁者の対応に関すること 8 災害の予算に関すること
	みらいデジタル課	1 被害の取りまとめ及び被害報告の作成に関すること 2 災害の記録に関すること（写真） 3 報道機関等との連絡調整に関すること（報道機関の対応） 4 災害広報に関すること（住民への広報）

	ケーブルテレビ課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報・通信・放送システムの確認、復旧に関する事</li> <li>2 気象情報等の提供に関する事</li> <li>3 被災情報等の提供に関する事</li> <li>4 災害の映像記録に関する事</li> </ol>
	税務保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家屋等の被害調査に関する事</li> <li>2 災証明書の発行に関する事</li> <li>3 税の減免及び徴収猶予に関する事</li> </ol>
	会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の経理事務に関する事</li> <li>2 見舞金品等の受領・保管・記録に関する事</li> </ol>
	議会局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町議会議員の安否確認に関する事</li> <li>2 議会関係の来庁者の対応に関する事</li> <li>3 災害に対する議会活動に関する事</li> </ol>
住民福祉部門	住民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の安否確認情報について（行方不明の確認、孤立集落の確認）</li> <li>2 避難所の開設及び運営に関する事</li> <li>3 遺体の取扱（遺体安置所の設置、収容、保管、事務手続き）</li> <li>4 町営住宅の被害調査及び応急修理に関する事</li> <li>5 応急仮設住宅の入居に関する事</li> </ol>
	保健医療福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者の避難、支援に関する事</li> <li>2 福祉避難所の設置、調整に関する事</li> <li>3 被災者への医療の確保の調整に関する事（救護所の設置）</li> <li>4 医療機関等との連絡調整に関する事</li> <li>5 災害時の保健衛生活動に関する事（保健センター）</li> <li>6 日本赤十字社との連絡調整に関する事</li> <li>7 災害弔慰金・見舞金の支給に関する事</li> <li>8 災害相談及びボランティアに関する事（社会福祉協議会）</li> </ol>
	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童・生徒の安全確保、避難誘導に関する事</li> <li>2 避難所の開設に関する事（教育委員会所管施設に限る）</li> <li>3 教育委員会所管施設の被害調査・応急復旧に関する事</li> <li>4 被災児童・生徒の応急教育に関する事</li> </ol>
	すこやか子育て課 認定こども園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児の避難及び安全送致に関する事</li> <li>2 要保護児童の確認、報告及び保護に関する事</li> <li>3 こども園等の被害調査、報告及び必要な対策に関する事</li> <li>4 応急保育に関する事</li> <li>5 避難所開設に関する事（すこやか子育て課所管に限る）</li> <li>6 災害時の給食提供に関する事</li> <li>7 必要に応じて部門内の応援にあたる事</li> </ol>

	にぎわい推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活関連物資の調達・供給に関する事</li> <li>2 工業用水施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 応援物資の受け入れに関する事</li> <li>4 商工業関係の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>5 災害復旧資金の融資に関する事</li> <li>6 労働力の確保及び労働者の雇用に関する事</li> </ol>
	環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 飲料水の確保及び供給に関する事（給水班編制）</li> <li>3 災害廃棄物の収集・処理に関する事</li> <li>4 ごみ及びし尿等の処理に関する事（応急トイレ対策）</li> </ol>
産業建設部門	建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川の水防に関する事（河川、土石流対策、水防）</li> <li>2 町道、河川、がけ崩れ等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 生活道の応急復旧に関する事</li> <li>4 道路の障害物の除去に関する事</li> <li>5 交通の安全確保及び緊急輸送に関する事</li> <li>6 応急仮設住宅の建設に関する事</li> </ol>
	農業振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関する事</li> <li>2 農道、農地等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 農水産の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>4 農林水産災害復旧資金の融資等に関する事</li> </ol>
	林業振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林道等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 森林災害等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 農林水産災害復旧資金の融資等に関する事</li> </ol>
	各支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関する事</li> <li>2 現地本部に関する事</li> <li>3 避難場所及び避難所の運営に関する事</li> <li>4 各本課所管業務のうち、各支所が所管する地区に関する業務</li> </ol>

### 3 現地災害対策本部の設置及び廃止

#### (1) 設置

本部長（町長）は大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災対法第23条の2第5項の規定に基づき、現地災害対策本部を置く。

#### (2) 本部長（町長）は一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を廃止する。

### 第3 職員の配備体制

職員の配備体制及び動員体制は、次による。

区 分		配 備 時 期	配 備 内 容
災 害 警 戒 配 備 体 制	警 戒 配 備	1 号 配 備 1 大雨警報、洪水警報などの気象警報が発表されたとき 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	関係各課の所要要員で、 1 被害情報の収集 2 巡視及び警戒 3 県等への連絡を実施できる体制とする。  （参集場所は、当該勤務場所となっているが、担当業務において直ちに災害等の影響を受けない課長は、出身地の支所等に参集し、支所長の命に従う。）
	特 別 警 戒 配 備	2 号 配 備 1 大雨警報、洪水警報などの気象警報が発表され、災害の発生が予測される とき、又は小規模の災害が発生したとき 2 河川が氾濫危険水位に達したとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	《警戒本部設置》 全課の所要要員で、 1 被害情報の収集 2 警戒及び現地確認 3 住民への周知 4 県及び関係機関への連絡 5 応急対策 を実施し、状況により災害対策本部に移行できる体制とする。
災 害 対 策 本 部 体 制	非 常 配 備	3 号 配 備 1 大規模災害の発生が予想されるとき、又は広範囲にわたり被害の発生が予想されるときで、町長が必要と認めたとき 2 大雨特別警報が発表されたとき	《災害対策本部設置》 災害対策本部を構成する各課の応急対策に必要な人員で、 1 地域内状況の情報収集等 2 避難誘導 3 関係機関等への連絡 4 住民への広報 5 応急対応 6 応援要請 を実施できる体制とする。
		4 号 配 備 1 大規模災害が発生し、又は広範囲にわたり被害が発生したときで、町長が必要と認めたとき	《災害対策本部設置》 組織の全力を挙げて、全職員が応急対策を実施する。

## 第4 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により動員を行う。

### 1 職員の動員計画

職員の動員計画は「第3 職員の配備体制」による。

### 2 消防団の動員計画

消防団の動員については、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長と連絡を密にして行う。なお、出動の基準、招集の方法等は、本章第8節「消防活動」による。

### 3 動員配備等の伝達方法

職員等への非常配備の伝達は、次により行う。

#### (1) 勤務時間内における伝達及び配備

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、防災課長は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、各課長にこれを伝達するとともに庁内グループウェアまたは庁内放送によりこれを徹底する。

イ 各課長は、直ちに関係職員に対し、所定の配備による事務又は業務に従事させる。

ウ 防災課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

#### (2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

ア 防災課、各支所の警戒配備（1号配備）要員は、気象警報が発表された場合は、速やかに登庁する。

イ 配備体制の変更を行う場合は、Logoチャットを活用し防災課長から各課長へ伝達を行い、各課長は関係職員に速やかに伝達する。もしくは防災課長から「緊急連絡メール」等を活用し、直接各課職員へ周知を行う。

ウ 防災課は、緊急メールシステムにより登録職員へ配備体制の変更を連絡する。

エ 連絡を受けた職員は、指示に基づき以後の状況の推移に注意し、自宅待機あるいは速やかに登庁する。

### 4 職員の緊急参集

職員は、ラジオ、テレビ、登録制メール、防災アプリ等により災害が発生し、若しくは発生するおそれがあることを自ら知ったときは、動員命令を待たずに直ちに登庁する。

## 第2節 相互応援協力要請

総務課 防災課 各支所

災害時において町は、町自らの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期す。そのため、平素から法令又は本計画の定めるところにより関係機関と協議し、協力体制を確立しておく。

### 【活動のポイント】

- 1 県への要請時の連絡方法  
①口頭又は電話 ⇒ (速やかに) ⇒ ②文書
- 2 受入体制の整備 ⇒ ①連絡窓口の設置 ②宿泊施設、資機材等の準備
- 3 応援要請時の明示事項の把握
- 4 公共的団体の連絡方法・連絡先の把握

### 第1 資料の相互交換

町は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果をあらかじめ県及び防災関係機関と相互に交換する。

### 第2 応援協力等の要請

#### 1 他の市町村への応援要請

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期す。

#### 2 県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

町長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんに県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

##### (1) 県に災害応急対策の実施又は応援を求める場合

###### ア 災害救助法の適用

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を要請する理由
- (エ) 適用を必要とする期間
- (オ) 既に行った救助措置及び行おうとする措置
- (カ) その他必要な事項

###### イ 被災者の他地区への移送要請

- (ア) 移送要請の理由
- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容期間

- ウ 県の応援要請（徳島県職員災害応援隊の出動要請を含む。）又は災害応急対策の実施の要請
  - (ア) 災害の状況及び応援（災害応急対策の実施）の理由
  - (イ) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
  - (ウ) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所
  - (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
  - (オ) その他必要な事項
- (2) 指定地方行政機関等、他府県等に対する応援要請を県に求める場合
  - ア 他の市町村、指定地方行政機関等又は他府県等に対する応援要請を求める場合
    - (ア) 災害の状況及び応援を要請する理由
    - (イ) 応援を希望する機関名
    - (ウ) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
    - (エ) 応援を必要とする場所
    - (オ) 応援を必要とする活動内容
    - (カ) その他必要な事項
  - イ 指定地方行政機関又は他府県の職員派遣のあつせんを求める場合
    - (ア) 派遣のあつせんを求める理由
    - (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
    - (ウ) 派遣を必要とする期間
    - (エ) 派遣される職員の給与その他の条件
    - (オ) その他参考となるべき事項

### 第3 自衛隊派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、その旨依頼する。  
なお、詳細については、本章第7節「自衛隊災害派遣要請」による。

### 第4 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

### 第5 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町の所掌事務又は業務に係る公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

#### 1 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会、社会福祉協議会、青年団、婦人会、アマチュア無線クラブ等

#### 2 協力体制の確立

町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
  - (2) 災害時における広報等に協力すること。
  - (3) 出火の防止、初期消火に協力すること。
  - (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること。
  - (5) 被災者の救助業務に協力すること。
  - (6) 炊出し、救助物資の調達配分に協力すること。
  - (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (資料編 協定に関する資料)

## 第3節 情報通信

防災課 各支所

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常無線通信の利用、放送の要請等について定める。

### 【活動のポイント】

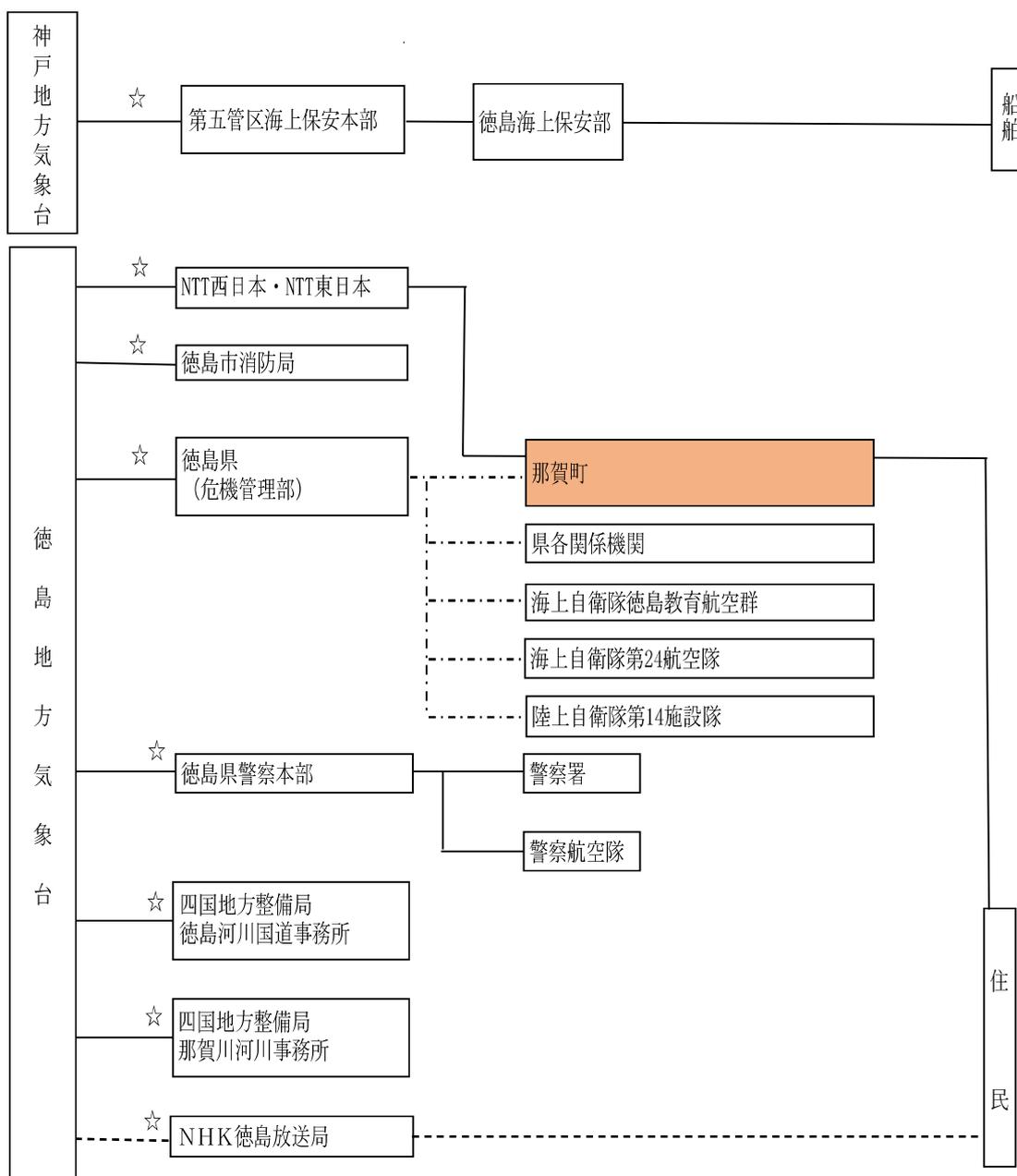
- 1 情報の収集・伝達手段  
那賀町減災コミュニケーションシステム、災害時優先電話、非常通信、他機関の通信設備、CATV、その他の手段により速やかに伝達
- 2 通信途絶時の備え（ラジオ等の配備）
- 3 異常現象受報時の関係機関・地域住民への周知

### 第1 災害通信連絡

#### 1 気象、地象及び水象に関する警報、注意報及び情報の伝達

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象、地象及び水象に関する特別警報、警報、注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図る。

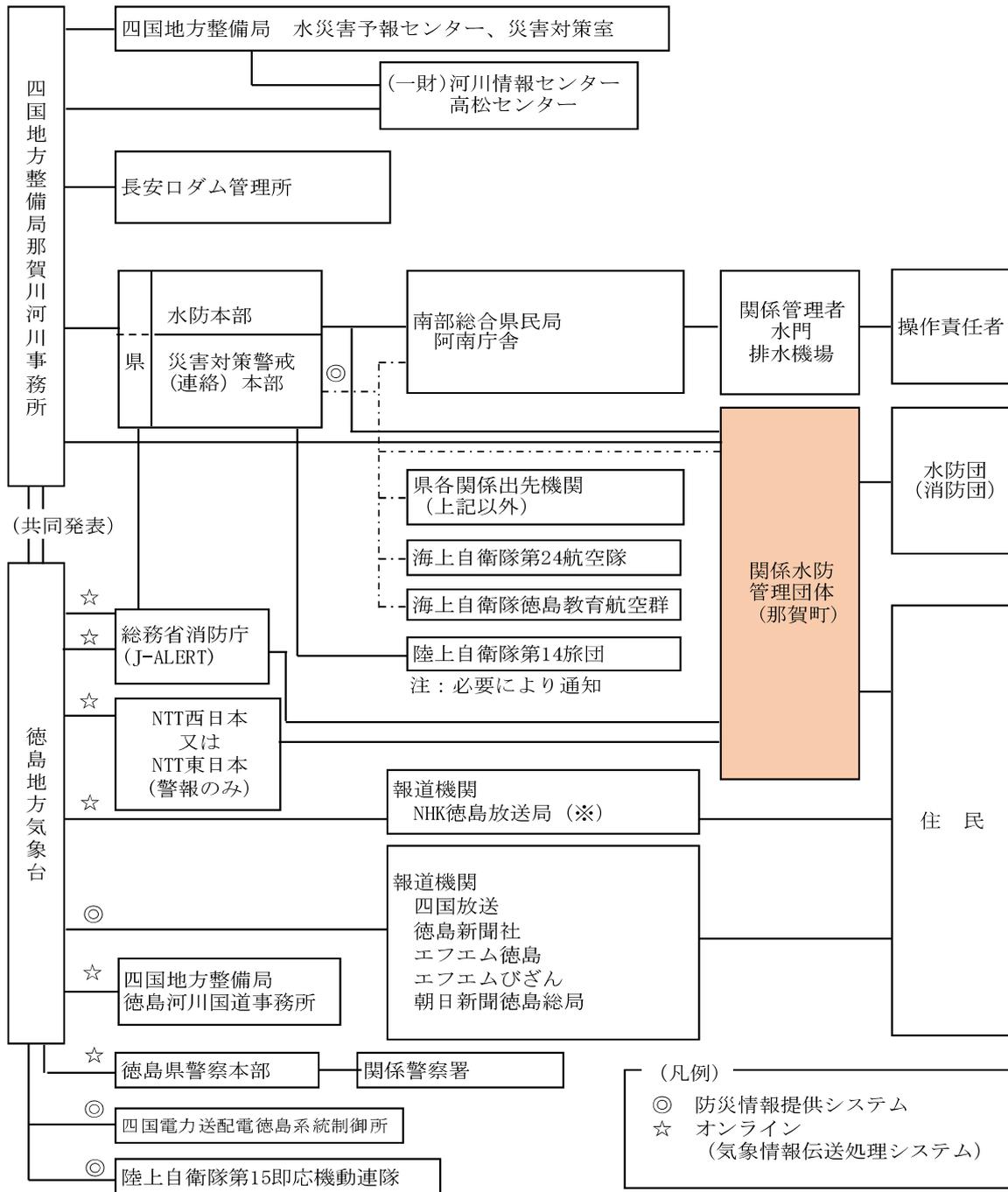
(1) 気象に関する警報、注意報、情報の伝達系統



- ☆ 気象庁からの伝達ルート（オンライン）
- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼
- 地域防災計画，行政協定による伝達系統
- ..... 県庁統制局一斉通信

- 注1 NTT系統へは警報とその解除だけを通知する。
- 2 各機関をつなぐ線については凡例を参照。以下各図とも同じ。
- 3 図内一番左が発表官署、機関を示す。以下各図とも同じ。
- 4 19時30分～翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

(2) 那賀川指定河川洪水予報の伝達系統

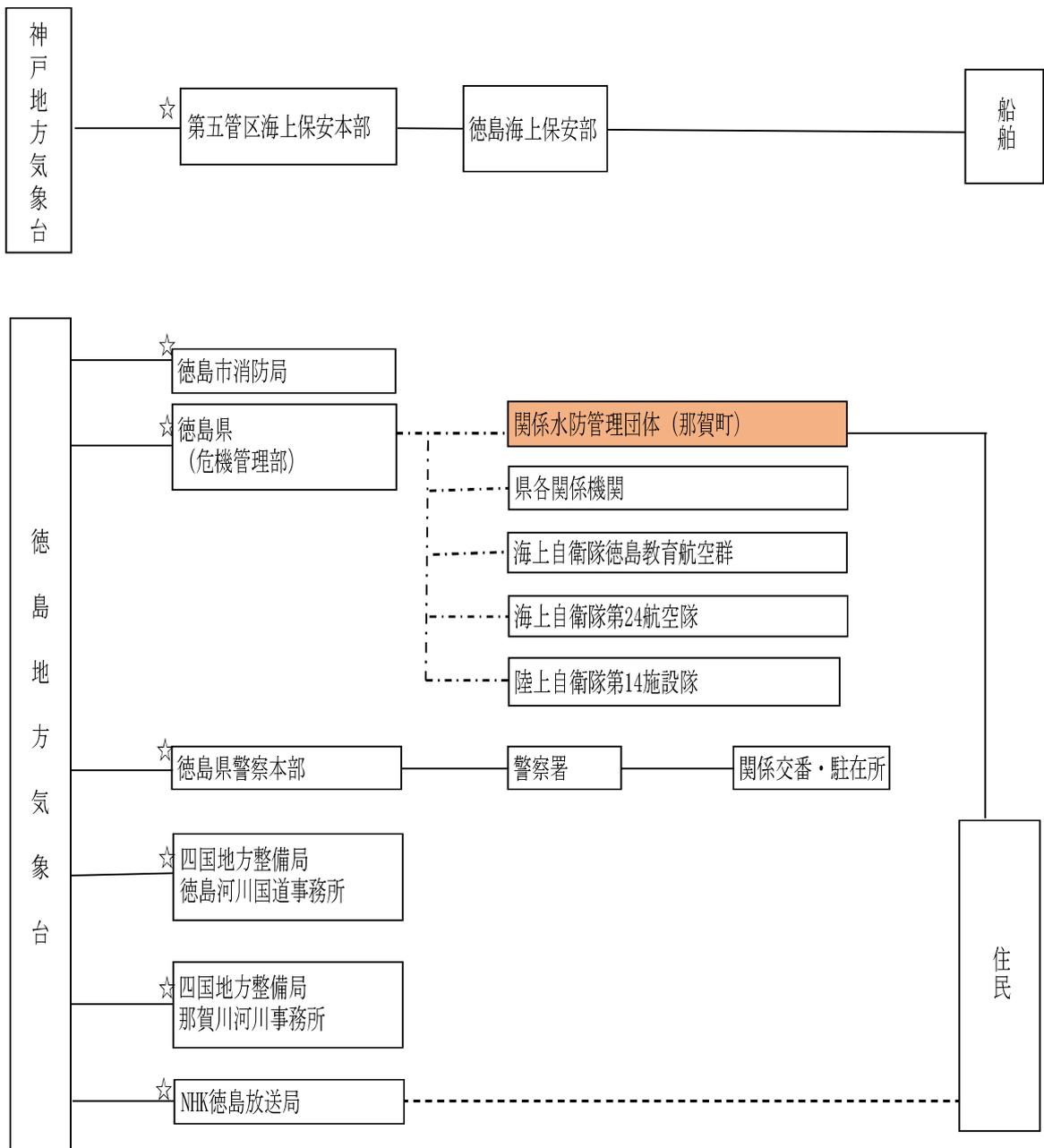


(連絡先)

那賀川河川事務所調査課 (通常時) TEL 0884-22-6562 FAX 0884-22-7062 (災害体制時) TEL 0884-22-6461 FAX 0884-22-6919 マイクロ (TEL)723-560~561 (FAX)723-299 (休祭日等) TEL 090-4509-0143	徳島地方気象台 TEL 088-622-3857 FAX 088-652-9407
---	--

注1 19時30分~翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

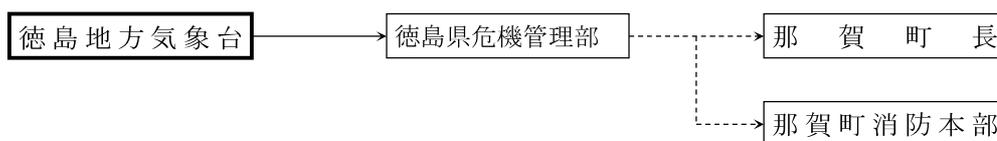
(3) 地震・津波に関する情報の伝達系統



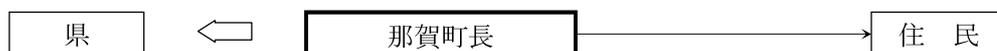
☆ 気象庁からの伝達ルート（オンライン）

注1 19時30分～翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

(4) 火災気象通報の伝達系統



(5) 火災警報の伝達系統



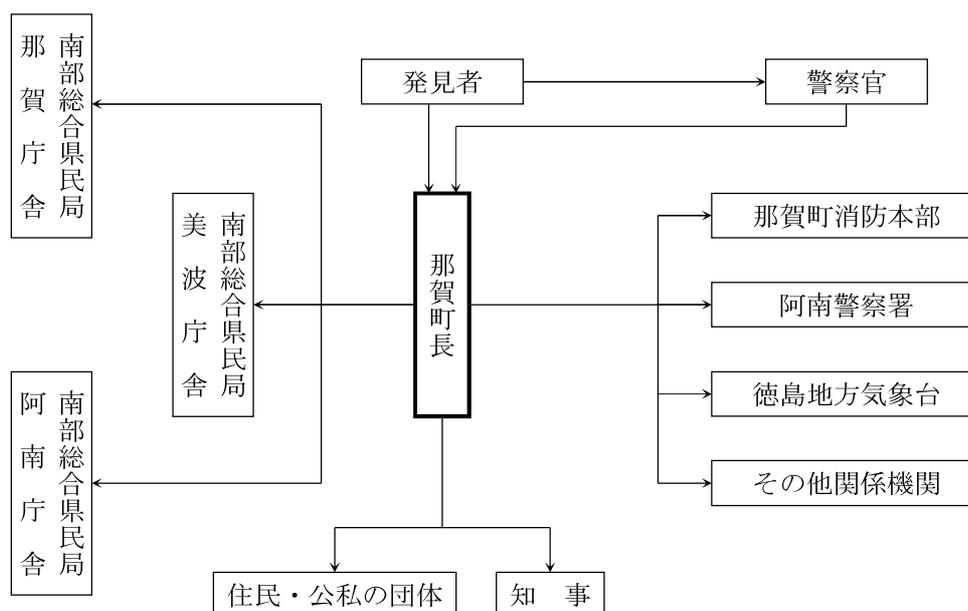
注 1 火災警報は、町長が(2)の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときに発令することができる。

2 → は通知、⇨ は連絡

## 第2 異常な現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- (3) 上記(1)(2)により通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。
  - ア 徳島地方気象台
  - イ 知事（災害対策本部が設置されているときは同本部長）
  - ウ 南部総合県民局阿南庁舎、南部総合県民局美波庁舎、南部総合県民局那賀庁舎、阿南警察署、那賀町消防本部及びその他の関係機関
- (4) 町長は、(3)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

【異常現象通報系統】



### 第3 災害時における通信の方法

各防災機関の災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行う。このため町は、災害により加入電話が通信不能となり、また緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用して通信することができるので、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておく。

関係機関との連絡方法は、次のとおりとする。

町 ↔ 県	電話・県総合情報通信ネットワークシステム・衛星電話・メール
町 ↔ 警察署	電話
町 ↔ 消防署	電話・消防無線
町 ↔ 消防団	電話・広報車・移動系防災行政無線・CATV・IP無線機
町 ↔ 住民	電話・広報車・那賀町減災コミュニケーションシステム・CATV
町 ↔ 国土交通省	電話・メール

### 第4 町防災行政無線

本町においては、移動系防災行政無線設備が役場内に基地局が設置され、車載型が40局、可搬型が3局及び携帯型が45局配備されている。同報系防災行政無線については、平成29年度に廃止し、代替え設備として「那賀町減災コミュニケーションシステム」を整備し、運用を行っている。

災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、移動系防災行政無線及び「那賀町減災コミュニケーションシステム」を最高度に活用し、通信体制の強化を期する。

### 第5 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻湊した場合においても西日本電信電話株式会社が行う発信規制の対象とされない加入電話である。

(資料編 災害時優先電話)

### 第6 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておく。

#### 1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの

- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (10) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (11) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

## 2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙にカタカナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

## 3 非常通信の料金

- (1) 西日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 西日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において西日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

## 第7 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡を行うものとする。なお、道路の不通が予想されるので、あらかじめ連絡内容等を具体的に定め要員を確保しておく。

## 第4節 災害情報の収集・伝達

各課共通

災害時において、効果的に応急対策を実施するため、町は防災関係機関と連携して被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行う。

### 【活動のポイント】

- 1 収集、伝達すべき情報 ⇒ 生命、身体の保護に関連あるものを優先
- 2 町内の報告系統  
各課長 ⇒ 防災課長 ⇒ 本部長
- 3 報告の種類
  - (1) 災害即報 ⇒ 災害発生後、直ちに
  - (2) 中間報告 ⇒ 被害状況が変わるたびに逐次
  - (3) 確定報告 ⇒ 応急措置が完了し、被害が確定したとき
- 4 被害状況の報告
  - (1) 通常 ⇒ 県
  - (2) 県への報告不能の場合 ⇒ 直接、消防庁
  - (3) 119番通報が集中の場合 ⇒ 県及び消防庁

### 第1 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行う。

#### 1 情報の収集・伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

避難所の情報等については、各自主防災会に協力を得て、各自主防災会へ配布している那賀町減災コミュニケーションシステムのタブレット端末を活用し、避難者や必要な物資についての情報を収集し、極力職員が避難所に張り付くことがないようにする。

#### 2 収集、伝達すべき内容等

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先する。

なお、被害状況を早期に把握するため、同時多発の火災等による119番通報の集中状況の確認、活用に努める。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- (3) 被害状況
- (4) 災害応急対策実施状況

- (5) 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- (6) 水道、電気等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- (7) 避難状況
- (8) 医療救護活動状況
- (9) 住民の動静
- (10) その他応急対策の実施に際し必要な事項

### 3 情報の収集方法

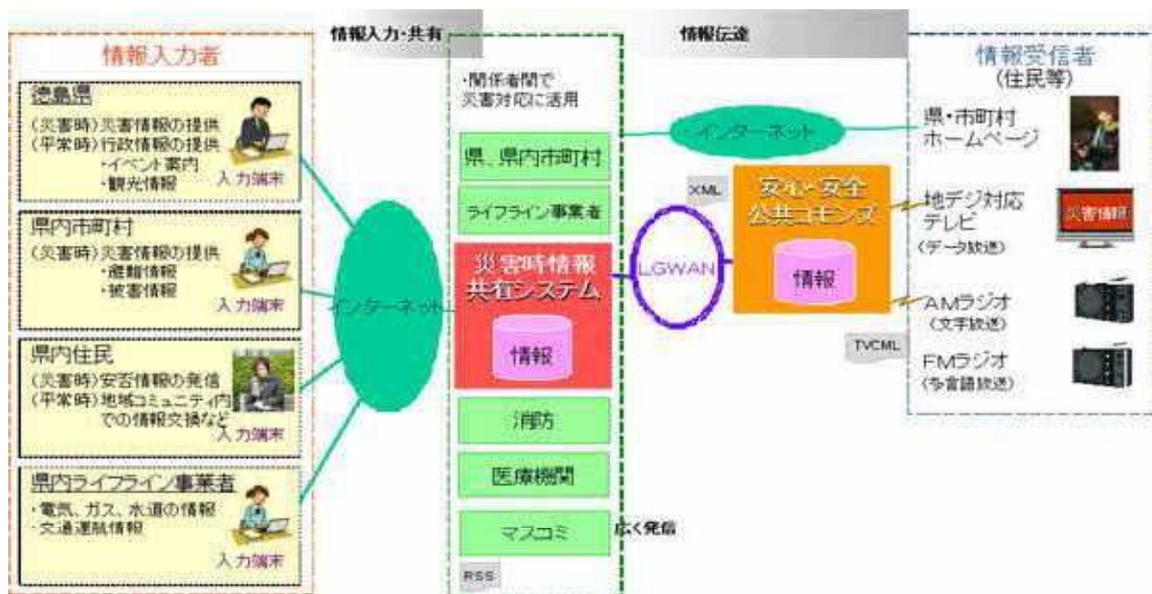
情報の収集にあたっては、CATV網、広報車、那賀町減災コミュニケーションシステム等を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

また、ドローンを活用した情報収集方法や活用方法についての調査研究を行い、その体制作りを積極的に推進する。

### 4 情報の収集、伝達系統

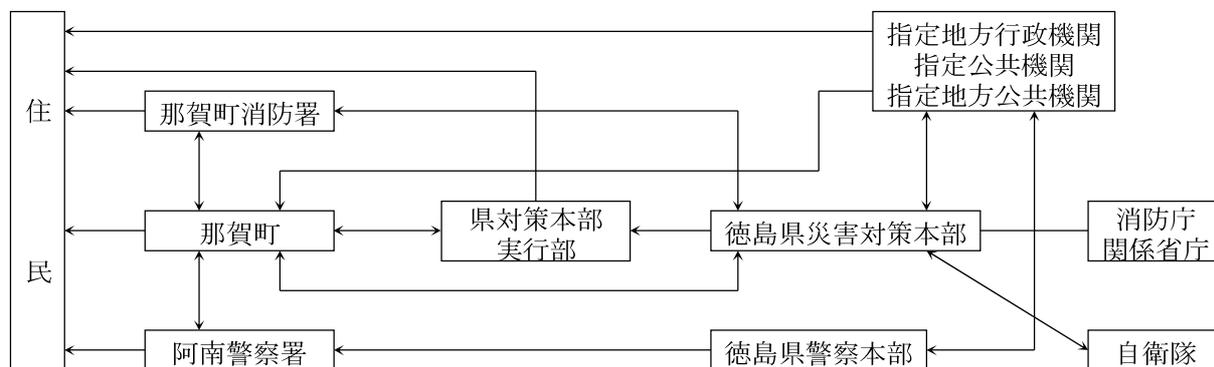
- (1) 県及び町の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

【災害時情報共有システムの場合】



(2) 町は、おおむね次の系統により防災関係機関と相互に情報の収集、伝達を行う。

【情報の一般的収集、伝達系統図】



## 第2 被害状況等の報告

災対法第53条の規定に基づき、町長は次のような災害が生じた場合には速やかに知事に被害状況等の報告を行う。なお、報告にあたっては火災・災害等即報要領（資料編参照）により行う。

### 1 報告の基準

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- (3) 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの
- (4) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (5) 区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (6) がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (8) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (9) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (10) 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告する。

### 2 調査方法

- (1) 被害状況の調査は、町が関係機関、公共的団体及び住民組織等の協力を得て実施する。
- (2) 被害が甚大のため町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

被害等の区分	担当部門	調査事項	協力機関
被害の総括	総務部門	総合被害	各関係機関
人的被害	総務部門	死亡者数・負傷者数の把握	那賀町消防本部 警察署
町有財産被害	総務部門	町有財産被害の総括	各施設管理者
商工関係被害	住民福祉部門	商工業の被害数	商工会
火災発生	総務部門	火災被害	那賀町消防本部
水防情報	産業建設部門	水防異常地面現象等に関する情報	南部総合県民局
医療施設被害	住民福祉部門	医療施設の被害状況	医師会
し尿処理・ごみ処理施設被害	住民福祉部門	し尿処理・ごみ処理施設の被害状況	環境センター
社会福祉施設被害	住民福祉部門	児童・社会福祉施設の被害状況	民生・児童委員 社会福祉協議会
住家等一般被害	総務部門	住家等一般被害状況	各自治会長
土木施設被害	産業建設部門	土木施設被害状況	建設業協会
農林関係被害	産業建設部門	農作物被害、耕地被害、林業被害状況	農業協同組合 森林組合 農業委員会
水道関係被害	住民福祉部門	水道施設被害状況	各地区水道組合
教育関係被害	住民福祉部門	学校、その他教育施設	各学校 P T A

### 3 被害報告の種類

被害報告は、災害の発生及びその経過に応じて次の3種類に区分し、その内容は被害状況等報告（別紙様式 資料編参照）のとおりとする。

- (1) 災害即報  
災害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告  
発生報告の後、被害の状況が変わるたびに逐次行う。
- (3) 確定報告  
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

#### 4 報告の方法

(1) 災害即報及び中間報告

災害即報及び中間報告は、原則として別紙様式（資料編参照）の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告する。

(2) 確定報告

確定報告は、必ず別紙様式（資料編参照）により文書で報告する。

#### 5 被害報告責任者

(1) 被害報告責任者は、本部長（町長）とする。

(2) 各対策部長は、本町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を総務対策部長に報告する。総務対策部長は、被害状況等を取りまとめ本部長に報告し、本部長は、別紙様式により知事に報告する。

#### 6 県と連絡がとれない場合等

(1) 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に対し直接報告をするものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡する。

那賀町 ——（知事への報告不能の場合）——→ 消防庁

(2) 災害発生に伴い、119番通報が集中した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。

那賀町 ——（119番通報が集中した場合）——→ 県・消防庁

(3) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

#### 7 連絡窓口

連絡窓口は、次表のとおりとする。

消防庁	
平日（9：30～17：45） 応急対策室	NTT回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
	衛星系 TEL *90-048-500-90-49013
平日（9：30～17：45）以外 宿直室	NTT回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
	衛星系 TEL *90-048-500-90-49103
徳島県危機管理部	NTT回線 TEL 088-621-2716 FAX 088-621-2887
	県ネットワーク衛星IP電話 TEL 7036100

## 第5節 災害広報

みらいデジタル課 ケーブルテレビ課 各支所

災害時において、一般住民及び関係機関に対し、被害状況、その他災害情報を適切かつ迅速に周知し、被災地域住民の的確な行動を促し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。特に高齢者、女性、障がい者等、要配慮者に配慮した広報を行うよう努める。

### 【活動のポイント】

- 1 課内の役割分担の決定
- 2 問い合わせ電話への対応
- 3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握
- 4 広報事項の整理（緊急広報事項の決定）
- 5 広報車両、掲示板等の確保
- 6 防災関係機関との連絡（情報の入手）
- 7 住民要望事項の広聴活動の実施

### 第1 情報の収集

まち・ひと・しごと戦略課は、各課から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行う。

報道機関	口頭、文書、電話
各関係機関	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、連絡員
一般住民、被災者	那賀町減災コミュニケーションシステム、広報車、CATV、ホームページ、口頭
庁内各課	電話、庁内LAN、口頭
その他必要とするもの	掲示板

### 第2 広報の手段

那賀町減災コミュニケーションシステム、広報車及び電話等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙の配布、掲示板への掲示を通じて周知する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対して十分配慮する。

### 第3 広報事項

防災機関及び住民に対して実施する広報活動は、おおむね次の事項を重点とする。

- (1) 災害時における町民の注意事項
- (2) 災害にかかる気象情報、被害の状況の周知
- (3) 町が実施しつつある災害対策の概要

- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所での心得
- (5) 指定避難場所の開設状況や混雑状況
- (6) 災害復旧の見通し
- (7) その他必要事項

#### **第4 広聴活動**

町は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせや要望に対応する専用電話等を備えた相談窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、住民からの要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

なお、相談窓口を開設した場合には、速やかに広報車等により住民へ周知する。

#### **第5 放送の要請**

町長は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を通じて行う。

## 第6節 災害救助法の適用

総務課 防災課

災害に際して、町長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については、災害救助法の適用を受け、国の機関として徳島県知事が行う救助のうち町長に委任された事項については、町長がこれを実施し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 迅速かつ正確な被害状況の把握
- 2 速やかな知事への被害状況の情報提供

### 第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。

ただし、災害の事項が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、本部長（町長）は知事に代わって実施する。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、本部長（町長）は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

### 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 町の区域内の被害世帯数が、40世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の被害世帯数が1,000世帯以上であって、本町の被害世帯数が20世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で、本町の被害世帯が前記1及び2の基準には達しないが、県下の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、町の救護に任せられないと認定したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

### 第3 被災世帯の算定基準

#### 1 被害の認定基準

##### (1) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれ等生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に被住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れる。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等全体を1世帯として取扱う。

(3) 全壊（焼）流失

「全壊（焼）」、「流失」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。

(4) 半壊（焼）

「半壊（焼）」とは、住家の損壊が著しいが補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部（「全壊（焼）」、「流失」に同じ。）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。

(5) 床上浸水

「床上浸水」とは、前記3及び4に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

## 2 住宅の滅失等の算定

- (1) 全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

## 第4 災害救助法の適用手続

- 1 町長は、本町における災害による被害の程度が、前記「第2 災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- 2 町長は、前記「第2 災害救助法の適用基準」の(4)及び(5)の状態被災者が現に救助を要するときは、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- 3 町長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

## 第5 救助の種類と実施権限の委任

### 1 救助の種類及び実施者

災害救助法、同法施行令（昭和22年政令第225号）及び徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）による救助の種類及び委任に基づく実施者は、次のとおりである。

救 助 の 種 類	実施者	救 助 の 種 類	実施者
避難所の設置	町長	被災した住宅の応急修理	町長
応急仮設住宅の供与	知事	学用品の給与	町長
炊出しその他による食品の支給	町長	埋葬	町長
飲料水の供給	町長	死体の搜索	町長
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	知事	死体の処理	町長
医療	知事	障害物の除去	町長
助産	町長	輸送費及び賃金職員等雇上費	町長
災害にかかった者の救出	町長		

## 2 救助の程度、方法及び期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

## 3 適用にあたっての留意点

- (1) 災害救助法の適用をすべきか否か判断するにも、災害の事態に対応した救助計画を樹立して救助体制を整備しようとするにも、町の正確な被害状況を迅速に把握することから始まる。したがって、町にあっては災害が発生した場合には、迅速かつ正確に管内の被害状況を知事に報告しなければならない。

そのためには、消防団、住民組織と行政機関との連絡網や行政機関内の連絡網の整備等、情報収集体制を防災計画の中で明記するとともに、災害報告責任者をあらかじめ定めておくものである。

また、災害調査班の編成や建築関係技術者等の専門家を確保しておき、被害の認定を適正に行う体制を整備する必要がある。

- (2) 町に災害救助法が適用されても救助の種類すべてがそのまま適用されるのではなく、災害の様相によって、必要最小限の種類に限り実施されるものであり、また災害救助法施行細則の定める程度、方法及び期間により無条件で実施してよいというのではなく、救助の各々にはそれぞれ趣旨、目的、対象、基準額、交付方法、手続、必要書類（台帳、証拠書類）等が定められており、取扱いが厳重であるから、漫然と安易に災害救助法に基づく救助を実施することは慎むべきである。

災害が発生して県から救助の種類を示され救助の実施を委任された場合には、「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）等によって適正なる救助実施の方法を再確認し、なお少しでも疑問の点がある場合は、すべて県に照会してしかる後実施する。

なお、救助実施の場合は、すべての報告、実施の収受、給与等、その他すべて災害関係の資料は正式書類、メモを問わずすべて整理しておき、一定期間保存しておく。

（資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表）

## 第7節 自衛隊災害派遣要請

防災課 各支所

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 派遣要請先  
町長 == (文書で要請) ⇒ 知事 ⇒ 自衛隊  
〔知事に通信不能時〕  
町長 == (通 知) ⇒ 自衛隊 (通信が可能となり次第状況を知事に報告)
- 2 要請事項の確認
- 3 受入窓口等の設置
- 4 ヘリポートの設置  
災害対策用ヘリポートに設定  
(資料編 那賀町飛行場外離着陸場)
- 5 撤収要請  
知事が町、派遣部隊の長と協議し、要請

### 第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握 (被害状況 (現地) 偵察 \*車両、航空機により実施)
- (2) 避難の援助 (避難者の誘導、輸送等)
- (3) 行方不明者、傷病者等の捜索救助 (捜索、救助 \*通常他の救助作業に優先し実施)
- (4) 水防活動 (土のうの作成、運搬、積込等)
- (5) 道路、水路の啓開 (啓開、除去等 \*放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)
- (6) 応急医療、救護及び防疫支援 (大規模な感染症の発生に伴う応急防疫等 \*薬剤等は、通常町又は県で準備)
- (7) 通信支援 (部外通信の支援 \*緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
- (8) 人員物資等の輸送 (救急患者、医師、救援物資の緊急輸送 \*航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限定)
- (9) 給食、給水及び入浴支援
- (10) 危険物の保安措置 (火薬類、爆発物等の危険物の保安措置、除去 \*能力上可能なものについて実施)
- (11) 消火活動 (消火剤の運搬投下による延焼阻止 (空中及び地上消火活動) \*原則として、地上防  
御活動が困難なとき等)
- (12) 宿泊支援 (被災者に対する宿泊支援)
- (13) 救援物資の無償貸付又は譲与 (「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 (昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与)
- (14) その他 (自衛隊の能力で対応可能なものについて所要の措置をとる。)

## 第2 災害派遣要請要領

### 1 派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、次の内容を記載した文書により依頼する。ただし、事態が急迫し緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

〈記載事項〉

- (1) 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

### 2 要請窓口

#### (1) 県

危機管理部 防災対策推進課 徳島県万代町1丁目 TEL：088-621-2716

#### (2) 陸上自衛隊第14旅団

第3部 香川県善通寺市南町2-1-1 TEL：0877-62-2311 内線2235  
県ネットワーク衛星IP電話 TEL：7036720

#### (3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令

司令本部 板野郡松茂町 TEL：088-699-5111 内線3213  
県ネットワーク衛星IP電話 TEL：7036730

#### (4) 海上自衛隊小松島航空隊司令

幕僚室 小松島市和田島町 TEL：0885-37-2111 内線213  
県ネットワーク衛星IP電話 TEL：7036740

### 3 緊急時の措置

特に緊急を要し、通信の途絶等により知事に対して要請を行うことができないときは、町長は速やかに陸上自衛隊第14旅団司令部第3部、海上自衛隊徳島教育航空群司令部及び海上自衛隊小松島航空隊本部幕僚室に通知する。この場合、連絡可能となり次第知事（危機管理部）にその旨を通知する。

### 4 自衛隊の自主派遣

大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

## 第3 災害対策用ヘリポートの設置

### 1 本町の災害対策用ヘリポート

町は、災害対策用ヘリコプターの降着場を定め、町長は、県に通知しておく。

（資料編 那賀町飛行場外離着陸場）

### 2 選定要領

- (1) 地表面は平坦でよく整理されていること。

- (2) 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること。
- (3) 所要の地積があること。

[ヘリポートの最小限所要地積]

機 種	着陸帯（直径）	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと。
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと。
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと。

### 3 ヘリポート設置上の留意点

- (1) ヘリポートの標示をすること。
  - ア 上空から確認できる風向標示の旗をたてる。又は、発煙筒を用意すること。
  - イ 着陸地点に石灰、白布等でH又は、○の記号を標示すること。
  - ウ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。
- (2) 危険防止に留意すること。
  - ア 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
  - イ 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
  - ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。
- (3) 生存者の使用する対空目視信号は次によること。
  - ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。
    - ※ 生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことにより地上に標識をつけたりするものがある。
  - イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
  - ウ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

## 第4 災害派遣部隊の受入体制

### 1 災害救援活動の調整

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、防災課に窓口を設け、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

### 2 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

### 3 宿泊施設等のあっせん

町は、県と連携し災害派遣部隊等が宿泊施設及び野営施設を必要とする場合、できる限りこれがあっせんする。

#### 4 情報の交換

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び派遣部隊と相互に情報の交換を行う。

#### 5 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費は、原則として町が負担する。

### 第5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救助活動の必要がなくなった場合、町長及び派遣部隊の長と協議の上、撤収要請をする。

## 第8節 消防活動

防災課 各支所 消防団 那賀町消防本部

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 【活動のポイント】

- 1 消防力の充実と消防活動体制の確立
- 2 応援体制の整備

## 第1 消防活動の体制

本町では、那賀町消防本部那賀町消防署、消防団及び婦人消防後援隊が消防業務を行っている。

### 1 非常備消防

- (1) 町長は、区域内において特に火災の発生しやすい地域、消火、人命救助に困難な地域又は火災発生の際延焼の危険性の多い地域について、あらかじめ予知し得る火災発生の状況を想定し、消防団と協議し消防計画をたてておく。
- (2) 町長は、火災気象通報による発表について、県から通知を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に対する警報を発し、消防団員の動員体制を整えるとともに、住民に周知する。
- (3) 消防団の指揮系統は、次による。
  - ア 消防団員の招集及び出動命令は、消防団長（事故ある場合は副団長）又は本部より命令する。
  - イ 火災が発生した場合において、必要あるときは団長及び本部の命令を受けるとなく、分団員について所属分団長において命令を発することができる。
  - ウ 各分団は相互に協力するとともに、必要ある場合は応援を求める。

### 2 常備消防

常備消防体制については、那賀町消防本部の計画による。

## 第2 火災危険区域対策

町長は、その区域内におけるおおむね次に掲げる区域についてあらかじめ調査し、必要に応じて指定し、災害対策を確立し、消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地帯
- (2) 特殊火災等危険区域

## 第3 自衛消防組織及び応援協力体制の確立

町長はその区域内に、特に火災発生の危険性がある工場があるときは、自衛消防他組織の整備を図る

ほか、火災発生状況を想定し、あらかじめ隣接市町との間に協定を結び相互応援協定を締結しておく。

#### 第4 警察官との相互協力

警察及び消防機関は、放火又は失火絶滅の協同目的のため、互いに協力するとともに、その他の災害による被害を軽減し、協同使命の達成のためにも相互協力する。

#### 第5 応援要請

町の消防力のみでは災害への対応が困難な場合は、次の応援協定により県及び他市町村に応援要請する。

- (1) 徳島県市町村消防相互応援協定
- (2) 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定
- (3) 徳島県広域相互応援協定

## 第9節 水防活動の実施

防災課 各支所 建設課 消防団

洪水による水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 水防本部事務局 ⇒ 防災課
- 2 水防本部 ⇒ (被害増大) ⇒ 災害対策本部
- 3 重要河川・ため池・水門等の巡視
- 4 水防用資材及び器具の適正配備
- 5 警戒区域等の準備

### 第1 水防の責任と義務

#### 1 水防管理団体の責務

町は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条に基づき、水防管理団体としてその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### 2 一般住民の義務

水防法第17条に基づき、常に気象状況、出水状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

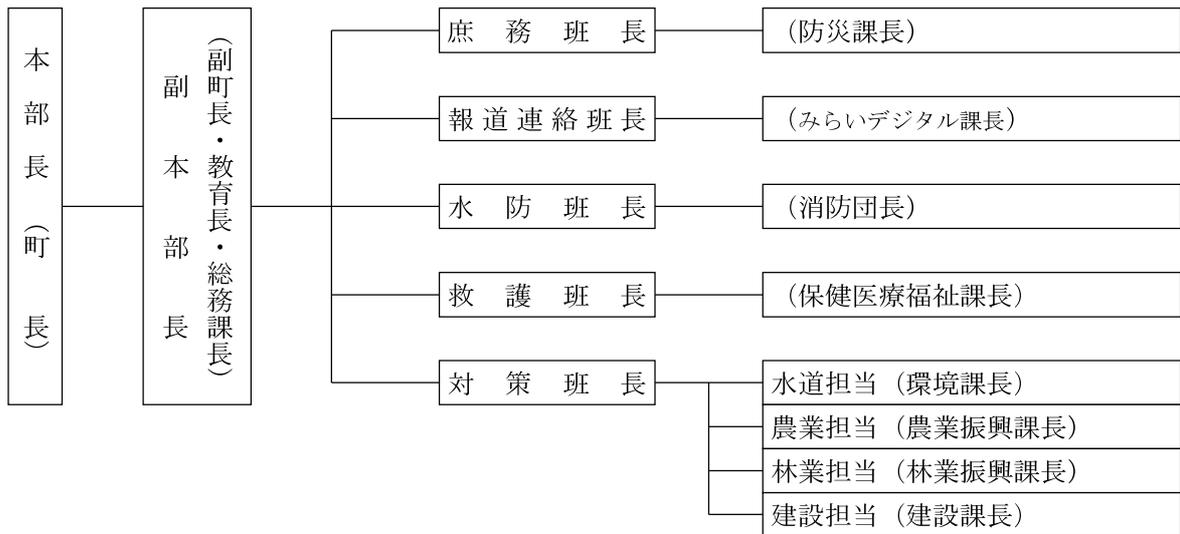
### 第2 水防体制

#### 1 設置

- (1) 町に水防本部を置き事態を処理する。また、事務局を防災課に設置する。
- (2) 水防本部を設置する時期は、徳島地方気象台から水防に関する予報が発せられ、洪水等の危険があると町長が認めたときに水防本部を設置する。

#### 2 組織

- (1) 水防組織  
水防業務を処理する水防の機関は、消防団をもってあてる。  
本町の水防本部の組織は、次のとおりである。



(2) 水防本部は、災害対策本部が設置されたときは同本部に統轄されるものとし、水防事務に関する任務分担についても、同本部に準ずる。

### 第3 観測及び通報

#### 1 雨量・水位

雨量及び水位の観測は南部総合県民局が次表に掲げる雨量観測所及び水位観測所において行い、必要に応じ、当該状況を町長に通報する。

〔徳島県水防情報伝達システム接続 雨量観測所（テレメーター）一覧表〕

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管等
ナカチョウシャ 那賀庁舎	南部総合 (那賀)	那賀川	那賀郡那賀町吉野字弥ハカヘ64-1	南部総合 (那賀)
ヤリド 槍戸	那賀川	坂州木頭川	那賀郡那賀町岩倉字シモアレ28-9	国交省
ナゴノセ 名古ノ瀬	那賀川	坂州木頭川	那賀郡那賀町掛盤字保木山7	国交省
ナガヤスグチ 長安口	那賀川	那賀川	那賀郡那賀町長安字向イ22-1	国交省
カワグチ 川口	那賀川	那賀川	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1	企業局

〔水位観測所〕

河川名	基準水位 観測所	地先名	水防団 待機水位 (m)	氾 注意水位 (m)	避 難 判断水位 (m)	氾 危険水位 (m)	対象水防 管理団体名
那賀川 (県管理区間)	和食 (下流)	那賀郡那賀町 和食字町	T.P. 46.30	T.P. 47.80	T.P. 47.80	T.P. 49.30	那賀町

※T.P.とは東京湾平均海面を基準とする高さ

## 2 ダム流量、水位の通報

国土交通省長安ロダム及び企業局川口ダム管理所は、長安ロダム及び川口ダムの流入量が通報流量に達したときは、必要に応じ次のとおり町長に通報する。なお、各ダムで町職員が情報収集する場合は、一部省略する。

四国電力（株）小見野々ダムは白久測水所水位が所定の水位に達したときは、必要に応じ次のとおり町長に連絡する。

ダム名	情報提供項目
長安ロダム	(1) 洪水警戒体制時、解除時 (2) ダムからゲート放流を行うとき (3) 放流量が毎秒2,000m <sup>3</sup> に達したとき (4) 放流量が毎秒3,000m <sup>3</sup> に達したとき（その後500m <sup>3</sup> 刻みに通報） (5) 最大放流量に達したとき (6) ただし書き操作を決定したとき、開始・終了したとき
川口ダム	(1) ダムからゲート放流を行うとき (2) ダムへの流入量が毎秒2,400m <sup>3</sup> に達したとき (3) ダムからの放流量が毎秒3,000m <sup>3</sup> に達したとき（その後放流量が毎秒500m <sup>3</sup> 増毎で通報） (4) ダムへの流入量及びダムからの放流量が最大になったとき
小見野々ダム	(1) 白久測水所水位が4mに達したとき（その後30分毎に連絡） ・小見野々ダム貯水位、白久測水所水位、北川雨量観測所時間雨量・累計雨量、日早雨量観測所時間雨量・累計雨量 (2) 白久測水所水位が6mに達したとき（その後30分毎に連絡） ・助大橋路面（国道側）から水面までの高さ

## 第4 監視警戒

### 1 監視、警戒

町長は、南部総合県民局から気象状況の通知を受けたとき、又は必要があると認めたときは、出水前に必ず巡視員をして堤防の巡視にあたらせる。この巡視は防災課の職員又は消防団員をもってあてる。

- (1) 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所、交通不能となる場所は、速やかに住民に周知するとともに、関係者に通報する。
- (2) 水位が警戒水位に達したと認めた場合は、速やかに関係者に通報し、はん濫注意水位が下がったときも同様とする。

### 2 報告

洪水に際し、町長は消防機関が出動したとき、又は水防作業を開始したとき、若しくは堤防等に異状を発見したときは、南部総合県民局美波庁舎に通報する。

南部総合県民局美波庁舎      0884-74-7333  
(資料編 重要水防区域)

## 第5 器具、資材及び設備の整備運用並びに輸送

### 1 器具資材及び設備の整備

- (1) 本町における水防資材、資機材の備蓄状況は、資料編のとおりである。
- (2) 水防資材は腐敗、破損しないよう、常に定期点検を行う。

### 2 水防資材の要請

町長は、水防活動により資材が不足した場合は、県の管理する水防資材を南部総合県民局に要請する。

### 3 輸送の確保

水防資材及び人員の調達、輸送のため使用する車両は、町所有の車両をあてる。  
(資料編 那賀町備蓄資機材一覧表)

## 第6 水防活動

### 1 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

町長は、次の事態に至ったときは、直ちに南部総合県民局美波庁舎を經由し、県河川課に報告する。

- (1) 氾濫注意水位に達したとき
- (2) 消防団が出動したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

### 2 非常配備

町長が職員及び消防団員を非常配備につかせるための指令を発する基準は、次による。

- (1) 町長が自らの判断により必要と認めたとき
- (2) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき

### 3 消防団出動基準

#### (1) 待機

待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき、又は町長が必要と認めたときとする。

#### (2) 準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、消防団に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は、下記による。

ア 消防団の役員及び団員は、状況に応じ役場又は危険地域に集合する。

イ 水防資機材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。

#### (3) 出動

河川の水位が警戒水位に達したとき又は水防管理者（町長）が出動の必要と認めたときは、直ちに消防団をしてあらかじめ定めた計画に従い警戒配置につかせる。

出動の要領は、下記による。

#### ア 第1次出動

消防団の一部が出動して巡視にあたるとともに、危険箇所早期水防等を行う。

#### イ 第2次出動

消防団の一部が出動、水防活動に入る。

#### ウ 第3次出動

消防団の全員が出動して水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、町長が危険度に適合するように定める。

#### (4) 解除

河川の水位が下降し危険のおそれなくなったとき、消防団員に対し水防活動の終了を通知する。

### 4 警戒区域の設定

消防団長又は消防団員（これらの者が不在のときは警察官）は、水防の万全を期するため、緊急に必要な場所について警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止、制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

### 5 住民の水防協力

町長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に住む者又は水防の現場にいる者をして、水防に従事させ消防団に応援させることができる。

### 6 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要あるときは、町長又は河川管理者は次の権限を行使することができる。（水防法第21条、河川法（昭和39年法律第167号）第22条第1項）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他資材の使用

ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用

エ 運搬具又は器具の使用

オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、町長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、その内容を示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、その内容を記載した証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡す。

### 7 避難のための立退き

水防法第22条の規定により町長又はその命を受けた職員は、必要があるときは広報車、防災行政無線その他の方法によって区域の居住者に対し立退き又は準備を指示することができる。その場合、阿南警察署にその旨を通知する。

### 8 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第10節 避難対策の実施

各課共通

大規模な災害時においては、多数の避難者の発生が予想される。

このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町は必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等要配慮者の避難支援対策の充実・強化をする必要がある。このため、地域住民に避難を促す「【警戒レベル4】避難指示」発令よりも前に、避難行動に時間を要する高齢者等避難行動要支援者に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める「【警戒レベル3】高齢者等避難」の伝達を行う。

また、町は危険の切迫性に応じて、伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように丁寧な伝達を行うことなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

### 【活動のポイント】

- 1 「高齢者等避難」の伝達
- 2 県への報告
  - (1) 避難指示の実施 ⇒ ①避難措置の内容、②実施日時・対象区域、③対象世帯数・人数
  - (2) 避難所開設 ⇒ ①開設日時・場所、②箇所数・収容人員、③開設期間の見込み
- 3 避難指示の内容  
〔明示事項〕 ⇒ ①対象地域、②避難先、③避難経路、④理由等
- 4 避難所の運営
  - (1) 避難者、地域住民、自主防災組織等の協力依頼
  - (2) プライバシーの確保
  - (3) 要配慮者への配慮
- 5 要配慮者用の避難所 ⇒ デイサービスセンター等老人福祉施設

## 第 1 実施責任者及び基準

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第56条)	避難行動要支援者への避難を求める	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき
避難の指示等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員 (災害対策基本法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	町長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき 知事の場合は町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 (災害対策基本法第61条) 警察官職務執行法第4条	立退き及び立退き先の指示 避難の措置	町長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき 町長から要求があったとき 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難の措置	被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる

## 第 2 避難情報の伝達

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により「【警戒レベル3】高齢者等避難」「【警戒レベル4】避難指示」「【警戒レベル5】緊急安全確保」の伝達を行う。

### ア 業務体制の構築

町は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるもの

とする。

## 1 災害一般の避難の指示等

- (1) 町長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求める。
- (2) 町長は、災害の状況に応じて避難指示等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- (3) 町長は、災害対策基本法に基づき、避難の指示等を発令するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じて、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。これらについて速やかに知事に報告する。
- (4) (2)の場合において、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (5) 知事は県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。
- (6) 町長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」や県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動作成指針」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

## 2 洪水についての避難情報

- (1) 町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。
- (2) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、立退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合には、阿南警察署長にその旨を通知する。

なお、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったときには、避難行動要支援者への避難を求める「高齢者等避難」を出す。

## 3 地すべりにについての避難指示

- (1) 町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。
- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示する。この場合、阿南警察署長にその旨を通知する。

## 4 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示

町長は急傾斜地の崩壊危険が切迫していると認められるときは、立退き避難を指示する。この場合、阿南警察署長にその旨を通知する。

## 5 土砂災害警戒情報の活用

町長は、「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示等の発令の判断基準として活用を図る。

## 6 避難の指示の内容

町長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

## 第3 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定

町長は、災害発生等により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

### 2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

## 第4 避難者の誘導

### 1 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、警察と協力して実施するが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者・障がい者・高齢者・幼児等を優先的に、できる限り集団で行う。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携のもと、町等に協力して避難誘導を実施するよう努める。

### 2 住民の避難誘導體制

- (1) 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (2) 町は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路とあわせて住民への周知徹底に努める。

- (3) 町は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

## 第5 避難場所について

### 1 指定緊急避難場所の指定

町は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、また、災害発生時の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得たうえで、災害の種別に応じて、指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

(資料編 指定緊急避難場所)

### 2 指定緊急避難場所に関する事項

- (1) 町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。
- (2) 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、町に届出する。
- (3) 町は、指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

### 3 避難場所の開設

町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

## 第6 避難所について

町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全、かつ、適切な避難所を選定し開設する。

また、町長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知する。

### 1 指定避難所の指定

町は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得たうえで指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

### 2 指定避難所に関する事項

- (1) 町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。
- (2) 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、町に届出する。
- (3) 町は、指定避難所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

## 第7 本町の避難所及び収容方法

### 1 本町の避難所

本町の避難所は資料編のとおりである。

(資料編 避難所施設)

### 2 収容方法

- (1) 収容場所は、あらかじめ定めてある避難所とするが、これら避難所が使用不可能なときは野外に仮設テント等を設置する。
- (2) 災害の状況により、予定した避難所が使用できないときは、町長は、知事又は隣接町村長と協議して所要の措置を講ずる。
- (3) 高齢者等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

## 第8 避難所の運営

### 1 避難所の運営・管理

- (1) 避難所の運営は、次のように災害規模に応じて行う。

#### I 大規模災害発生時

ア 南海トラフ巨大地震のような大規模災害の際は、町職員をすべての避難所に配置することは難しいため、各地区自主防災会が会長を中心に避難所運営を行う。会長が避難所にいない場合は、副会長以降の役員が代行するか、もしくは参集者の中で協議し、代表者を決め運営を行う。会長（もしくは代表者）が決まった後、第2章第9節第2「4 自主防災組織の編成」を参考に各班の役員を決める。

イ 1つの避難所に複数の自主防災会が集まった場合は、各自主防災役員が協議し、会長1名を決め、第2章第9節第2「4 自主防災組織の編成」を参考に各班の役員を決める。

ウ 炊き出しに必要な食材、避難所に必要な資機材等が不足する場合は町に要請する。ただし、町に伝達が不可能な場合は、連絡がつくまでの間、物資は各自の持ち寄り、もしくは近隣の商店から調達することとし、臨機応変な対応とする。その際の食材等の費用弁償については、個人の提供分は無償提供を基本とし、商店等の在庫品、農家の保管庫における保存品については災害が落ち着いた折に協議する。

エ その他必要な事項については、町が作成した「避難所運営マニュアル」を各自主防災単位で、各自主防災会に沿った内容に修正し、避難所内でのルールや近隣自主防災会との協力体制等を決めておく必要がある。

II 災害が町全域ではなく、地域に限られた場合の避難所運営については、関係機関の協力のもと、町が適切に行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者が協力し、また、地域住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。各地区自主防災会、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (3) 町は、それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努める
- (4) 町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努め、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、避難場所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。  
特に、女性トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。  
なお、食料や生活必需品等の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者、女性等に配慮する。
- (5) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。
- (6) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

## 2 要配慮者への配慮

- (1) 避難所での高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。  
社会福祉施設にスペースがない場合は、必要に応じ、各学校の空き教室を活用する。ただし、利用するには学校教育の場であることから、長期の利用とはせず、教育委員会と十分協議したうえで、必要最低限の期間の利用とする。
- (2) 町は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置、及び住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努める。

## 3 学校を避難所とする場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

## 4 避難所等における生活環境の向上

- (1) 町は、県とアマゾンジャパン及びヤマト運輸との協定による、必要な物を必要な量だけ支援可能な「ほしい物リスト」について、避難所運営を行う自主防災組織や避難所を担当する職員へその使用方法についての周知を行い、災害時には円滑に活用ができるよう努める。
- (2) 町は、県が策定した「災害時快適トイレ計画」を活用し、具体的なトイレ対策をまとめた「アクションプラン」に基づき、取組を推進し、携帯用トイレの備蓄や衛生管理の方針など、災害時のトイレについて適切な運用ができるよう努める。

## 5 避難所における感染症対策

- (1) 町は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや導線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (2) 町は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。
- (3) 町は、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。
- (4) 町は、テント、パーテーション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。
- (5) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第9 広域避難

### 1 広域避難の要請

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請する。

また、災害の発生により町がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、県及び国が代わって施行する。

ア 町は避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする。

イ 美波町とは平成30年に「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」を締結し、被災時に、避難が必要な場合は要請を行い、要請を受けた町は避難所を提供することとしている。

## 第10 避難の周知徹底

### 1 避難場所等の周知

町長は、避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に周知徹底させておく。また、道路の幅員も十分ではない本町の道路状況にかんがみ、災害時における緊急車

両の通行の確保を図るため、避難にあたっては、自家用車の使用は極力避けるよう、広報に努める。

## 2 避難指示等の周知徹底等

- (1) 避難実施責任者が、避難のための立退きを指示するときは、那賀町減災コミュニケーションシステム、音声告知、広報車等により速やかに地域住民に周知徹底を図る。
- (2) 要配慮者に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携のもと、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努める。
- (3) 浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努める。

## 第11 知事に対する報告

町長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、及び警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたときは、速やかに知事に対し次の事項を報告する。

- (1) 避難指示又は立退き先の指示の区分
- (2) 避難指示をした日時及び対象区域
- (3) 対象世帯数及び人員

## 第12 本町の避難所の現状

本町の避難所は資料編のとおりであるが、老年人口の比率の高さや地域的な条件を考慮すると、よりきめ細かな計画の策定が必要であり、次に挙げる点に留意し、今後なお一層の充実に努める。

### 1 避難所における要配慮者対策

本町の65歳以上の老年人口は、平成27年の国勢調査によると総人口の46.9%に達しており、避難所の運営においても要配慮者への配慮が必要となっている。

町では、各避難所において要配慮者用のスペースの確保に努めるほか、要配慮者用の施設や備品等を検討し、備蓄や入手ルートの確保を図る等、対策を講ずる。

また、養護を必要とする要配慮者のために、デイサービスセンター等の施設を要配慮者用避難所として整備する。

### 2 避難所の検討

本町の立地条件から、避難所の設定が難しい地区もあり、短期的には近隣人家の協力により一時的な避難場所の確保をしなければならないケースも考えられる。

町では、施設の開廃等に応じ、避難所の変更等も含め、常に検討を行う。

### 3 避難路の検討

災害時における安全な避難は、避難所の整備と避難路の適切な設定にある。本町の道路は必ずしも十分な幅員を持っておらず、災害時における道路閉塞の可能性は高い。したがって町では、より適切な避難路の検討が必要となり、さらに複数ルートの避難路の設定に努める。

### 第13 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第11節 交通確保対策

総務課 防災課 各支所 建設課 警察署

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

### 【活動のポイント】

- 1 交通規制の区分（実施者）  
本節第1に掲げるとおり
- 2 道路の巡視  
産業建設部門により緊急輸送路や災害危険箇所重点を置いて実施
- 3 応援要請
  - (1) 町のみで管理道路の交通規制が困難なときは、県に応援を要請
  - (2) 重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者に応援要請のほか、知事に自衛隊の派遣を要請
- 4 交通規制の周知  
標識、案内板、交通規制の予告板を設置するほか、報道機関等を通じて周知徹底する。
- 5 緊急通行車両の確認申請  
本節第4に定めるとおり

## 第1 交通規制

### 1 交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

なお、道路管理者と警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮する。

- (1) 道路管理者（国土交通大臣、知事、町長）
  - ア 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合
  - イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
- (2) 警察（県公安委員会、阿南警察署長、警察官）
  - ア 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合
  - イ 道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るため必要があると認める場合
  - ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合

## 第2 実施要領

### (1) 道路の巡視

災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害あるいは危険が予想されるとき、建設対策部は、現地に部員を派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、派遣した際には、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて実施する。

## (2) 応援の要請

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、阿南警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

また、町道が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

## 第2 措置命令等

### 1 警察官

(1) 出水、道路の損壊、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時歩行者又は車両等の通行の禁止又は制限を行う。

(2) 通行の禁止、制限の区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあるときは、その管理者等に必要な措置を命ずる。措置をとることを命ぜられた者又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自らがその措置を行う。

この場合、やむを得ない限度において、車両・その他の物件を破損することができる。

### 2 自衛官又は消防吏員

警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な同上の措置をとることができる。

## 第3 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて交通規制の周知徹底を図る。

## 第4 緊急通行車両の確認申請

### 1 緊急通行車両の確認

災対法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理部防災対策推進課又は警察本部及び阿南警察署において実施する。

### 2 緊急通行車両の確認手続き

(1) 県公安委員会においては、災害時における確認の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の確認制度を運用する。

(2) 町は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

（資料編 緊急輸送車両確認申請書様式）

（資料編 緊急輸送車両確認証明書様式）

## 第5 道路の応急復旧

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- (2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急復旧が、甚大かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

## 第12節 緊急輸送対策

防災課 建設課 那賀町消防本部

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送等に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施する。

### 【活動のポイント】

#### 1 輸送対象

本節第1に定めるとおり

#### 2 輸送力の確保方法

- (1) 町有車両の活用
- (2) バス会社、貨物運送業者等への協力要請
- (3) 特殊自動車は運送業者又は建設業者へ協力要請
- (4) 県へのヘリコプターの要請（資料編 那賀町飛行場外離着陸場）

#### 3 県への応援要請

町のみでの調達で不足の場合は、本節第2の5に定める事項を明示して県に応援を要請

#### 4 町内緊急輸送路

国道193号及び国道195号が県の定める輸送道路につき、前記路線と避難所等を結ぶ道路の優先復旧を業者に要請

### 第1 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは、次のとおりである。

- (1) 医療、助産その他救護のため輸送を必要とする者
- (2) 医薬品、医療用資機材
- (3) 食料、飲料水等の救護物資
- (4) 応急復旧資機材
- (5) 災害対策要員
- (6) 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- (7) その他必要と認められるもの

### 第2 輸送力の確保

町は次の方法をもって、輸送力の確保を行う。

#### 1 町有車両の利用

建設対策部は、活用し得る町有車両を必要な対策ごとに振り分け、効果的な運用ができるように計画を策定する。

#### 2 乗用車、バス及び貨物自動車

建設対策部は、バス会社、貨物運送業者等に協力を求め、輸送に必要な車両を調達する。

### 3 特殊自動車

運送業者所有のものは運送業者に、建設業者所有のものは、建設業者に協力を求める。

### 4 ヘリコプターの要請

町長は、輸送手段としてヘリコプターが必要なときは、知事に消防防災ヘリコプター等の出動の要請を行う。

なお、本町におけるヘリポートは次のとおりである。

(資料 那賀町飛行場外離着陸場)

### 5 県への応援要請

町で調達する車両のみでは不足する場合は、県に次の事項を明示して応援を要請する。

- (1) 輸送区間
- (2) 輸送期間
- (3) 輸送対象
- (4) 輸送台(隻)数
- (5) その他必要な条件

## 第3 緊急輸送路の指定

### 1 県指定緊急輸送路

本町においては、次のとおり県より第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路が指定されており、災害時には優先的に早期復旧が図られることになるが、この道路につながり、避難所等を結ぶ道路は、いち早く業者に復旧を要請し、輸送路の確保を行う。

区分	路線名	区間
第2次緊急輸送道路	国道193号	那賀町木沢支所 ～ 国道195号 那賀町平谷
	国道195号	国道55号(阿南市) ～ 那賀町木頭 高知県境
第3次緊急輸送道路	国道193号	吉野川市美郷支所 ～ 那賀町木沢支所
		国道195号(那賀町平谷) ～ 国道55号(海陽町)
	徳島上那賀線	上勝町役場 ～ 国道193号(那賀町木沢)
	山川海南線	国道193号(神山町) ～ 国道193号(那賀町木沢)
阿南鷺敷日和佐線	国道195号(那賀町) ～ 国道55号(美波町)	

### 2 町における輸送路の確保

町においては、県指定の第2次、第3次緊急輸送道路につながり、避難所等防災上重要な施設とを結ぶ道路を町指定の緊急輸送道路及び避難所等につながる重要路線とし、優先的に業者に復旧を要請できるように協定締結に努め、災害時の輸送路の確保を図る。

区分	路線名	区間
緊急輸送道路及び避難所等につながる重要路線	那賀町内 県道全路線	(資料 那賀町内 県道路線一覧)
	町道全路線	(資料 那賀町 町道路線一覧)

## 第13節 救出・救助対策

防災課 各支所 保健医療福祉課 消防団 那賀町消防本部 警察署

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者等に対する捜索又は救助の実施は、次に定めるところによる。

### 【活動のポイント】

- 1 被災者の救助及び捜索等は、那賀町消防本部、消防団を主体とし、阿南警察署とともに実施する。
- 2 要配慮者の分布状況を平常時から把握しておく。

### 第1 実施責任者

- (1) 被災者の救助は、町長が行う。
- (2) 人の生命身体が危険な状態にある者の捜索・救助は、那賀町消防本部及び消防団が警察機関と連携して行う。

### 第2 救助の方法

救助は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、被害状況の早急な把握に努めるとともに迅速な救助作業を行う。

- (1) 被災者の救助及び捜索等は、那賀町消防本部、消防団を主体として救助班を編成し、阿南警察署とともに実施する。
- (2) 公共施設周辺等多数人の集まる場所に重点を指向する。
- (3) 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。
- (4) 妊産婦、乳幼児、寝たきり高齢者、身体障がい者等の要配慮者分布状況に留意し、災害時に備えておく。
- (5) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

### 第3 応援要請

町のみでは救助活動が不可能なときは、隣接町村及び県に応援要請を行う。

### 第4 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第14節 医療救護活動

保健医療福祉課 町内の医療機関\*

災害のため、医療・助産のための救護需要が多量、広域的に発生した場合の体制を確立し、迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

### 【活動のポイント】

- 1 医療・救護・救出を要する状況の把握
  - 2 町内の医療機関を中心とした救護班の編成
  - 3 医療従事者が不足する場合は、県に医療救護班の派遣を要請
  - 4 傷病者の搬送は町が実施し、必要に応じヘリコプターによる空輸を県に要請
  - 5 医薬品、資器材の調達 ⇒ (1) 購入、(2) 県への要請
- \* 町内には上那賀病院、日野谷診療所、木沢診療所、木頭診療所、北川診療所の町営医療機関があり、その他の民間医療施設もある。

### 第1 実施責任者

被災者に対する医療救護活動は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村、県又はその他の医療機関の応援を要請する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

### 第2 救護班の編成

#### 1 救護班の編成

- (1) 町は、町内の医療機関を中心に救護班を編成しておく。
- (2) 患者護送、入院等救護活動の緊急性にかんがみ、平素主旨を徹底し編成準備しておく。

#### 2 医療従事者の確保

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は次の事項を明示して県に医療救護班の派遣を要請する。

- (1) 診療科別必要人員
- (2) 必要医療救護班数
- (3) 期間
- (4) 派遣場所
- (5) その他必事項

なお、初期災害医療救護においては、自律的な活動を行うことが必要であり、県及び日本赤十字社徳島県支部は、状況により自らの判断で医療従事者を市町村医療救護所に派遣できる。

派遣する医療従事者は、医師1人、看護師2人、連絡員（運転用務を含む。）1人を基本とし、状況に応じて班員構成の調整を行う。

派遣された医療従事者は、あらかじめ定められた招集連絡方法、出動体制により、医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び通信機器等を携行する。

### 第3 救護所の設置

#### 1 設置場所

救護所を下記のとおり設置する。ただし、災害の規模や状況に応じて設置場所を変更する。  
なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

#### 【救護所】

名 称	所在地
鷺敷中学校	那賀町和食郷字南川1 1 9 番地
相生小学校	那賀町延野字大原8 0 番地
上那賀中学校	那賀町小浜1 9 7 番地
旧木沢小学校	那賀町坂州字向エ1 6 9 番地 1
木頭文化会館	那賀町木頭和無田字マツギ4 0 番地

#### 2 業 務

救護所において、救護班は、次の業務を重点的に実施する。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助 産
- (6) 記録及び災害対策本部への状況報告

### 第4 医療救護体制

#### 1 後方医療救護体制

被災地内の災害医療活動を調整するため、県は災害拠点病院に現地災害医療コーディネーターを置き、被災地外への患者輸送、受入れ医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。

町の救護班で対処できない重中等・重症患者は、各救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容する。

2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

#### 2 広域的医療救護活動の調整

県全体の災害時医療活動を調整するため、県は災害対策本部に総括災害医療コーディネーターを置き、被災地内における医師や医薬品等の不足に対応し、医療救護活動を円滑に実施するための調整を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び医療救護班の派遣、傷病者の受入れについて災害拠点病院、徳島DMAT指定医療機関及び他府県、国等に対し要請を行うなど、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段等の確保について、支援・調整に努める。

町は必要に応じて、県に応援要請を行う。

## 第5 傷病者の搬送

- (1) 傷病者の医療機関への搬送は、原則として町が実施する。
- (2) 救護所から医療機関、医療機関から医療機関へ搬送する場合等で、町で対応できない場合は、県、日本赤十字社徳島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。
- (3) 道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、必要に応じヘリコプターによる空輸を県に要請し、県が消防防災ヘリコプターや関西広域連合が事業主のドクターヘリ等により行う。

## 第6 医薬品、医療資器材の調達

- (1) 町長は、医療及び助産救護活動に必要な医薬品等の調達についての計画を定めておく。
- (2) 不足する場合は、知事に支援を要請する。知事は、医療及び助産活動に必要な医薬品等を現有医薬品等から優先的に使用し、当該医薬品等が不足したときは、速やかに業者から調達できるよう準備しておく。輸血用血液については、日赤徳島県支部を通じ、徳島県赤十字血液センターから優先的に供給させる。

## 第7 難病等に係る対策

町は、県、医療機関等と密接な連携を図り、難病患者等に必要な医療の確保を行うために、医療機関の状況把握と医薬品の確保に努める。

また、難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院に協力を求める等して、必要な医療を提供できる医療機関の把握と確保に努める。

## 第8 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

(資料編 災害・事故等時の医療救護に関する協定書 (社団法人 阿南市医師会))

## 第15節 飲料水の供給

環境課

災害時における飲料水の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な飲料水供給の実施を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 簡易水道施設、飲料水供給施設等の被害調査と応急復旧の実施
- 2 必要水量（第1段階から第3段階を想定し、順次増加）  
1日1人3リットル ⇒ 炊事、洗面等最低生活に必要な水量 ⇒ 若干の不便を感じる程度
- 3 給水方法  
拠点給水又は運搬給水
- 4 優先給水施設
- 5 事前準備  
事前に業者との協定に努める等迅速な対応を日常より準備

### 第1 実施責任者

- (1) 被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。また、災害救助法が適用されたときは、知事から委任を受けた町長が行う。
- (2) 被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災し、町のみでは対応できない場合、町は下記事項を明示し県に対し支援要請し、他の市町村及び関係機関等からの広域的な支援を受け実施する。
  - ア 供給人口
  - イ 供給水量
  - ウ 供給期間
  - エ 供給他
  - オ 給水用具（給水タンク車、タンクのみ、その他）

### 第2 応急給水

#### 1 確保水量

必要給水量は被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の3段階に分け順次増加していく。

- (1) 第1段階（発災時から3日目まで：災害直後の混乱期で拠点給水、運搬給水で対処する期間）  
生命維持に必要な最低給水量の1人1日3リットルとする。
- (2) 第2段階（4日目から：拠点給水の時期から仮設給水栓を活用し比較的円滑な応急給水を行うまでの期間）  
飲料水に加え、炊事、トイレ等の最低生活を営むための水量として1人1日20リットルとする。
- (3) 第3段階（発災後4週まで：1戸1栓程度の給水から平常給水までの期間）  
若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量とし、目安は1人1日100～250リットルとする。

#### 2 給水方法

運搬給水方式は、特に大規模災害直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と思われるので、原則として拠点給水方式を優先する。

- (1) 拠点給水方式  
指定避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水池等を給水拠点に設定し、応急給水を実施する。
- (2) 運搬給水方式  
災害による被害が僅少で給水拠点が限定できる場合は、有効な手段であり、下記の防災上重要な施設に、主に給水車、給水タンクを用い応急給水を実施する。
  - ア 救護所及び医療機関
  - イ 災害時給食設備所
  - ウ 災害対策本部より指示された場所

### 3 応急給水対策

- (1) 応急給水拠点の整備を図る。
- (2) ポリ容器の確保のほか給水タンクの整備を図る。
- (3) 震災対策用緊急貯水槽や井戸等の緊急用水源の確保に努める。
- (4) 他町村の相互の応援給水体制、水道資材の相互融通の整備に努める。

### 4 水質の安全対策

- (1) 貯水槽については、日頃より、定期的に水質検査を実施する必要があるため、残留塩素を補うために薬品の備蓄も必要である。
- (2) 給水車、仮設貯水設備についても使用直前に清掃、消毒を行った後で飲料水を貯水する。

## 第3 応急復旧

### 1 復旧方針

- (1) 取水施設、浄水場、配水池の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- (2) 管路の復旧は幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

### 2 復旧方法

- (1) 取水施設、浄水場、配水池の応急復旧については、それぞれの施設に熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能回復の復旧作業にあたる。
- (2) 管路については、被害状況により復旧順位を決め、次のように段階的に復旧を進める。
  - ア 第1次応急復旧  
主要幹線の復旧が完了し、給水拠点、給水車等による応急給水から、管路による給水までの段階をいい、できるだけ断水地域を解消することを目標とする。
  - イ 第2次応急復旧  
各戸給水をめどに行う応急復旧である。

### 3 応急復旧対策

- (1) 水道資材、重機等の確保については、資機材メーカー、施工業者等と事前の協定等を締結する等、資機材の規格、施工方法について統一に努める。
- (2) 応援復旧の方法と順序を想定する。
- (3) 緊急時の組織、応援受入体制について、近隣市町村と十分調整しておく。

#### 第4 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第16節 食料の供給

にぎわい推進課 教育委員会

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料の調達、供給体制を確立して、被災者等に対して円滑な食料の供給並びに炊出しの実施を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 調達体制の強化（平常時）
  - (1) 小売業者のリストアップ
  - (2) 業者等との協定締結の検討
- 2 住民への備蓄の広報の実施（平常時）
- 3 災害時の調達
  - (1) 1に定める業者等に供給を依頼
  - (2) 県に応急食料の要請
- 4 炊出しの実施  
日赤奉仕団、社会福祉協議会、婦人会、ボランティア等の協力要請
- 5 食中毒発生の防止 ⇒ ① 給食施設の実態調査、② 手洗い、消毒等の励行等
- 6 救援物資集積場所 ⇒ 那賀町役場、鷺敷中学校体育館、那賀町健康センター、上那賀支所

### 第1 実施責任者

食料供給の実施は町長が行う。ただし、町で対処できないとき、町長は、他市町村又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けた町長が行う。

### 第2 食料の調達配給方法

#### 1 米穀等

- (1) 応急食料の供給を実施しようとするときは、町内小売販売業者から所有米穀又はパン等を調達する。
- (2) 町長は、町において米穀等の調達が困難なときは、知事に対して応急食料の要請をする。知事は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給斡旋を行う。また、必要に応じ、農林水産省政策統括官（政策統括官付貿易業務課）に対して政府所有米穀の引渡しを要請を行う。

#### 2 副食、調味料

- (1) 副食、調味料は、町内食料販売業者から調達する。
- (2) 町長は、町において副食調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼する。知事は、町長から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

### 第3 炊出しの実施

大規模災害発生において、炊出しの必要があるときは、町に相談のうえ、婦人会、自主防災組織（食料班）を中心に行い、日赤奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア等の応援を求めて行う。町と連絡ができない場合、商店等の在庫品を活用し、避難所で炊き出しを行う。また、商店等に在庫がない、もしくは付近に商店等がない場合は各自の持ち寄りで行う。その際の費用弁償等については、各自持ち寄り

の場合は無償提供とし、商店等の在庫、農家の保管庫における保存品に関しては災害が落ち着いた折に協議する。

小規模な災害の折には、町が食事等を検討し、必要に応じ婦人会等に協力を要請する。

### 1 炊出しの対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者
- (3) 消防団員等救助、消火、災害処理などを行う者

### 2 炊出し予定場所

炊出しは、学校等の給食施設、避難所の調理室等、既存の施設を利用する。ただし、施設が利用できない場合は野外炊飯等に対応する。

### 3 留意点

- (1) 町において直接実施することが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実状に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。
- (2) 被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、にぎり飯と漬物・缶詰等の副食に関する配慮を要する。

### 4 応援要請

町長は、町において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼する。

## 第5 配慮すべき事項

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 第4 災害時における食料集積場所

町長は、県等から輸送される食料の集積場所を次のとおり定める。なお、その旨をあらかじめ知事に報告しておく。

[救援物資集積場所]

名 称	所 在 地	床面積 (㎡)
鷺敷中学校体育館	那賀町和食郷字南川119番地	9 3 6
那賀町健康センター	那賀町延野字王子原31番地1	6 2 1
上那賀支所	那賀町小浜151番地	4 8 5

## 第5 住民への食料備蓄の推進

町は、食料の調達体制の確立を推進するものとするが、住民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、平素から3日分の食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

## 第6 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第17節 生活必需品等の供給

にぎわい推進課

災害時における被服、寝具その他生活必需品の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 調達体制の強化（平常時）
  - (1) 小売業者のリストアップ
  - (2) 業者等との協定締結の検討
- 2 住民への備蓄の広報の実施（平常時）
- 3 災害時の調達
  - (1) 1に定める業者、組合等に供給を依頼
  - (2) 県に斡旋を依頼
- 4 救援物資の集積場所 ⇒ 那賀町役場
- 5 仕分け・配送要員の確保

### 第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給は、本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の協力を得て行う。

### 第2 調達計画

- (1) 町長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品の調達計画をあらかじめ樹立しておく。被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。
  - ア 寝具（毛布、布団等）
  - イ 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
  - ウ 肌着（シャツ、ズボン下等）
  - エ 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
  - オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
  - カ 食器（茶わん、皿、はし等）
  - キ 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
  - ク 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）
- (2) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 第3 物資の調達及び配分

#### 1 町内業者等からの調達

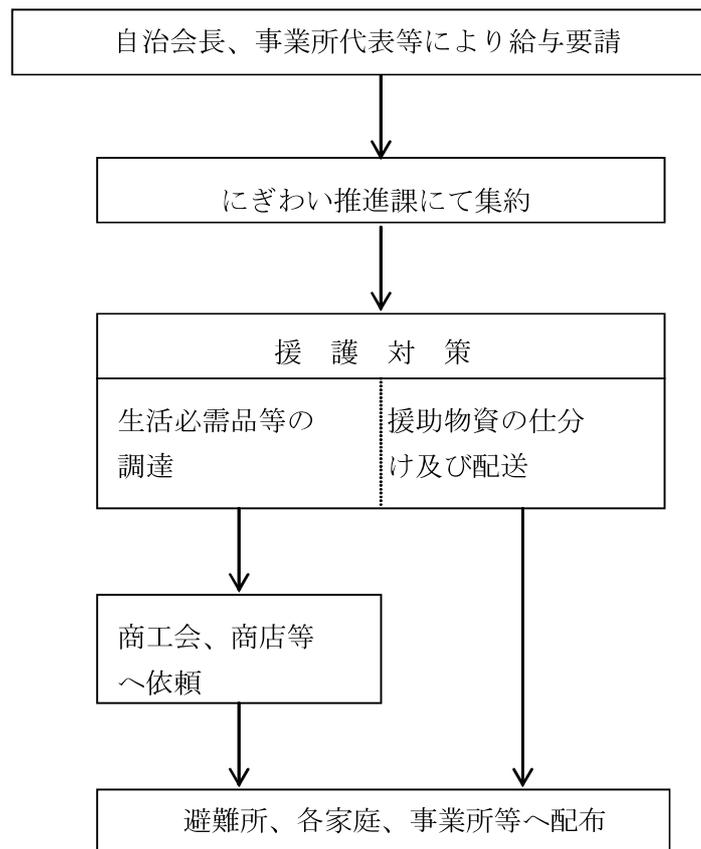
町では、商店、商工会等に協力を依頼して、生活必需品の供給を行う。

## 2 県への応援要請

町は、必要とする緊急物資を町内で確保することができないときは、被害中間報告等により、県に緊急物資の供給を要請する。

## 3 調達及び配分の要領

知事から引渡しを受けた救援物資や他市町村から送られてきた救援物資は、被災者名簿により速やかに配分する。なお、物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、仕分け及び配送については日赤奉仕団、社会福祉協議会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



## 第4 物資の集積場所

町では、救援物資等の集積場所を次のとおり定め、円滑に仕分け、配送が行えるよう努める。

[救援物資集積場所]

名称	所在地	床面積 (㎡)
鷺敷中学校体育館	那賀町和食郷字南川119番地	9 3 6
那賀町健康センター	那賀町延野字王子原31番地1	6 2 1
上那賀支所	那賀町小浜151番地	4 8 5

## 第5 住民への備蓄の推進

町は、住民に対し平素から懐中電灯、下着等必要最小限のものを非常袋等に備蓄するよう、広報紙等で啓発する。

## 第6 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第18節 保健衛生活動

保健医療福祉課

被災地において、被災住民の健康保持を図るための対策は、本計画の定めるところによる。

### 第1 健康管理、こころのケア

#### 1 健康相談等

町は阿南保健所の協力を得て、避難所等を巡回して、被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

#### 2 栄養指導等

町は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難所等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には次のとおり。

- (1) 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の要配慮者への指導、相談
- (2) 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- (3) 被災生活が長期にわたることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- (4) その他必要な指導、相談

#### 3 精神保健相談等

町は、県及び医療機関等と密接な連携を行い、被災者等のこころのケアを図るため、精神科医、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング、診察等を行う。

### 第2 食品衛生対策

被災地における給食施設（炊出し施設を含む。）の実態を把握するとともに、応急食料（支援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給を行う。

#### 1 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

また、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

#### 2 応急食料

応急食料については、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保する。

#### 3 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒

- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

## 第19節 防疫活動

保健医療福祉課

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ的確に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定するところにより実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに諸手続を行い、収容施設に収容する。

### 【活動のポイント】

- 1 防疫組織の編成 ⇒ 住民福祉部門を中心に編成
- 2 防疫組織の任務 ⇒ 被害状況の把握、防疫業務の実施、住民への衛生指導及び広報活動、患者の収容等
- 3 消毒用資機材及び薬品の確保 ⇒ 一般販売店から緊急調達
- 4 県への報告 ⇒ 第3に定めるとおり

### 第1 実施責任者

災害地における防疫は、町長が実施する。ただし、町の被害が激甚なため又はその機能が著しく阻害されたため、知事の指示、命令により町長が行うべき業務を実施できないとき、若しくは実施しても不十分であると認めるときは、知事が代執行を行う。

### 第2 防疫活動の実施方法

#### 1 防疫組織の編成

住民福祉部門を中心に「防疫組織」を編成する。必要に応じ被害状況の把握、防疫活動の実施、住民の衛生指導及び広報活動、患者の収容等を行う。

#### 2 防疫業務

防疫活動は、住民福祉部門が中心となり、阿南保健所との緊密な連絡のもとに、実情に即した指導、協力を行う。

- (1) 保健所の検病調査の実施にあたっては、これに協力し、情報の的確な把握に努め、検病調査の結果、必要と認められるときは、健康診断を行う。
- (2) 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の家屋、井戸等の消毒並びにねずみ、昆虫等の駆除を行う。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定により、生活用水の供給を行う。
- (4) 感染症患者が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、感染症指定医療機関に収容する。
- (5) 予防接種の実施  
防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

#### 3 防疫活動に必要な資材

防疫活動に必要な資材は、次に掲げるものとし、必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

- (1) 噴霧器

- (2) 消毒薬品
- (3) 昆虫駆除剤
- (4) 検使用資材等

### 第3 報 告

町長は警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により阿南保健所を經由して知事に報告する。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫所要見込経費
- (4) その他

## 第20節 遺体の搜索及び火葬等

住民課 消防団 那賀町消防本部 警察署

災害により既に死亡していると推定される者の搜索、調査、処理及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、火葬等を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施する。

### 【活動のポイント】

- 1 遺体の搜索、処理及び火葬等は、警察及び消防団の協力を得て行う。
- 2 身元不明の遺体については、那賀警察署に連絡し、遺品等身元確認のための措置を行う。
- 3 遺体収容（安置）所を確保し、納棺用品、ドライアイス等を確保
- 4 原則として災害発生から10日以内に火葬を行う。

### 第1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び火葬等は、町長が警察及び消防団等の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が実施する。

### 第2 遺体の搜索

#### 1 実施方法

- (1) 遺体の搜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索活動は、町災害対策本部、那賀町消防本部及び阿南警察署が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び地区等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努める。
- (3) 人命救助、救急活動及び遺体・行方不明の搜索中遺体を発見したときは、町災害対策本部及び阿南警察署に連絡するとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行う。

#### 2 応援の要請等

町において、被災その他の事情により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、県に応援の要請を行う。

### 第3 遺体の調査処理

#### 1 検案の実施

阿南警察署の調査を待って、次により行う。

- (1) 遺体の調査は、原則として救護班の医師が実施する。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等遺体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行う。

#### 2 遺体の搬送

調査を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容（安置）所に搬送する。

#### **第4 遺体の収容、安置**

町長は、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設する。  
遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設する。

#### **第5 遺体の火葬等**

- (1) 遺体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬を行う。
- (2) 火葬期間は災害発生から10日以内とする。

#### **第6 災害救助法が適応された場合**

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第21節 要配慮者への支援対策の実施

保健医療福祉課 社会福祉協議会 社会福祉施設等の管理者  
※社会福祉施設等とは、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院をいう。

災害が発生した際、要配慮者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 第1 避難収容活動

町は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

#### 1 避難指示等の災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、屋外放送（那賀町減災コミュニケーションシステム）、CATV、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適確に行う。

#### 2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

#### 3 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。社会福祉施設にスペースがない場合は、必要に応じて、各学校の空き教室を活用する。ただし、利用するには学校教育現場であることから、長期の利用とはせず、教育委員会と十分協議したうえで、必要最低限の期間の利用とする。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

##### (1) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

##### (2) 避難所における物資の確保及び提供

車いす等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

##### (3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

(4) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

## 第2 在宅者対策

町は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

### 1 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童委員協議会、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

### 2 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

### 3 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

### 4 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

## 第3 児童に係る対策

(1) 町は県とともに、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

(2) 町は県とともに、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センターに対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

## 第4 外国人等に対する対策

(1) 町は県とともに、被災した外国人等の迅速な把握に努める。

(2) 町は県とともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。

(3) 町は県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

(資料編 要配慮者利用施設)

## 第22節 廃棄物の処理

環境課

災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理（清掃）等環境衛生活動の実施は、本計画の定めによるほか、「那賀町災害廃棄物処理基本計画（以下「処理計画」という）」に基づき行う。

### 【活動のポイント】

- 1 処理方法
  - ・ごみ処理 那賀町クリーンセンター
  - ・し尿処理 那賀町衛生センター
- 2 ごみ処理計画の策定
  - ごみ処理施設の被害状況を把握し、処理計画を策定
- 3 仮置場の設定
  - 保健衛生上適当と思われる場所に設定

### 第1 実施責任者

被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理（清掃）等は町長が行う。ただし、災害規模が大きく被害甚大で町のみで処理不可能の場合は、他市町村及び県の応援を要請し実施する。なお、県域で災害廃棄物処理が困難な場合、県が関西広域連合、国及び他の都道府県に応援を要請する。

### 第2 実施方法

#### 1 ごみ処理及び災害廃棄物の処理

- (1) 町長は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、施設の応急復旧に努め早期稼働を図るとともに、処理計画に基づき、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理する。
  - また、住民に対しその状況・内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。
  - 発災後の一般廃棄物は被災状況に応じ、平時と同様の収集作業を制限し、緊急性を要する避難所等からの優先収集も考慮し、排出区分及び排出場所は、被災状況に応じて変更を行う。
  - ただし、この場合は広報・掲示板等を通じ、住民に情報提供を行う。
- (2) 町長は、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、これが大量に発生した場合は、処理計画に基づき、指定した保健衛生上適当と思われる場所に仮置場を設置する。
  - なお、適正処分確保のため、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、環境汚染の未然防止のため、雨水浸透防止及びごみ飛散防止を図り、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努める。

〔ごみ処理施設及びごみ収集運搬車〕

施設名	所有車両		台数
那賀町クリーンセンター 那賀町蔭谷字土佐田山4-1	パッカー	4 t	3
		3 t	3
	ダンプ	4 t	1
		3 t	3
		2 t	3
	ユニック	3 t	1

2 し尿の処理

(1) 下水道施設（農業集落排水施設等）・し尿処理施設「那賀町衛生センター」の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限とその対処法を住民に広報する。し尿の処理は、原則として衛生センターにおいて行う。

(2) 汲取り制限

被災地域での処理能力が及ばない場合は、応急措置として2割～3割程度の汲取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。

(3) トイレ凝固剤等処理剤の配布

町は、水洗便所の使用が不能となったとき、又は避難所を開設し必要となった場合は、住民に対しトイレ凝固剤等処理剤を配布する。避難所ではトイレ設備に使用方法を明示し、各個人で汚物処理を行う。汚物は蓋つきのポリバケツ等を用意しておき衛生面に注意する。汚物は定期的に回収し、焼却処分等検討する。

〔し尿処理施設〕

名称	所在地
那賀町衛生センター	那賀町日浦字追立口250-1

〔し尿収集運搬車〕

所有者	所有車両		台数
(有)田中清掃	バキューム	4 t	2
		2 t	2
(有)森清浄社	バキューム	4 t	4
		2 t	1

## 第23節 住宅の確保

建設課・住民課

災害のため住家に被害を受けた者に対して、応急仮設住宅の供与を実施し、被災者の一時的な住居の確保を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 応急仮設住宅の供与の実施者
  - ・災害救助法が適用されない災害時は町長
  - ・災害救助法適用時は知事
  - ・知事の委任により町長
- 2 住宅の種類
  - (1) 一般向け
  - (2) 高齢者、身体障がい者向け
- 3 住宅へのライフラインの整備  
町長が行う。
- 4 労務及び資材の確保  
あらかじめ関係団体との協力体制を整備
- 5 被災者向け住宅の確保  
町は県と連携し、公営及び民間の空き住宅の確保し、被災者向け住宅の確保に努める。

### 第1 応急仮設住宅の供与

#### 1 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の供与は、町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事の委任により町長が行う。

#### 2 対象者

災害のため住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

#### 3 期間

災害発生の日から20日以内に着工する。

#### 4 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・身体障がい者向けの住宅を供給する。

#### 5 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

## 6 建設用地

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮する。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、事前に建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握する。

(資料編 応急仮設住宅用地候補地リスト)

## 7 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、町長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

## 8 運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

## 第2 住宅の応急修理

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画に定める。

### 1 実施責任者

(1) り災者に対する住宅の応急修理は、町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

### 2 対象者

災害のため住宅が半壊（半焼）し、自らの資力で住宅を修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。

### 3 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

### 4 範囲

居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

## 第3 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は町が確保について斡旋を行う。

## 第4 労務及び資材の提供に関する協力体制

町は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておく。

## 第5 被災者向け住宅の確保

町は応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、関係団体に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等、住宅の確保に努める。

## 第6 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第24節 労務供給計画

防災課 にぎわい推進課

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

### 【活動のポイント】

- 1 要員の確保  
災害対策本部の要員で不足する場合は、労務者等を雇用し災害応急対策を実施
- 2 従事命令又は協力命令  
1でもさらに要員が不足するとき、又は緊急のときは、各法令の定めるところにより従事命令又は協力命令を発する。

### 第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については、町長が行う。

### 第2 要員の確保

町災害対策本部において、町内で要員の確保ができないとき、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者等を雇用し災害応急対策にあたる。

#### 1 雇用手続

各部が労務者等を必要とする場合、次の事項を明示し関係機関に依頼し雇用する。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) 労務者の輸送方法
- (8) その他必要な事項

### 第3 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災対法、災害救助法、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発する。

#### 【従事命令・協力命令の種類と執行者】

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項	町長 警察官

災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項 災害対策基本法第65条第2項	知事 町長 (委任を受けた場合)
災害救助対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項	消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防団長

## 第25節 ボランティア活動の支援

保健医療福祉課 社会福祉協議会 ボランティア団体

大災害により大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するためのNPO・ボランティア等の協力体制について、町、県及び防災関係機関等が実施すべき事項は、本計画の定めるところによる。

### 第1 ボランティア団体等の協力

町、県及び防災関係機関等は、NPO・ボランティア等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

### 第2 ボランティアの受入れ

町は県とともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

### 第3 ボランティア団体等の活動

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- (4) 災害廃棄物の撤去・清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

### 第4 被災地におけるボランティア支援体制の確立

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

また、平時に町と協議をして決まった場所に「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、町内外からのボランティアの受入れをスムーズに行い、住民からの応援要請に対し迅速にマッチングができるよう、システムの導入、資機材の確保を事前に行っておく。

## 第26節 義援金・義援物資の受入・配分

会計課

一般県民及び他府県等から被災者あてに送られた義援金・義援物資を确实、迅速、公平に被災者に受入・配分し、被災者の生活の安定を図る。

### 【活動のポイント】

- 1 被災者ニーズの正確な把握
- 2 義援金・義援物資の受付担当
  - (1) 義援品 ⇒ 会計課
  - (2) 義援金 ⇒ 会計課
- 3 配分、輸送人員の確保 ⇒ 日赤奉仕団等各種団体に協力要請
- 4 義援品の保管場所 ⇒ 那賀町役場

### 第1 義援金の受入れ及び配分

被災者に対する義援金の受入を必要とする場合は、次の関係機関は協力して募集方法、期間等を定めて募集する。

【関係機関】日本赤十字社徳島県支部、(福)徳島県共同募金会、県等

#### 1 義援金の配分

関係機関で構成する義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定する。

- (1) 関係機関  
日本赤十字社徳島県支部、(福)徳島県共同募金会、県等
- (2) 協議・決定事項
  - ア 義援金の保管
  - イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
  - ウ 義援金の使途
  - エ その他必要な事項

#### 2 義援金受入の広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じ住民広報に努める。

### 第2 義援物資の受入れ及び配分

町は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項に留意する。

#### 1 物資受入れの基本方針

- (1) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括

して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けない。

## 2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- (1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一箇所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。
- (2) 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼する。

## 3 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- (1) 必要としている物資とその数量
- (2) 義援物資の受付窓口
- (3) 義援物資の送付先、送付方法
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

## 4 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

## 第27節 電力施設の災害応急対策

四国電力(株) 四国電力送配電(株) 県企業局総合管理推進センター

### 第1 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡の上、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施する。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとる。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、ブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

### 第2 災害時における応急工事

災害が発生したときは、災害の規模、災害施設の状況に応じ、電力の早期供給を主眼とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力設備の被害状況を速やかに調査把握し、人員、資材、機動力等を最大限に活用するとともに、感電事故防止に十分留意しつつ、次により応急工事を実施する。

#### 1 発電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

#### 2 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を実施するとともに被害線路の復旧を図る。

#### 3 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートからの逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復旧送電を図る。

#### 4 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、回線種別に応じ必要最小限の回線数を迂回ルートによって確保する。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努める。

支持物が倒壊、折損、流失した場合は、健全な構築物、樹木等により応急的処置を講ずる。

### 第3 ダム、せき、水門等の管理

洪水時の対策措置は次のとおり実施するものとする。

- (1) 洪水時においては、特に上流発電所えん堤並びに気象観測所と緊密な連絡を保ち、降雨量の変化状況等を勘案し、貯水池への流入量の把握に努める。
- (2) 放流を行おうとする場合は、事前に電話等により下流の発電所のえん堤に連絡するとともに警報設備並びに地元公共機関を通じ下流地域に警報連絡を行う。
- (3) 放流にあたっては、ダム操作規程により、上下流地域へ被害を与えないよう適切な管理を図る。

## 第28節 障害物の除去

建設課

災害により、道路、河川、住居等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して被災者の保護を図り、あるいは日常生活に支障を及ぼしている障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置する。

### 【活動のポイント】

#### 1 除去の実施責任者

- ① 町長 ⇒ 応急措置実施の障害となる工作物、水防活動実施の障害となる工作物、住家周辺に運ばれた障害物
- ② 維持管理者 ⇒ 道路、河川等にある障害物
- ③ 所有者又は管理者 ⇒ その他施設、敷地内の障害物

#### 2 実施方法

土木建設業者に請け負わせて実施

#### 3 人員確保

不足の場合は建設業者から供給を受けるほか、地区住民への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行う。

### 第1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行う。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者（町長）又は消防団長が行う。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町で実施困難のときは知事に対し応援、協力を要請する。
- (5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者及び管理者が行う。

### 第2 実施方法

障害物除去の事務は建設課が担当し、土木・建設業者にこれを請け負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

### 第3 所要人員の確保

災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるが、不足する場合は建設業協会から人員の供給を受ける。このほか、本章第24節「労務供給計画」に定めによるが、必要に応じ地区住民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼する。

（資料編 大規模災害発生時における支援活動に関する協定（徳島県建設業協会 相生支部））

### 第4 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法によ

る救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 第29節 教育対策

教育委員会

学校施設の被災又は児童生徒等の被災により、通常の教育に支障を来した場合の応急教育は、次に定めるところによる。

### 【活動のポイント】

#### 1 児童生徒の安全確認

災害後は、児童生徒の所在確認を行った上、精神的又は心理的ストレスを受けた者に対してカウンセリングを行う。

#### 2 授業の再開場所

- ・校舎が全壊又は半壊 ⇒ (1) 残存部分又は遊休施設の利用、(2) 仮設建物の設置
- ・補修で対応可能 ⇒ 国庫負担事業の認定を待たず復旧し使用
- ・避難所として使用された場合 ⇒ 隣接学校の余裕教室その他公共的施設の利用

#### 3 学校が避難所となる場合の留意事項

町災害対策本部と学校長は、応急教育の実施のため必要な協議を行う。

#### 4 教材・学用品の調達

学校の貸出し可能学用品リスト作成のほか、業者への調整体制及び輸送手段をあらかじめ計画しておく。

#### 5 教職員の確保

不足が生じたときは、隣接学校に応援を要請

#### 6 児童生徒の転入学措置

希望する児童生徒がいる場合は、受入れ学校では手続等を可能な限り弾力的に行う。

### 第1 実施責任者

- (1) 町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施する。
- (2) 学用品の給与は、災害救助法が適用された場合、知事の委任により町長が行う。

### 第2 応急教育の実施

学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、町教育委員会は、学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、平常授業の早期再開に向け、努力する。

特に、児童・生徒の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別室・講堂・体育館等）利用計画、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに、学校自体が避難所として臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておく。

#### 1 児童生徒の安全確保

- (1) 児童生徒の所在及び通学路の安全確認を行う。
- (2) 応急教育を行う場所の選定にあたっては、児童生徒の安全確保に努める。
- (3) 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒に対しては、町内医療機関等がカウンセリング指導

を行うが、必要がある場合は、阿南医師会等の協力を得る。

## 2 文教施設の災害応急対策

### (1) 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は、復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行う。

なお、前記該当する適当な建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行う。

### (2) 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待たず復旧を行う。

## 3 児童生徒の転入学措置

児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続等を可能な限り弾力的に取扱い、転入学を円滑に行う。

## 4 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において操作ができないときは、隣接学校に応援を要請し、なお不足する場合はそれぞれの教科に応じ、指導主事等を派遣依頼し教科指導にあたる。

## 5 給食の実施

### (1) 物資の確保

県学校給食会の保管する物資の特別配送、一般救援物資の利用等により物資の確保を図る。

### (2) 施設・設備の整備

給食施設復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。

## 6 災害救助法が適応された場合

災害救助法が適応された場合の対象者、期間、費用等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法、期間」の表を参照のこと。

## 7 教材・学用品の調達

(1) 町、農協、保護者個人等による教材学用品の輸送手段を確保しておく。

(2) 教材及び学用品業者へ緊急連絡できる体制を確立しておく。

## 8 授業料の減免

児童生徒の被災状況を調査し、別に定める授業料減免基準に該当した者は、申請に基づき減免を行い、児童生徒の就学に支障のないよう努める。

## 9 就学援助費等の支給

町長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。また、既に準要保護に認定された小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速

やかに就学援助費を再支給する。

### 第3 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- (1) 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、町災害対策本部とその利用について必要な協議を行う。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難活動との調整について町災害対策本部と必要な協議を行う。
- (4) 要配慮者の避難に際し、社会福祉施設にスペースがない場合は、必要に応じ、各学校の空き教室を活用する。ただし、利用するには学校教育の場であることから、長期の利用とはせず、教育委員会と十分協議したうえで、必要最低限の期間の利用とする。

## 第30節 危険物品の保安対策

防災課 消防団 那賀町消防本部

危険物の保安対策は、次に定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 町長
- (3) 知事
- (4) 警察本部長

### 第2 火薬類・高圧ガス

町長は、施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入り検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域等を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の撤去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示勧告又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施する。

### 第3 石油類及び薬品

- (1) 町長は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- (2) 火災の防ぎよは、消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受ける。
- (3) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の禁止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。
- (4) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置する。



## 第4章 災害復旧・復興

## 第1節 復旧・復興の基本方針

町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県及び国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

## 第2節 公共施設災害復旧事業計画

災害復旧は、被災した各施設の復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてる。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別による。

### 第1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路の各施設

### 第2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地農業用施設
- (2) 林業用施設
- (3) 共同利用施設の各施設

### 第3 教育施設災害復旧事業計画

### 第4 水道施設災害復旧事業計画

### 第5 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

### 第6 都市施設災害復旧事業計画

### 第7 住宅災害復旧事業計画

### 第8 社会福祉施設災害復旧事業計画

### 第9 官庁建物等災害復旧事業計画

### 第10 その他の公共施設災害復旧事業計画

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

#### 第1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第69号）
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（昭和39年8月14日建設省都市局通達）
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (10) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- (11) 上水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (12) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

#### 第2 激甚災害に係る財政援助措置

##### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- (14) 湛水排除事業

##### 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

### 3 中小企業に対する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

### 4 その他の財政援助措置

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (3) 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (4) 水防資器材費の補助の特例
- (5) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (6) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る。

町は、被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、仕業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施に向けた被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

### 第1 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

### 第2 災害弔慰金等の支給、貸付け

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第111号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

#### 1 災害弔慰金の支給

- (1) 支給対象  
政令で定める災害により死亡した住民の遺族
- (2) 支給額  
生計維持者 500万円以内  
その他の者 250万円以内

#### 2 災害障害見舞金の支給

- (1) 支給対象  
政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民
- (2) 支給額  
生計維持者 250万円以内  
その他の者 125万円以内

#### 3 災害援護資金の貸付け

- (1) 貸付対象  
災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限あり。）
- (2) 貸付限度額  
ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円～350万円

- イ 住居又は家財の損害 150万円～350万円
- (3) 利率  
年3%（据置期間は無利子）
- (4) 据置期間  
3年（特別の事情のある場合は5年）
- (5) 償還期間  
10年（据置期間を含む。）
- (6) 償還方法  
年賦又は半年賦
- (7) 申込先  
那賀町

### 第3 生活福祉資金

災害により被害を受けた者（低所得者）に対して資金の貸付けを行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

### 第4 雇用機会及び労働条件の確保

#### 1 計画目標

公共職業安定所（以下「安定所」という。）その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置又は災害時における求職者給付の支給に関する特例措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

また、労働基準監督署（以下「監督署」という。）は、災害復旧工事等における労働災害防止対策を行うほか、被災労働者に対する労災保険給付等を行う。

#### 2 対策

町は、被災者の職業斡旋について、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立する。

### 第5 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は次のとおりである。

#### 1 町税

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立する。

### 第6 生活相談

町は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努める。

### 第7 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被害者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第8 罹災証明書の交付等

### 1 平常時

- (1) 町は災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (3) 町は、災害時に県及び他市町村との応援協定による職員が派遣された際に、住宅被害調査、罹災証明書発行作業が迅速に行えるよう、システムの整備を進める。整備完了後は担当課以外の職員でも使用できるよう、定期的に職員研修、訓練を行い、非常時に対応できるように努める。

### 2 非常時

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早急に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
- (2) 町は住家の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図る。

## 第9 被災者台帳の作成等

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

## 第5節 計画的復興

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、震災復興体制を構築するとともに、町は「大規模災害から復興に関する法律（以下「復興法」という。）」に基づく復興計画（以下「市町村復興計画」という。）を迅速に定める。

### 第1 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、地域構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、町及び県は、事業を速やかに実施するための復興方針及び復興計画を策定し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進める。

#### 1 復興計画の策定

町は復興法に基づき、復興基本方針及び復興方針に即して、市町村復興計画を策定する。また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、各分野ごとの計画の整合を図る。

#### 2 復興方針及び町復興計画策定のプロセス

- (1) 復興方針及び町復興計画の策定にあたっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、議会、県、町民、関係機関の意見の反映に努めるとともに、専門的な意見を聴取するため、有識者等が委員となる震災復興会議（仮称）を招集し、復興方針（案）を諮問する。その後、震災復興会議（仮称）の答申を踏まえ、復興方針を決定し、関係部局において町復興計画（案）を作成する。
- (2) 町復興計画に、町民の意見を反映するとともに、議会、県や関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、県復興計画等との整合性を図り、町復興計画（案）を策定する。
- (3) 震災復興会議、震災復興本部会議の審議を経て、町復興計画を決定し、公表する。

#### 3 復興方針及び町復興計画の公表

町民や県などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞やインターネット等の広報媒体により復興施策を具体的に公表する。

### 第2 留意事項

町、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民のコンセンサスを得るよう努めつつ、再度災害防止と、より快適な住居環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急を実施する。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

### 第3 「事前復興」の取り組み

町及び県は、被災後、復興対策を計画的かつ円滑に実施していくために、あらかじめ復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組む。

